

(別紙)

平成 13 年 7 月 5 日付課法 3-57 ほか 11 課共同「法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について」(法令解釈通達)のうち、次表の「改正前」欄に掲げる部分を「改正後」に掲げるように改正する。

(注) 下線を付した部分が改正部分である。

改 正 後

(9 給与支払事務所等の開設・移転・廃止届出書)

※整理番号

税務署受付印

給与支払事務所等の開設・移転・廃止届出書

平成 年 月 日 税務署長殿 所得税法第 230 条の規定により次 とおり届け出ます。	(フリガナ) 氏名又は名称	_____
	〒 住所又は 本店所在地 電話 () -	_____
	(フリガナ) 代表者氏名	_____ ㊟

(注) 「住所又は本店所在地」欄については、個人の方については申告所得税の納税地、法人については本店所在地を記載してください。

開設・移転・廃止年月日 平成 年 月 日 給与支払を開始する年月日 平成 年 月 日

○届出の内容及び理由 (該当する事項のチェック欄□に✓印を付してください。)

「給与支払事務所等について」欄の記載事項

	開設・異動前	異動後
<input type="checkbox"/> 開業又は法人の設立 <input type="checkbox"/> 上記以外 <small>※本店所在地等とは別の所在地に支店等を開設した場合</small>	開設した支店等の所在地	
<input type="checkbox"/> 所在地の移転	移転前の所在地	移転後の所在地
<input type="checkbox"/> 既存の給与支払事務所等への引継ぎ (理由) <input type="checkbox"/> 法人の合併 <input type="checkbox"/> 法人の分割 <input type="checkbox"/> 支店等の閉鎖 <input type="checkbox"/> その他 ()	引継ぎをする前の給与支払事務所等	引継先の給与支払事務所等
<input type="checkbox"/> 廃業又は清算終了 <input type="checkbox"/> 休業 その他 ()	異動前の事項	異動後の事項

○給与支払事務所等について

	開設・異動前	異動後
(フリガナ)	_____	_____
氏名又は名称	_____	_____
住所又は所在地	〒 _____ 電話 () - _____	〒 _____ 電話 () - _____
(フリガナ)	_____	_____
責任者氏名	_____	_____
従事員数	役員 人 従業員 人 () 人 () 人 () 人 計 人	
(その他参考事項)		

税 理 士 署 名 押 印 _____ ㊟

※税務署 処理欄	部門	決算 期	業種 番号	入力	名簿 等	用紙 交付	通 信 日付印	年 月 日	確認 印
-------------	----	---------	----------	----	---------	----------	------------	-------	---------

23. 12 改正

(源 0 3 0 1)

(規格 A 4)

改 正 前

(9 給与支払事務所等の開設・移転・廃止届出書)

※整理番号

開設
給与支払事務所等の移転届出書
廃止

税務署受付印

平成 年 月 日 税務署長殿	(フリガナ) 名 称	_____
	〒 所 在 地 電話 () -	_____
	(フリガナ) 代 表 者 氏 名	_____ ㊟

所得税法第 230 条の規定により下記のとおり届け出ます。

記

給与支払事務所等 を開設・移転・ 廃止した年月日	平成 年 月 日	屋 号	_____
開設・廃止 の 内 容	<input type="checkbox"/> 法人設立 <input type="checkbox"/> 開 業 <input type="checkbox"/> 解 散 <input type="checkbox"/> 廃 業 <input type="checkbox"/> その他 ()	<input type="checkbox"/> 法人成り <input type="checkbox"/> 支店開設 <input type="checkbox"/> 休 業 <input type="checkbox"/> 支店閉鎖	事務担当者の 氏名及びその 所属する係名
	住所又は本店 の 所 在 地	_____	住 所 電話 () - _____ (フリガナ) 氏 名
事業 種 目	_____	_____	_____
給与支払を 開始する年月日	平成 年 月 日	前 移転 後の所在地	_____

従 事 員 数 及 び 給 与 支 払 の 状 況

区 分	役 員	事務職員	営業・工員	その他	計
従 事 員 数	人	人	人	人	人
給与の定め方					
税 額 の 有 無	有・無	有・無	有・無	有・無	

(その他参考事項)

税 理 士 署 名 押 印 _____ ㊟

※税務署 処理欄	部門	決算 期	業種 番号	入力	名簿 等	用紙 交付	通 信 日付印	年 月 日	確認 印
-------------	----	---------	----------	----	---------	----------	------------	-------	---------

21. 06 改正

(源 0 3 0 1)

(規格 A 4)

改 正 後

(9 給与支払事務所等の開設・移転・廃止届出書)

給与支払事務所等の開設・移転・廃止届出書の記載要領等

1 この届出書は、給与等の支払事務を取り扱う事務所等（以下「給与支払事務所等」といいます。）を開設、移転又は廃止した日から1か月以内にその給与支払事務所等の所在地の所轄税務署長（移転の場合には、移転前と移転後のそれぞれの事務所等の所在地の所轄税務署長）に提出してください。

2 各欄は、次により記載してください。

(1) 「事務所開設者」の各欄には、届出者の氏名又は名称、住所（居所）又は本店（主たる事務所）の所在地及び法人の場合は代表者の氏名をそれぞれ記載してください。

(2) 「給与支払を開始する年月日」欄は、給与支払事務所等を開設した月中に給与の支払が開始されない場合に、給与の支払を開始した日（又は開始予定日）を記載してください。

(3) 「届出の内容及び理由」欄は、該当する事項のチェック欄□に✓印を付してください。
給与支払事務所等の名称の変更など届出事項に異動があった場合は、「その他」欄に異動した届出事項を記入し、「給与支払事務所等について」欄に異動の内容を記載してください。

(4) 「給与支払事務所等について」の各欄には、届出の内容及び理由に基づき所要の事項を記載してください。

(注) 給与支払事務所等の移転があった場合、移転前の支払に係る源泉所得税の納税地は、この届出書に記載された移転後の給与支払事務所等の所在地とされます。

そのため、法人の合併又は分割の場合は、被合併法人又は分割法人の源泉所得税の納税地は、合併法人又は分割承継法人の給与支払事務所等（本店又は支店等）の所在地に引き継がれることになります。

また、支店等の給与支払事務所等は、事務所開設者が廃業又は清算終了しない限り廃止したことにはならないため、支店等を閉鎖した場合のその納税地は、他の給与支払事務所等（本店又は他の支店等）の所在地に引き継がれることになります。

【既存の給与支払事務所等への引継ぎをする場合の理由別の記載事項】

引継理由	引継ぎをする前の給与支払事務所等	引継先の給与支払事務所等
法人の合併	被合併法人（被合併法人の本店及び支店等）	合併法人の本店又は支店等
法人の分割	分割法人（分割法人の本店及び支店等）	分割承継法人の本店又は支店等
支店等の閉鎖	閉鎖される支店等	閉鎖される支店等の給与支払事務を引き継ぐ本店又は他の支店等

(5) 「従事員数」欄には給与等を支払う職種別の人員数を記載してください。

(6) 「その他参考事項」欄は、法人成りにより個人の事業を廃止した場合のその廃止した事業に係る事業主、納税地、整理番号など、参考となる事項を記載してください。

(7) 「税理士署名押印」欄は、この届出書を税理士及び税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名押印してください。

(8) 「※」欄は、記載しないでください。

3 留意事項

○ 法人課税信託の名称の併記

法人税法第2条第29号の2に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について、この届出書を提出する場合には、申請書等の「氏名又は名称」の欄には、受託者の氏名又は法人の名称のほか、その法人課税信託の名称を併せて記載してください。

改 正 前

(9 給与支払事務所等の開設・移転・廃止届出書)

給与支払事務所等の開設・移転・廃止届出書の記載要領等

1 この届出書は、給与の支払事務を取り扱う事務所等を開設、移転又は廃止した日から1か月以内にその事務所等の所在地の所轄税務署長（移転の場合には、移転前と移転後のそれぞれの事務所等の所在地の所轄税務署長）に提出してください。

2 各欄は、次により記載してください。

(1) 標題の「開設・移転・廃止」の文字は、届出の区分に応じ該当する文字を○で囲んでください。

(2) 「名称」、「所在地」及び「代表者氏名」の各欄には、届出者の名称、住所（居所）若しくは本店（主たる事務所）の所在地及び代表者の氏名をそれぞれ記載してください。
ただし、この届出の対象とする事務所等の所在地が届出者の住所（居所）又は本店（主たる事務所）の所在地と異なるときは、この届出の対象とする事務所等の所在地を記載してください。

(注) この場合、「住所又は本店の所在地」欄に届出者の住所（居所）又は本店（主たる事務所）の所在地を記載してください。

(3) 「開設・廃止の内容」欄は、該当するものにレ印を付し、それ以外の場合には、その他にレ印を付してその内容を（ ）内に記載してください。

(4) 「給与支払を開始する年月日」欄は、給与支払事務所等を開設した月中に給与の支払が開始されない場合に、給与の支払を開始した日（又は開始予定日）を記載してください。

(5) 「移転前後の所在地」欄は、給与支払事務所等を移転した場合のみ、該当する文字を○で囲むとともに、移転前の所在地を所轄する税務署長に提出するときは移転後の所在地を記載し、移転後の所在地の税務署長に提出するときは移転前の所在地を記載してください。

(6) 「従事員数及び給与支払の状況」の「給与の定め方」欄には日給・月給等の区分を記載し、「税額の有無」欄には各人ごとの給与額及び扶養親族等の状況等からみて納付すべき税額があるかどうかを判断し、その区分の全員について納付すべき税額がないと認められる場合には「無」を、その他の場合には「有」を○で囲んでください。

(7) 「その他参考事項」欄は、法人成りにより個人の事業を廃止した場合のその廃止した事業に係る事業主、納税地、整理番号など、参考となる事項を記載してください。

(8) 「税理士署名押印」欄は、この届出書を税理士及び税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名押印してください。

(9) 「※」欄は、記載しないでください。

3 給与支払事務所等の廃止届出書については、「名称」、「所在地」、「代表者氏名」、「給与支払事務所等を廃止した年月日」、「廃止の内容」、「住所又は本店の所在地」だけ記載してください。

4 留意事項

○ 法人課税信託の名称の併記

法人税法第2条第29号の2に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について、国税に関する法律に基づき税務署長等に申請書等を提出する場合には、申請書等の「名称」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記載してください。

(21 会社事業概況説明書)

国税局

出資関係図の添付について**1 出資関係図の添付**

内国法人が、当該内国法人との間に完全支配関係(注1)がある他の法人を有する場合には、法人税の確定申告書に当該内国法人との間に完全支配関係がある法人との関係を系統的に示した図(以下「出資関係図」といいます。)を添付することとされていますので(法規 35 四、37 の 12 五)、完全支配関係がある他の法人を有する場合には、出資関係図を作成の上、確定申告書への添付をお願いします(注2)。

この出資関係図には、原則として、決算期末において完全支配関係があるすべての法人について記載していただくことになります。

(注1) 完全支配関係とは、①一の者が法人の発行済株式等の全部を直接又は間接に保有する関係として政令で定める関係(以下「当事者間の完全支配の関係」といいます。)又は②一の者との間に当事者間の完全支配の関係がある法人相互の関係をいいます(法 2 十二の七の六)。

(注2) 連結確定申告書についても同様です。なお、仮決算による中間申告書、連結法人の個別帰属額の届出書及び清算事業年度予納申告書に関しては、添付不要です。

2 記載に当たっての留意事項

出資関係図の作成に当たっては、裏面の作成例を参照していただくほか、次の事項に留意の上、適宜の様式に記載して提出してください。

- (1) 出資関係図は、決算期末時点における状況に基づいて記載します。
- (2) 出資関係図には、当該法人との間に完全支配関係があるグループ内の最上位の者(法人又は個人)を頂点として、その出資関係を系統的に記載します。
- (3) グループ全体の出資関係図を作成することになりますから、グループ内のすべての法人の決算期が同一の場合には、各法人の確定申告書には同一の出資関係図をそれぞれに添付することになります(決算期が異なる法人がグループ内に存している場合には、その異なる決算期末の時点の出資関係図を作成し、当該法人の確定申告書に添付することになります)。
- (4) 出資関係図には、出資関係を系統的に図に示すほか、グループ内の各法人の法人名、納税地、所轄税務署、代表者氏名、事業種目、資本金等の額、決算期などの項目を記載していただくこととなりますが、グループ内の法人が多数である場合には、これらすべての記載項目を記入することは困難ですから、裏面の作成例のとおり、系統図とは別の様式で作成して差し支えありません。

(21 会社事業概況説明書)

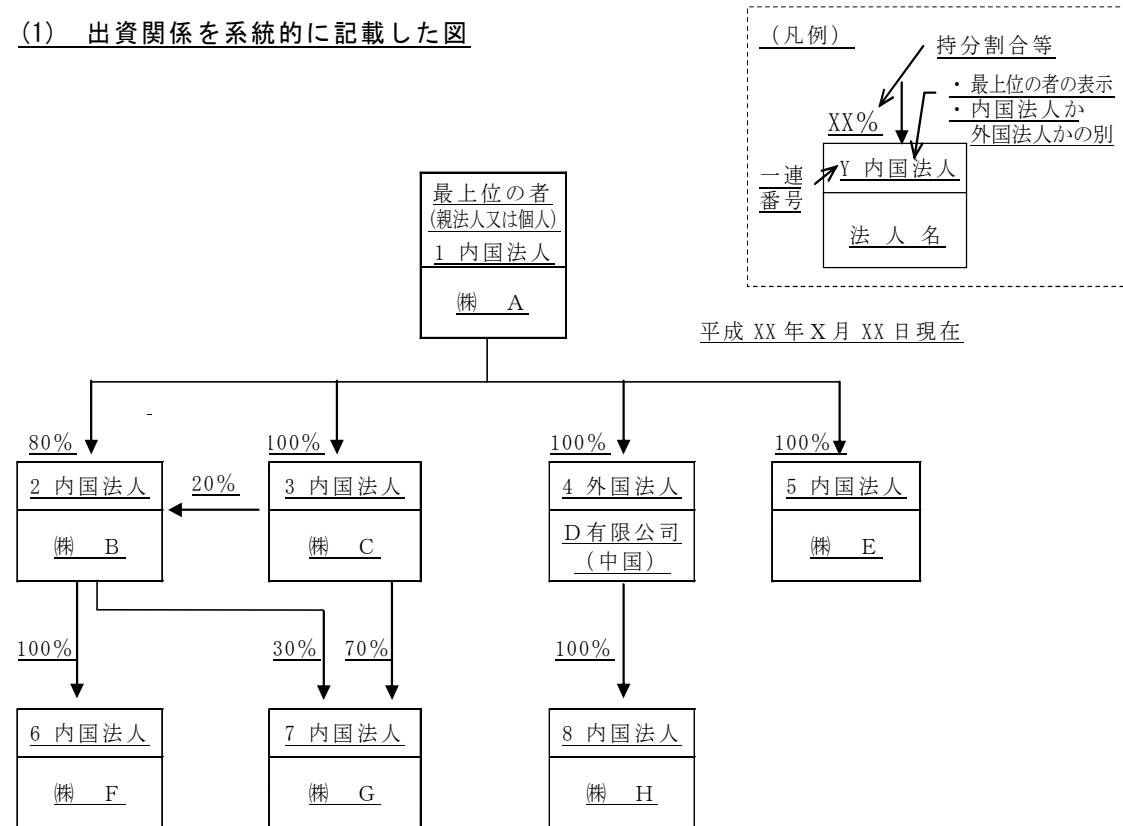
(新 設)

(21 会社事業概況説明書)

(21 会社事業概況説明書)

《出資関係図の作成例》

(1) 出資関係を系統的に記載した図



(注) 1 原則として、グループ内の最上位の者及びその最上位の者との間に完全支配関係があるすべての法人を記載してください。
 2 グループ法人が外国法人である場合には、法人名の下にその所在地国を記載してください。

(2) グループ一覧

平成 XX 年 X 月 XX 日現在

一連番号	所轄税務署名	法人名	納税地	代表者氏名	事業種目	資本金等 (千円)	決算期	備考
1	麹町	株式会社 A	千代田区大手町 1-3-3	a	鉄鋼	314,158,750	3.31	
2	仙台北	株式会社 B	仙台市青葉区本町 3-3-1	b	機械修理	34,150,000	6.30	
⋮	⋮	⋮	⋮	⋮	⋮	⋮	⋮	

(注) 1 一連番号は、上記(1)の出資関係を系統的に記載した図の一連番号に合わせて付番してください。
 2 最上位の者が個人である場合には、その氏名を「法人名」欄に記載してください。

(新 設)

(22 法人事業概況説明書)

税務署

出資関係図の添付について1 出資関係図の添付

内国法人が、当該内国法人との間に完全支配関係(注1)がある他の法人を有する場合には、法人税の確定申告書に当該内国法人との間に完全支配関係がある法人との関係を系統的に示した図(以下「出資関係図」といいます。)を添付することとされていますので(法規35四、37の12五)、完全支配関係がある他の法人を有する場合には、出資関係図を作成の上、確定申告書への添付をお願いします(注2)。

この出資関係図には、原則として、決算期末において完全支配関係があるすべての法人について記載していただくことになります。

(注1) 完全支配関係とは、①一の者が法人の発行済株式等の全部を直接又は間接に保有する関係として政令で定める関係(以下「当事者間の完全支配の関係」といいます。)又は②一の者との間に当事者間の完全支配の関係がある法人相互の関係をいいます(法2十二の七の六)。

(注2) 連結確定申告書についても同様です。なお、仮決算による中間申告書、連結法人の個別帰属額の届出書及び清算事業年度予納申告書に関しては、添付不要です。

2 記載に当たっての留意事項

出資関係図の作成に当たっては、裏面の作成例を参照していただくほか、次の事項に留意の上、適宜の様式に記載して提出してください。

- (1) 出資関係図は、決算期末時点における状況に基づいて記載します。
- (2) 出資関係図には、当該法人との間に完全支配関係があるグループ内の最上位の者(法人又は個人)を頂点として、その出資関係を系統的に記載します。
- (3) グループ全体の出資関係図を作成することになりますから、グループ内のすべての法人の決算期が同一の場合には、各法人の確定申告書には同一の出資関係図をそれぞれに添付することになります(決算期が異なる法人がグループ内に存している場合には、その異なる決算期末の時点の出資関係図を作成し、当該法人の確定申告書に添付することになります)。
- (4) 出資関係図には、出資関係を系統的に図に示すほか、グループ内の各法人の法人名、納税地、所轄税務署、代表者氏名、事業種目、資本金等の額、決算期などの項目を記載していただくこととなりますが、グループ内の法人が多数である場合には、これらすべての記載項目を記入することは困難ですから、裏面の作成例のとおり、系統図とは別の様式で作成して差し支えありません。

(22 法人事業概況説明書)

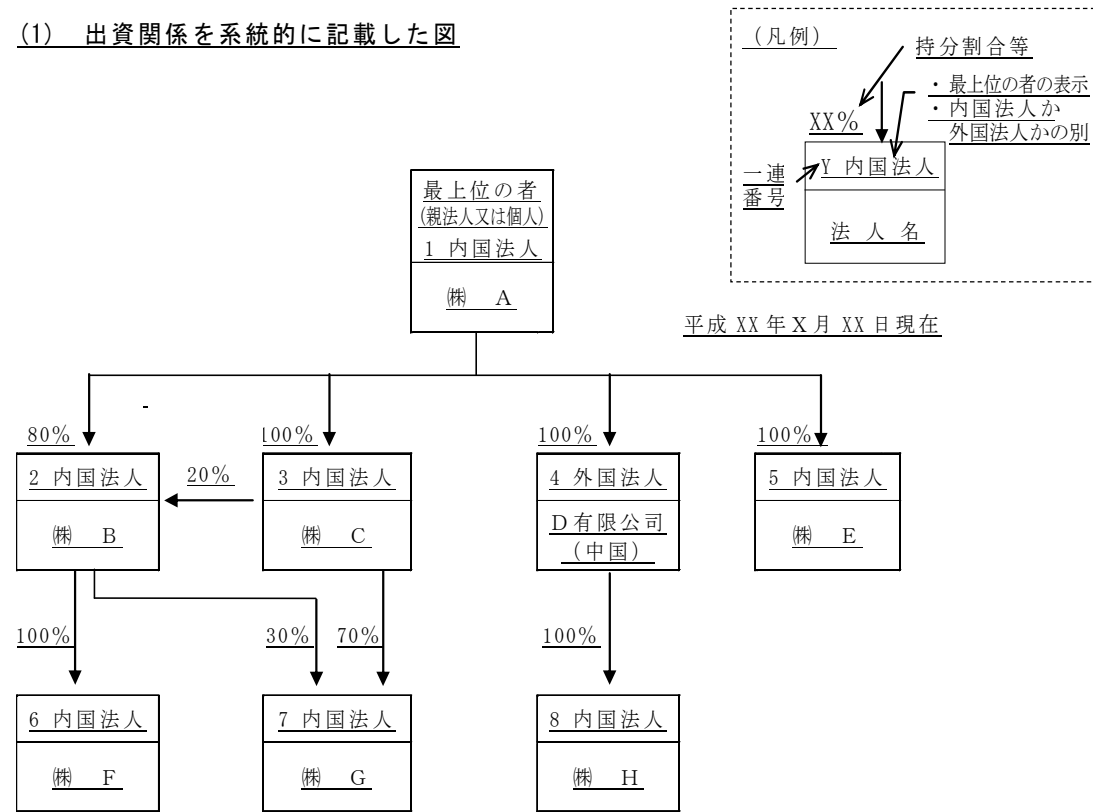
(新 設)

(22 法人事業概況説明書)

(22 法人事業概況説明書)

《出資関係図の作成例》

(1) 出資関係を系統的に記載した図



(注) 1 原則として、グループ内の最上位の者及びその最上位の者との間に完全支配関係があるすべての法人を記載してください。
 2 グループ法人が外国法人である場合には、法人名の下にその所在地を記載してください。

(2) グループ一覧

平成 XX 年 X 月 XX 日現在

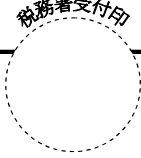
一連番号	所轄税務署名	法人名	納税地	代表者氏名	事業種目	資本金等 (千円)	決算期	備考
1	麹町	株式会社 A	千代田区大手町 1-3-3	a	鉄鋼	314,158,750	3.31	
2	仙台北	株式会社 B	仙台市青葉区本町 3-3-1	b	機械修理	34,150,000	6.30	
⋮	⋮	⋮	⋮	⋮	⋮	⋮	⋮	

(注) 1 一連番号は、上記(1)の出資関係を系統的に記載した図の一連番号に合わせて付番してください。
 2 最上位の者が個人である場合には、その氏名を「法人名」欄に記載してください。

(新設)

改正後

(54 棚卸資産の評価方法の届出書)

<div style="text-align: center;">  <p>税務署受付印</p> </div> <p style="text-align: center;">棚卸資産の評価方法の届出書</p> <p>平成 年 月 日</p> <p style="text-align: right;">税務署長殿</p>		提出法人	(フリガナ)	※整理番号	
		<input type="checkbox"/> 単連 <input type="checkbox"/> 法人	法人名等	※親署/子署	
		納税地	〒	電話() -	
		(フリガナ)	代表者氏名		㊟
		代表者住所	〒		
		事業種目			業
連 結 子 法 人	(フリガナ)	法人名等	※	整理番号	
	本店又は主たる事務所の所在地	〒 (局 署)	税	部 門	
	代表者氏名	電話() -	務	決 算 期	
	代表者住所	〒	署	業 種 番 号	
	事業種目	業	処	整 理 簿	
		回付先	<input type="checkbox"/> 親署 ⇒ 子署 <input type="checkbox"/> 子署 ⇒ 調査課		
棚卸資産の評価方法を下記のとおり届け出ます。					
記					
事業の種類 (又は事業所別)	資産の区分	評 価 方 法			
	商品又は製品				
	半製品				
	仕掛品 (半成工事)				
	主要原材料				
	補助原材料 その他の棚卸資産				
参 考 事 項	1 新設法人等の場合には、設立等年月日		平成 年 月 日		
	2 新たに他の種類の事業を開始した場合又は事業の種類を変更した場合には、開始又は変更の年月日		平成 年 月 日		
	3 その他				
税 理 士 署 名 押 印		㊟			
※税務署 処理欄	部門	決算 期	業種 番号	整理 簿	備考
		通信日付印	年 月 日	確認 印	


23. 12 改正

(法 1305)

(規格 A 4)

改正前

(54 棚卸資産の評価方法の届出書)

<div style="text-align: center;">  <p>税務署受付印</p> </div> <p style="text-align: center;">棚卸資産の評価方法の届出書</p> <p>平成 年 月 日</p> <p style="text-align: right;">税務署長殿</p>		提出法人	(フリガナ)	※整理番号	
		<input type="checkbox"/> 単連 <input type="checkbox"/> 法人	法人名等	※親署/子署	
		納税地	〒	電話() -	
		(フリガナ)	代表者氏名		㊟
		代表者住所	〒		
		事業種目			業
連 結 子 法 人	(フリガナ)	法人名等	※	整理番号	
	本店又は主たる事務所の所在地	〒 (局 署)	税	部 門	
	代表者氏名	電話() -	務	決 算 期	
	代表者住所	〒	署	業 種 番 号	
	事業種目	業	処	整 理 簿	
		回付先	<input type="checkbox"/> 親署 ⇒ 子署 <input type="checkbox"/> 子署 ⇒ 調査課		
棚卸資産の評価方法を下記のとおり届け出ます。					
記					
事業の種類 (又は事業所別)	資産の区分	評 価 方 法			
	商品又は製品				
	半製品				
	仕掛品 (半成工事)				
	主要原材料				
	補助原材料 その他の棚卸資産				
参 考 事 項	1 新設法人等の場合には、設立等年月日		平成 年 月 日		
	2 新たに他の種類の事業を開始した場合又は事業の種類を変更した場合には、開始又は変更の年月日		平成 年 月 日		
	3 その他				
税 理 士 署 名 押 印		㊟			
※税務署 処理欄	部門	決算 期	業種 番号	整理 簿	備考
		通信日付印	年 月 日	確認 印	

20. 06 改正

(法 1305)

(規格 A 4)

改 正 後

(54 棚卸資産の評価方法の届出書)

棚卸資産の評価方法の届出書の記載要領等

1 この届出書は、単体法人（連結申告法人を除く法人をいいます。）又は連結親法人が、棚卸資産の評価方法を選定して届け出るときに使用するもので、次の区分に応じてそれぞれの提出期限までに提出してください。

区 分	提 出 期 限
普通法人を設立した場合	設立第1期の確定申告書の提出期限（合併により設立された法人が法人税法第72条に規定する仮決算をした場合の中間申告書を提出するときは、その中間申告書の提出期限）
公益法人等及び人格のない社団等が新たに収益事業を開始した場合	新たに収益事業を開始した日の属する事業年度の確定申告書の提出期限
設立後（又は収益事業開始後）新たに他の種類の事業（又は収益事業）を開始し、あるいは事業（又は収益事業）の種類を変更した場合	他の種類の事業（又は収益事業）を開始し、あるいは事業（又は収益事業）の種類を変更した日の属する事業年度の確定申告書の提出期限（普通法人が法人税法第72条に規定する仮決算をした場合の中間申告書を提出するときは、その中間申告書の提出期限）

(注) 連結親法人については、法人税法施行令第155条の6の規定によって提出してください。また、外国法人については、法人税法施行令第188条第8項の規定によって提出してください。

2 この届出書は、納税地の所轄税務署長に1通（調査課所管法人にあつては2通）提出してください。
 3 棚卸資産の評価方法の選定は、事業の種類ごとに、かつ、資産の区分ごとに行うことになっていますから、その区分ごとに評価方法を定めて明確に記載しますが、事業の種類ごとのほか事業所別に、又は資産の区分をさらに細分して異なる評価方法を選定することができます。
 4 各欄は、次により記載します。

- (1) 「提出法人」欄には、該当する□にレ印を付すとともに、当該提出法人の「法人名等」、「納税地」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。
- (2) 「連結子法人」欄には、当該子法人の「法人名等」、「本店又は主たる事務所の所在地」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。
- (3) 「事業の種類(又は事業所別)」欄には、実際に行っている事業の内容を種類別に記載しますが、事業所別に選定しようとする場合には、その事業所名を記載してください。
- (4) 「資産の区分」の空白欄には、事業を2以上営んでいる場合又は事業所別に選定しようとする場合に、棚卸資産を次の区分によって記載してください。

- イ 商品又は製品（副産物及び作業くずを除きます。）
- ロ 半製品
- ハ 仕掛品（半成工事を含みます。）
- ニ 主要原材料
- ホ 補助原材料その他の棚卸資産

(注) 副産物及び作業くずは、その他の棚卸資産の中に含まれます。
 (5) 「評価方法」欄には、次に掲げる評価方法のうち採用しようとする評価方法を記載してください。なお、個別法による原価法(当該原価法により評価した価額を基礎とする低価法を含みます。)は、通常一の取引によって大量に取得され、かつ、規格に応じて価額が定められている棚卸資産については、選定できないことになっていますから注意してください。

- イ 原 価 法
 - (イ) 個別法による原価法
 - (ロ) 先入先出法による原価法
 - (ハ) 総平均法による原価法
 - (ニ) 移動平均法による原価法
 - (ホ) 最終仕入原価法による原価法
 - (ヘ) 売価還元法による原価法
- ロ 低 価 法
 - (イ) 個別法による原価法に基づく低価法
 - (ロ) 先入先出法による原価法に基づく低価法
 - (ハ) 総平均法による原価法に基づく低価法
 - (ニ) 移動平均法による原価法に基づく低価法
 - (ホ) 最終仕入原価法による原価法に基づく低価法
 - (ヘ) 売価還元法による原価法に基づく低価法

(注) (5)に掲げる法定の評価方法によらないで、特別な評価方法により行おうとする場合には、その評価方法についてあらかじめ税務署長の承認を受ける必要がありますので、その場合には「棚卸資産の特別な評価方法の承認申請書」を作成し、所轄税務署長に提出してください。
 (6) 「税理士署名押印」欄は、この届出書を税理士及び税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名押印してください。
 (7) 「※」欄は、記載しないでください。

5 留意事項
 ○ 法人課税信託の名称の併記
 法人税法第2条第29号の2に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について、国税に関する法律に基づき税務署長等に申請書等を提出する場合には、申請書等の「法人名等」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記載してください。

改 正 前

(54 棚卸資産の評価方法の届出書)

棚卸資産の評価方法の届出書の記載要領等

1 この届出書は、単体法人（連結申告法人を除く法人をいいます。）又は連結親法人が、棚卸資産の評価方法を選定して届け出るときに使用するもので、次の区分に応じてそれぞれの提出期限までに提出してください。

区 分	提 出 期 限
普通法人を設立した場合	設立第1期の確定申告書の提出期限（合併により設立された法人が法人税法第72条に規定する仮決算をした場合の中間申告書を提出するときは、その中間申告書の提出期限）
公益法人等及び人格のない社団等が新たに収益事業を開始した場合	新たに収益事業を開始した日の属する事業年度の確定申告書の提出期限
設立後（又は収益事業開始後）新たに他の種類の事業（又は収益事業）を開始し、あるいは事業（又は収益事業）の種類を変更した場合	他の種類の事業（又は収益事業）を開始し、あるいは事業（又は収益事業）の種類を変更した日の属する事業年度の確定申告書の提出期限（普通法人が法人税法第72条に規定する仮決算をした場合の中間申告書を提出するときは、その中間申告書の提出期限）

(注) 連結親法人については、法人税法施行令第155条の6の規定によって提出してください。また、外国法人については、法人税法施行令第188条第9項の規定によって提出してください。

2 この届出書は、納税地の所轄税務署長に1通（調査課所管法人にあつては2通）提出してください。
 3 棚卸資産の評価方法の選定は、事業の種類ごとに、かつ、資産の区分ごとに行うことになっていますから、その区分ごとに評価方法を定めて明確に記載しますが、事業の種類ごとのほか事業所別に、又は資産の区分をさらに細分して異なる評価方法を選定することができます。
 4 各欄は、次により記載します。

- (1) 「提出法人」欄には、該当する□にレ印を付すとともに、当該提出法人の「法人名等」、「納税地」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。
- (2) 「連結子法人」欄には、当該子法人の「法人名等」、「本店又は主たる事務所の所在地」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。
- (3) 「事業の種類(又は事業所別)」欄には、実際に行っている事業の内容を種類別に記載しますが、事業所別に選定しようとする場合には、その事業所名を記載してください。
- (4) 「資産の区分」の空白欄には、事業を2以上営んでいる場合又は事業所別に選定しようとする場合に、棚卸資産を次の区分によって記載してください。

- イ 商品又は製品（副産物及び作業くずを除きます。）
- ロ 半製品
- ハ 仕掛品（半成工事を含みます。）
- ニ 主要原材料
- ホ 補助原材料その他の棚卸資産

(注) 副産物及び作業くずは、その他の棚卸資産の中に含まれます。
 (5) 「評価方法」欄には、次に掲げる評価方法のうち採用しようとする評価方法を記載してください。なお、個別法による原価法(当該原価法により評価した価額を基礎とする低価法を含みます。)は、通常一の取引によって大量に取得され、かつ、規格に応じて価額が定められている棚卸資産については、選定できないことになっていますから注意してください。

- イ 原 価 法
 - (イ) 個別法による原価法
 - (ロ) 先入先出法による原価法
 - (ハ) 総平均法による原価法
 - (ニ) 移動平均法による原価法
 - (ホ) 最終仕入原価法による原価法
 - (ヘ) 売価還元法による原価法
- ロ 低 価 法
 - (イ) 個別法による原価法に基づく低価法
 - (ロ) 先入先出法による原価法に基づく低価法
 - (ハ) 総平均法による原価法に基づく低価法
 - (ニ) 移動平均法による原価法に基づく低価法
 - (ホ) 最終仕入原価法による原価法に基づく低価法
 - (ヘ) 売価還元法による原価法に基づく低価法

(注) (5)に掲げる法定の評価方法によらないで、特別な評価方法により行おうとする場合には、その評価方法についてあらかじめ税務署長の承認を受ける必要がありますので、その場合には「棚卸資産の特別な評価方法の承認申請書」を作成し、所轄税務署長に提出してください。
 (6) 「税理士署名押印」欄は、この届出書を税理士及び税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名押印してください。
 (7) 「※」欄は、記載しないでください。

5 留意事項
 ○ 法人課税信託の名称の併記
 法人税法第2条第29号の2に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について、国税に関する法律に基づき税務署長等に申請書等を提出する場合には、申請書等の「法人名等」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記載してください。

改正後

(62 減価償却資産の償却方法の届出書)

税務署受付印 減価償却資産の償却方法の届出書 ※整理番号 ※課税種別		提出法人	(フリガナ)			
		<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>	法人名等			
平成 年 月 日 税務署長殿	単連 体結 法親 人法 人	納税地	〒	電話() -		
		(フリガナ)	代表者氏名	㊦		
		代表者住所	〒			
		事業種目		業		
		事業種目		業		
連 結 子 法 人	(フリガナ)	法人名等		※	整理番号	
	本店又は主たる事務所の所在地	〒	(局 署)	税	部 門	
	代表者氏名		電話() -	務	決 算 期	
	代表者住所	〒		署	業 種 番 号	
	事業種目		業	処	整 理 簿	
	事業種目		業	理	回 付 先	<input type="checkbox"/> 親署 → 子署 <input type="checkbox"/> 子署 → 調査課
減価償却資産の償却方法を下記のとおり届け出ます。 記						
資産、設備の種類	償却方法	資産、設備の種類	償却方法			
建物附属設備						
構築物						
船舶						
航空機						
車両及び運搬具						
工具						
器具及び備品						
機械及び装置						
() 設備						
() 設備						
参考事項	1 新設法人等の場合には、設立等年月日 平成 年 月 日 2 その他					
税理士署名押印				㊦		
※税務署 処理欄	部門	決算 期	業種 番号	整理 簿	備考	通信日付印 年 月 日 確認 印

23. 12 改正

(法 1 3 1 1)

(規格 A 4)

改正前

(62 減価償却資産の償却方法の届出書)

税務署受付印 減価償却資産の償却方法の届出書 ※整理番号 ※課税種別		提出法人	(フリガナ)			
		<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>	法人名等			
平成 年 月 日 税務署長殿	単連 体結 法親 人法 人	納税地	〒	電話() -		
		(フリガナ)	代表者氏名	㊦		
		代表者住所	〒			
		事業種目		業		
		事業種目		業		
連 結 子 法 人	(フリガナ)	法人名等		※	整理番号	
	本店又は主たる事務所の所在地	〒	(局 署)	税	部 門	
	代表者氏名		電話() -	務	決 算 期	
	代表者住所	〒		署	業 種 番 号	
	事業種目		業	処	整 理 簿	
	事業種目		業	理	回 付 先	<input type="checkbox"/> 親署 → 子署 <input type="checkbox"/> 子署 → 調査課
減価償却資産の償却方法を下記のとおり届け出ます。 記						
資産、設備の種類	償却方法	資産、設備の種類	償却方法			
建物附属設備						
構築物						
船舶						
航空機						
車両及び運搬具						
工具						
器具及び備品						
機械及び装置						
() 設備						
() 設備						
参考事項	1 新設法人等の場合には、設立等年月日 平成 年 月 日 2 その他					
税理士署名押印				㊦		
※税務署 処理欄	部門	決算 期	業種 番号	整理 簿	備考	通信日付印 年 月 日 確認 印

20. 06 改正

(法 1 3 1 1)

(規格 A 4)

改 正 後

(62 減価償却資産の償却方法の届出書)

減価償却資産の償却方法の届出書の記載要領等

- 1 この届出書は、単体法人（連結申告法人を除く法人をいいます。）又は連結親法人が、減価償却資産の償却方法を選定して届け出る場合に使用するもので、次の区分に応じそれぞれの提出期限までに提出してください。

区 分	提 出 期 限
普通法人を設立した場合	設立第1期の確定申告書の提出期限(法人税法第72条に規定する仮決算をした場合の中間申告書を提出するときは、その中間申告書の提出期限)
公益法人等及び人格のない社団等が新たに収益事業を開始した場合	新たに収益事業を開始した日の属する事業年度の確定申告書の提出期限
設立後（又は収益事業開始後）既に償却方法を選定している減価償却資産以外の減価償却資産を取得した場合	その減価償却資産を取得した日の属する事業年度の確定申告書の提出期限(法人税法第72条に規定する仮決算をした場合の中間申告書を提出するときはその中間申告書の提出期限)
新たに事業所を設けた法人で、その事業所に属する減価償却資産につき、その減価償却資産と同一区分の減価償却資産について既に採用している償却方法と異なる償却方法を選定しようとする場合又は既に事業所ごとに異なった償却方法を採用している場合	新たに事業所を設けた日の属する事業年度の確定申告書の提出期限(法人税法第72条に規定する仮決算をした場合の中間申告書を提出するときはその中間申告書の提出期限)
新たに船舶の取得をした法人で、その船舶につき、その船舶以外の船舶について既に採用している償却方法と異なる償却方法を選定しようとする場合又は既に船舶ごとに異なった償却方法を採用している場合	新たに船舶の取得をした日の属する事業年度の確定申告書の提出期限(法人税法第72条に規定する仮決算をした場合の中間申告書を提出するときはその中間申告書の提出期限)

(注) 連結親法人については、法人税法施行令第155条の6の規定によって提出してください。また、外国法人については、法人税法施行令第188条第8項の規定によって提出してください。

- 2 この届出書は、納税地の所轄税務署長に1通（調査課所管法人にあつては2通）提出してください。この場合、事業所別に償却方法を選定して届け出るときには、事業所別に届出書を別葉に作成して提出してください。

なお、鉱業権（試掘権を除きます。）及び坑道について旧生産高比例法又は生産高比例法以外の方法を選定しようとするときは、この届出書のほかに減価償却資産の耐用年数等に関する省令（以下「耐用年数省令」といいます。）第1条第2項に定める鉱業権及び坑道の耐用年数の認定申請書を提出することが必要ですからご注意ください。

- 3 減価償却資産の償却方法の選定は、一般減価償却資産、鉱業用減価償却資産及び鉱業権の別に、かつ、耐用年数省令に定める区分ごとに、また、2以上の事業所又は船舶を有する法人は事業所又は船舶ごとに行うことができることとなりますから、その区別ごとに償却方法を定めて明確に記入してください。

(注)1 建物（平成10年3月31日以前に取得したものを除きます。）、法人税法施行令第13条第8号に掲げる無形固定資産（平成10年3月31日以前に取得した営業権及び鉱業権を除きます。）及び同条第9号に掲げる生物（牛、馬、かんきつ樹、茶樹等）の償却方法は、平成19年3月31日以前に取得をしたものは旧定額法に、平成19年4月1日以後に取得したものは定額法によることとされていますので、償却方法の届出を要しません。

2 鉱業用減価償却資産とは、鉱業経営上直接必要な減価償却資産で、鉱業の廃止により著しくその価値を減ずるものをいいます。

- 4 各欄は、次により記入してください。

(1) 「提出法人」欄には、該当する□にレ印を付すとともに、当該提出法人の「法人名等」、「納税地」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。

(2) 「連結子法人」欄には、当該子法人の「法人名等」、「本店又は主たる事務所の所在地」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。

(3) 「資産、設備の種類」欄には、次の区分ごとに所有する減価償却資産の種類を記入してください。この場合、機械及び装置については、耐用年数省令別表第二又は別表第五の番号を（ ）内に記載してください。また、鉱業用減価償却資産を有する場合には、一般の減価償却資産と区別して鉱業用資産と明示してください。

イ 機械及び装置以外の減価償却資産については、耐用年数省令別表第一に規定する種類（この欄に既に印刷されている7つの種類）ごと。

(注) 平成10年3月31日以前に取得した建物について届け出る場合には、「資産、設備の種類」欄を適宜補正の上、記入してください。

ロ 機械及び装置については、耐用年数省令別表第二に規定する設備の種類ごと。

ハ 公害防止の用に供されている減価償却資産については、耐用年数省令別表第五に規定する種類ごと。

ニ 開発研究の用に供されている減価償却資産については、耐用年数省令別表第六に規定する種類ごと。

ホ 坑道及び鉱業権（試掘権を除きます。）については、当該坑道及び鉱業権に係る耐用年数省令別表第二に規定する設備の種類ごと。

ヘ 試掘権については、当該試掘権に係る耐用年数省令別表第二に規定する設備の種類ごと。

(4) 「償却方法」欄には、「資産、設備の種類」に記載した区分に応じて、採用しようとする旧定額法、旧定率法若しくは旧生産高比例法又は定額法、定率法若しくは生産高比例法の別を記入してください。

(5) 「税理士署名押印」欄は、この届出書を税理士及び税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名押印してください。

(6) 「※」欄は、記載しないでください。

- 5 留意事項

○ 法人課税信託の名称の併記

法人税法第2条第29号の2に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について、国税に関する法律に基づき税務署長等に申請書等を提出する場合には、申請書等の「法人名等」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記載してください。

改 正 前

(62 減価償却資産の償却方法の届出書)

減価償却資産の償却方法の届出書の記載要領等

- 1 この届出書は、単体法人（連結申告法人を除く法人をいいます。）又は連結親法人が、減価償却資産の償却方法を選定して届け出る場合に使用するもので、次の区分に応じそれぞれの提出期限までに提出してください。

区 分	提 出 期 限
普通法人を設立した場合	設立第1期の確定申告書の提出期限(法人税法第72条に規定する仮決算をした場合の中間申告書を提出するときは、その中間申告書の提出期限)
公益法人等及び人格のない社団等が新たに収益事業を開始した場合	新たに収益事業を開始した日の属する事業年度の確定申告書の提出期限
設立後（又は収益事業開始後）既に償却方法を選定している減価償却資産以外の減価償却資産を取得した場合	その減価償却資産を取得した日の属する事業年度の確定申告書の提出期限(法人税法第72条に規定する仮決算をした場合の中間申告書を提出するときはその中間申告書の提出期限)
新たに事業所を設けた法人で、その事業所に属する減価償却資産につき、その減価償却資産と同一区分の減価償却資産について既に採用している償却方法と異なる償却方法を選定しようとする場合又は既に事業所ごとに異なった償却方法を採用している場合	新たに事業所を設けた日の属する事業年度の確定申告書の提出期限(法人税法第72条に規定する仮決算をした場合の中間申告書を提出するときはその中間申告書の提出期限)
新たに船舶の取得をした法人で、その船舶につき、その船舶以外の船舶について既に採用している償却方法と異なる償却方法を選定しようとする場合又は既に船舶ごとに異なった償却方法を採用している場合	新たに船舶の取得をした日の属する事業年度の確定申告書の提出期限(法人税法第72条に規定する仮決算をした場合の中間申告書を提出するときはその中間申告書の提出期限)

(注) 連結親法人については、法人税法施行令第155条の6の規定によって提出してください。また、外国法人については、法人税法施行令第188条第9項の規定によって提出してください。

- 2 この届出書は、納税地の所轄税務署長に1通（調査課所管法人にあつては2通）提出してください。この場合、事業所別に償却方法を選定して届け出るときには、事業所別に届出書を別葉に作成して提出してください。

なお、鉱業権（試掘権を除きます。）及び坑道について旧生産高比例法又は生産高比例法以外の方法を選定しようとするときは、この届出書のほかに減価償却資産の耐用年数等に関する省令（以下「耐用年数省令」といいます。）第1条第2項に定める鉱業権及び坑道の耐用年数の認定申請書を提出することが必要ですからご注意ください。

- 3 減価償却資産の償却方法の選定は、一般減価償却資産、鉱業用減価償却資産及び鉱業権の別に、かつ、耐用年数省令に定める区分ごとに、また、2以上の事業所又は船舶を有する法人は事業所又は船舶ごとに行うことができることとなりますから、その区別ごとに償却方法を定めて明確に記入してください。

(注)1 建物（平成10年3月31日以前に取得したものを除きます。）、法人税法施行令第13条第8号に掲げる無形固定資産（平成10年3月31日以前に取得した営業権及び鉱業権を除きます。）及び同条第9号に掲げる生物（牛、馬、かんきつ樹、茶樹等）の償却方法は、平成19年3月31日以前に取得をしたものは旧定額法に、平成19年4月1日以後に取得したものは定額法によることとされていますので、償却方法の届出を要しません。

2 鉱業用減価償却資産とは、鉱業経営上直接必要な減価償却資産で、鉱業の廃止により著しくその価値を減ずるものをいいます。

- 4 各欄は、次により記入してください。

(1) 「提出法人」欄には、該当する□にレ印を付すとともに、当該提出法人の「法人名等」、「納税地」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。

(2) 「連結子法人」欄には、当該子法人の「法人名等」、「本店又は主たる事務所の所在地」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。

(3) 「資産、設備の種類」欄には、次の区分ごとに所有する減価償却資産の種類を記入してください。この場合、機械及び装置については、耐用年数省令別表第二又は別表第五の番号を（ ）内に記載してください。また、鉱業用減価償却資産を有する場合には、一般の減価償却資産と区別して鉱業用資産と明示してください。

イ 機械及び装置以外の減価償却資産については、耐用年数省令別表第一に規定する種類（この欄に既に印刷されている7つの種類）ごと。

(注) 平成10年3月31日以前に取得した建物について届け出る場合には、「資産、設備の種類」欄を適宜補正の上、記入してください。

ロ 機械及び装置については、耐用年数省令別表第二に規定する設備の種類ごと。

ハ 公害防止の用に供されている減価償却資産については、耐用年数省令別表第五に規定する種類ごと。

ニ 開発研究の用に供されている減価償却資産については、耐用年数省令別表第六に規定する種類ごと。

ホ 坑道及び鉱業権（試掘権を除きます。）については、当該坑道及び鉱業権に係る耐用年数省令別表第二に規定する設備の種類ごと。

ヘ 試掘権については、当該試掘権に係る耐用年数省令別表第二に規定する設備の種類ごと。

(4) 「償却方法」欄には、「資産、設備の種類」に記載した区分に応じて、採用しようとする旧定額法、旧定率法若しくは旧生産高比例法又は定額法、定率法若しくは生産高比例法の別を記入してください。

(5) 「税理士署名押印」欄は、この届出書を税理士及び税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名押印してください。

(6) 「※」欄は、記載しないでください。

- 5 留意事項

○ 法人課税信託の名称の併記

法人税法第2条第29号の2に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について、国税に関する法律に基づき税務署長等に申請書等を提出する場合には、申請書等の「法人名等」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記載してください。

改 正 後

(74 耐用年数の短縮の承認申請書)

税務署受付印 耐用年数の短縮の承認申請書 平成 年 月 日 国税局長殿		※整理番号		
		※電話グループ番号		
提出法人 <input type="checkbox"/> 単連 <input type="checkbox"/> 法親 <input type="checkbox"/> 法人 <input type="checkbox"/> 法人	(フリガナ) 法人名等			
	納税地	〒	電話() -	
	(フリガナ) 代表者氏名			
	代表者住所	〒		
	この申請に回答する係及び氏名	電話() -		
	事業種目	業		
	連結子法人 (申請の対象が連結子法人である場合に限り記載)	(フリガナ) 法人名等	〒	(局 署)
	本店又は主たる事務所の所在地	電話() -		部 門
	(フリガナ) 代表者氏名			
	代表者住所	〒		
	事業種目	業		
※ 税務署処理欄 <input type="checkbox"/> 親署 ⇒ 子署 <input type="checkbox"/> 子署 ⇒ 調査課				
次の減価償却資産については、耐用年数の短縮の承認を申請します。				
申請の事由	1			
資産の種類及び名称	2			
同上の資産の	所在する場所	3		
	承認を受けようとする使用可能期間	4		
	承認を受けようとする未経過使用可能期間	5		
	法定耐用年数	6		
使用可能期間が法定耐用年数に比して著しく短い事由及びその事実の概要	7			
参考となるべき事項	8			
税理士署名押印				
※ 税務署処理欄	部門	決算期	業種番号	整理簿
				備考

23.12 改正

(法1316-1)

改 正 前

(74 耐用年数の短縮の承認申請書)

税務署受付印 耐用年数の短縮の承認申請書 平成 年 月 日 国税局長殿		※整理番号		
		※電話グループ番号		
提出法人 <input type="checkbox"/> 単連 <input type="checkbox"/> 法親 <input type="checkbox"/> 法人 <input type="checkbox"/> 法人	(フリガナ) 法人名等			
	納税地	〒	電話() -	
	(フリガナ) 代表者氏名			
	代表者住所	〒		
	この申請に回答する係及び氏名	電話() -		
	事業種目	業		
	連結子法人 (申請の対象が連結子法人である場合に限り記載)	(フリガナ) 法人名等	〒	(局 署)
	本店又は主たる事務所の所在地	電話() -		部 門
	(フリガナ) 代表者氏名			
	代表者住所	〒		
	事業種目	業		
※ 税務署処理欄 <input type="checkbox"/> 親署 ⇒ 子署 <input type="checkbox"/> 子署 ⇒ 調査課				
次の減価償却資産については、耐用年数の短縮の承認を申請します。				
申請の事由	1			
資産の種類及び名称	2			
同上の資産の	所在する場所	3		
	承認を受けようとする使用可能期間	4		
	法定耐用年数	5		
	使用可能期間が法定耐用年数に比して著しく短い事由及びその事実の概要	6		
参考となるべき事項	7			
税理士署名押印				
※ 税務署処理欄	部門	決算期	業種番号	整理簿
				備考

20.06 改正

(法1316-1)

改 正 後

(74 耐用年数の短縮の承認申請書)

耐用年数の短縮の承認申請書の記載要領等

- 1 ～ 2
(省 略)
- 3 申請書の各欄は、次により記載してください。
 - (1) ～ (4)
(省 略)
 - (5) 「同上の資産の(3～6)」欄には、申請資産につき、その所在する事業所名及び所在地、承認を受けようとする使用可能期間の年数、未経過使用可能期間の年数及び法定耐用年数をそれぞれ記載してください。
 - (6) 「使用可能期間が法定耐用年数に比して著しく短い事由及びその事実の概要7」欄には、実際の耐用年数が法定耐用年数に比し著しく短いことについての具体的な事由及びその事実の概要を記載してください。
 - (7) 「税理士署名押印」欄は、この申請書を税理士及び税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名押印してください。
 - (8) 「※」欄は、記載しないでください。
- 4 申請書の提出にあたっては、次の書類を添付してください。
 - (1) 「承認を受けようとする使用可能期間及び未経過使用可能期間の算定の明細書」
 - (2) 申請資産の取得価額が確認できる資料 (例：請求書等)
 - (3) 個々の資産の内容及び使用可能期間が確認できる資料
(例：見積書、仕様書、メーカー作成資料等)
 - (4) 申請資産の状況が明らかとなる資料 (例：写真、カタログ、設計図等)
 - (5) 申請資産がリース物件の場合、貸与を受けている者の用途等が確認できる書類
(例：リース契約書の写し、納品書の写し等)
(以下省略)

改 正 前

(74 耐用年数の短縮の承認申請書)

耐用年数の短縮の承認申請書の記載要領等

- 1 ～ 2
(省 略)
- 3 申請書の各欄は、次により記載してください。
 - (1) ～ (4)
(省 略)
 - (5) 「同上の資産の(3～5)」欄には、申請資産につき、その所在する事業所名及び所在地、承認を受けようとする使用可能期間の年数、及び法定耐用年数をそれぞれ記載してください。
 - (6) 「使用可能期間が法定耐用年数に比して著しく短い事由及びその事実の概要6」欄には、実際の耐用年数が法定耐用年数に比し著しく短いことについての具体的な事由及びその事実の概要を記載してください。
 - (7) 「税理士署名押印」欄は、この申請書を税理士及び税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名押印してください。
 - (8) 「※」欄は、記載しないでください。
- 4 申請書の提出にあたっては、次の書類を添付してください。
 - (1) 「承認を受けようとする使用可能期間の算定の明細書」
 - (2) 申請資産の取得価額が確認できる資料 (例：請求書等)
 - (3) 個々の資産の内容及び使用可能期間が確認できる資料
(例：見積書、仕様書、メーカー作成資料等)
 - (4) 申請資産の状況が明らかとなる資料 (例：写真、カタログ、設計図等)
 - (5) 申請資産がリース物件の場合、貸与を受けている者の用途等が確認できる書類
(例：リース契約書の写し、納品書の写し等)
(以下省略)

改正後

(78 短縮特例承認資産の一部の資産を取り替えた場合の届出書)

※整理番号 ※連絡先電話番号		短縮特例承認資産の一部の資産 を取り替えた場合の届出書		
		平成 年 月 日		
国税局長殿	提出人 <input type="checkbox"/> 法人名等 <input type="checkbox"/> 単連 <input type="checkbox"/> 体結 <input type="checkbox"/> 法親 <input type="checkbox"/> 人法人	(フリガナ) 法人名等 〒 納税地 電話() - (フリガナ) 代表者氏名 〒 代表者住所 事業種目	〒 〒 〒 〒 〒	
	(フリガナ) 法人名等 〒 (局 署) 本店又は主たる 事務所の所在地 電話() - (フリガナ) 代表者氏名 〒 代表者住所 事業種目	整理番号 部門 決算期 業種番号 整理簿 回付先 <input type="checkbox"/> 親署 ⇒ 子署 <input type="checkbox"/> 子署 ⇒ 調査課	〒 〒 〒 〒 〒	〒 〒 〒 〒 〒
	次の減価償却資産について、法人税法施行令第57条第7項の規定の適用を受けることを下記のとおり届け出ます。			
	更新資産の取得をした日の 属する(連結)事業年度	1	自平成 年 月 日 至平成 年 月 日	
	届出の事由	2	法人税法施行規則第18条第1項 第1号 該当 第2号 該当	
	みなし承認を受けようとする 使用可能期間 (付表の o)	3	年	
未経過使用可能期間 (付表の p)	4	年		
短縮特例承認資産の種類及び名称	5	年		
参考となるべき事項	6	年		
添付書類	1 短縮特例承認資産に係る「耐用年数の短縮の承認通知書」の写し 2 短縮特例承認資産に係る「承認を受けようとする使用可能期間及び未経過使用可能期間の算定の明細書」の写し 3 「更新資産に取り替えた後の使用可能期間の算定の明細書」(付表)			
税理士署名押印	④			
※税務署 処理欄	部門	決算 期	業種 番号	
整理 簿	備考	通信 日付印	年月日 確認 印	

23. 12 改正

改正前

(78 短縮特例承認資産の一部の資産を取り替えた場合の届出書)

※整理番号 ※連絡先電話番号		短縮特例承認資産の一部の資産 を取り替えた場合の届出書		
		平成 年 月 日		
国税局長殿	提出人 <input type="checkbox"/> 法人名等 <input type="checkbox"/> 単連 <input type="checkbox"/> 体結 <input type="checkbox"/> 法親 <input type="checkbox"/> 人法人	(フリガナ) 法人名等 〒 納税地 電話() - (フリガナ) 代表者氏名 〒 代表者住所 事業種目	〒 〒 〒 〒 〒	
	(フリガナ) 法人名等 〒 (局 署) 本店又は主たる 事務所の所在地 電話() - (フリガナ) 代表者氏名 〒 代表者住所 事業種目	整理番号 部門 決算期 業種番号 整理簿 回付先 <input type="checkbox"/> 親署 ⇒ 子署 <input type="checkbox"/> 子署 ⇒ 調査課	〒 〒 〒 〒 〒	〒 〒 〒 〒 〒
	次の減価償却資産について、法人税法施行令第57条第7項の規定の適用を受けることを下記のとおり届け出ます。			
	更新資産の取得をした日の 属する(連結)事業年度	1	自平成 年 月 日 至平成 年 月 日	
	届出の事由	2	法人税法施行規則第18条第1項 第1号 該当 第2号 該当	
	みなし承認を受けようとする 使用可能期間 (付表の k)	3	年	
短縮特例承認資産の種類及び名称	4	年		
参考となるべき事項	5	年		
添付書類	1 短縮特例承認資産に係る「耐用年数の短縮の承認通知書」の写し 2 短縮特例承認資産に係る「承認を受けようとする使用可能期間の算定の明細書」の写し 3 「更新資産に取り替えた後の使用可能期間の算定の明細書」(付表)			
税理士署名押印	④			
※税務署 処理欄	部門	決算 期	業種 番号	
整理 簿	備考	通信 日付印	年月日 確認 印	

20. 06 改正

改 正 後

(78 短縮特例承認資産の一部の資産を取り替えた場合の届出書)

短縮特例承認資産の一部の資産を取り替えた場合の届出書の記載要領等

- 1 ～ 2
(省 略)
- 3 届出書の各欄は、次により記載してください。
- (1) ～ (3)
(省 略)
- (4) 「届出の事由 2」欄には、耐用年数の短縮のみなし承認を受けようとする事由が、法人税法施行規則第 18 条第 1 項各号に掲げる事由のいずれの事由に該当するかについて、該当する号を○で囲んでください。各号の該当事由は次のとおりとされています。

該当号	届 出 の 事 由
第 1 号	短縮特例承認資産の一部の資産について、種類及び品質を同じくするこれに代わる新たな資産と取り替えた場合
第 2 号	短縮特例承認資産の一部の資産について、これに代わる新たな資産（その資産の購入の代価又はその資産の建設等のために要した原材料費、労務費及び経費の額並びにその資産を事業の用に供するために直接要した費用の額の合計額がその短縮特例承認資産の取得価額の 10%相当額を超えるものを除きます。）と取り替えた場合であって、その取り替えた後の使用可能期間の年数とその短縮特例承認資産の承認に係る使用可能期間の年数とに差異が生じない場合

【第 1 号該当の場合】

- (5) 第 1 号該当の場合の届出に当たっては、更新資産が、法人税法施行規則第 18 条第 1 項第 1 号に定める要件(更新資産の種類及び品質が取り替えた短縮特例承認資産の一部と同じであること)を満たしている必要がありますので御注意ください。

【第 2 号該当の場合】

- (6) 第 2 号該当の場合の届出に当たっては、更新資産が、法人税法施行規則第 18 条第 1 項第 2 号に定める次の要件をそれぞれ満たしている必要がありますので御注意ください。
- イ 更新資産の購入代価等の額が短縮特例承認資産の取得価額の 10%以下であること

具体的には、「更新資産に取り替えた後の使用可能期間の算定の明細書」(以下(6)において「付表」といいます。)の g の計に内書きした金額が、短縮特例承認資産に係る「承認を受けようとする使用可能期間及び未経過使用可能期間の算定の明細書」(以下(6)において「短縮特例承認資産の明細書」といいます。)(※)の g の計に記載した金額の 10%以下であるかどうかにより判定します。

※ 短縮特例承認資産について、この届出によるのみなし承認を受けようとする事業年度(又は連結事業年度)の直前の事業年度(又は連結事業年度)において、法人税法施行令第 57 条第 7 項の規定の適用を受けている場合には、当該直前の事業年度(又は連結事業年度)の届出書に添付した「更新資産に取り替えた後の使用可能期間の算定の明細書」の g の計に記載した金額により判定します。

- ロ みなし承認を受けようとする使用可能期間と短縮特例承認資産の承認を受けている使用可能期間との年数に差異が生じないこと

具体的には、付表の o 欄の年数と短縮特例承認資産の明細書の o 欄の年数が同じであるかどうかにより判定します。

【共通記載項目】

- (7) 「みなし承認を受けようとする使用可能期間 3」欄には、付表「更新資産に取り替えた後の使用可能期間の算定の明細書」の o 欄の年数を記載してください。
- (8) 「未経過使用可能期間 4」欄には、付表「更新資産に取り替えた後の使用可能期間の算定の明細書」の p 欄の年数を記載してください。
- (9) 「短縮特例承認資産の種類及び名称 5」欄には、短縮特例承認資産につき、減価償却資産の耐用年数等に関する省令別表又は平成 20 年改正前の減価償却資産の耐用年数等に関する省令別表第二「機械及び装置の耐用年数表」に掲げる種類又は設備の種類及びその名称を記載してください。
- (10) 「税理士署名押印」欄は、この申請書を税理士及び税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名押印してください。
- (11) 「※」欄は、記載しないでください。
(以下省略)

改 正 前

(78 短縮特例承認資産の一部の資産を取り替えた場合の届出書)

短縮特例承認資産の一部の資産を取り替えた場合の届出書の記載要領等

- 1 ～ 2
(同 左)
- 3 届出書の各欄は、次により記載してください。
- (1) ～ (3)
(同 左)
- (4) 「届出の事由 2」欄には、耐用年数の短縮のみなし承認を受けようとする事由が、法人税法施行規則第 18 条第 1 項各号に掲げる事由のいずれの事由に該当するかについて、該当する号を○で囲んでください。各号の該当事由は次のとおりとされています。

該当号	届 出 の 事 由
第 1 号	短縮特例承認資産の一部の資産について、種類及び品質を同じくするこれに代わる新たな資産と取り替えた場合
第 2 号	短縮特例承認資産の一部の資産について、これに代わる新たな資産（その資産の購入の代価又はその資産の建設等のために要した原材料費、労務費及び経費の額並びにその資産を事業の用に供するために直接要した費用の額の合計額がその短縮特例承認資産の取得価額の 10%相当額を超えるものを除きます。）と取り替えた場合であって、その取り替えた後の使用可能期間の年数とその短縮特例承認資産の法定耐用年数とみなされた使用可能期間の年数とに差異が生じない場合

【第 1 号該当の場合】

- (5) 第 1 号該当の場合の届出に当たっては、更新資産が、法人税法施行規則第 18 条第 1 項第 1 号に定める要件(更新資産の種類及び品質が取り替えた短縮特例承認資産の一部と同じであること)を満たしている必要がありますので御注意ください。

【第 2 号該当の場合】

- (6) 第 2 号該当の場合の届出に当たっては、更新資産が、法人税法施行規則第 18 条第 1 項第 2 号に定める次の要件をそれぞれ満たしている必要がありますので御注意ください。
- イ 更新資産の購入代価等の額が短縮特例承認資産の取得価額の 10%以下であること

具体的には、「更新資産に取り替えた後の使用可能期間の算定の明細書」(以下(6)において「付表」といいます。)の g の計に内書きした金額が、短縮特例承認資産に係る「承認を受けようとする使用可能期間の算定の明細書」(以下(6)において「短縮特例承認資産の明細書」といいます。)(※)の g の計に記載した金額の 10%以下であるかどうかにより判定します。

※ 短縮特例承認資産について、この届出によるのみなし承認を受けようとする事業年度(又は連結事業年度)の直前の事業年度(又は連結事業年度)において、法人税法施行令第 57 条第 7 項の規定の適用を受けている場合には、当該直前の事業年度(又は連結事業年度)の届出書に添付した「更新資産に取り替えた後の使用可能期間の算定の明細書」の g の計に記載した金額により判定します。

- ロ みなし承認を受けようとする使用可能期間と短縮特例承認資産の承認を受けている使用可能期間との年数に差異が生じないこと

具体的には、付表の k 欄の年数と短縮特例承認資産の明細書の k 欄の年数が同じであるかどうかにより判定します。

【共通記載項目】

- (7) 「みなし承認を受けようとする使用可能期間 3」欄には、付表「更新資産に取り替えた後の使用可能期間の算定の明細書」の k 欄の年数を記載してください。
(追 加)
- (8) 「短縮特例承認資産の種類及び名称 4」欄には、短縮特例承認資産につき、減価償却資産の耐用年数等に関する省令別表又は平成 20 年改正前の減価償却資産の耐用年数等に関する省令別表第二「機械及び装置の耐用年数表」に掲げる種類又は設備の種類及びその名称を記載してください。
- (9) 「税理士署名押印」欄は、この申請書を税理士及び税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名押印してください。
- (10) 「※」欄は、記載しないでください。
(同 左)

付表 (更新資産に取り替えた後の使用可能期間の算定の明細書)

番号 (更新資産の番号を○で囲む。)	種類 (設備の種類を含む。)	構造 又は用途	細目 (個々の資産の名称)	数量	法定耐用年数	取得価額 千円	更新資産に取り替えた後の使用可能期間の算定の基礎			年 償却額 千円	更新資産に取り替えた後の使用可能期間の計 千円	みなし承認を要する使用可能期間	取得年月 年 月	帳簿価額 千円	所在地
							経過年数	その後の使用可能期間	計						
a	b	c	d	e	f	g	h	年 月	年 月	年 月	i	k	年 月	m	n
(内 更新資産 千円)															
計															

(規格 A 4)

20.06改正

(79 更新資産に取り替えた後の使用可能期間の算定の明細書(付表))

付表 (更新資産に取り替えた後の使用可能期間の算定の明細書)

番号 (更新資産の番号を○で囲む。)	種類 (設備の種類を含む。)	構造 又は用途	細目 (個々の資産の名称)	数量	法定耐用年数	取得価額 千円	更新資産に取り替えた後の使用可能期間の算定の基礎			年 償却額 千円	更新資産に取り替えた後の使用可能期間の計 千円	みなし承認を要する使用可能期間	算出来経過 適用可能期間 千円	取得年月 年 月	帳簿価額 千円	所在地
							経過年数	その後の使用可能期間	計							
a	b	c	d	e	f	g	h	年 月	年 月	年 月	i	k	年 月	m	n	
(内 更新資産 千円)																
計																

(規格 A 4)

23.12改正

(79 更新資産に取り替えた後の使用可能期間の算定の明細書(付表))

改 正 前

改 正 後

付表（更新資産に取り替えた後の使用可能期間の算定の明細書）の記載要領等

- 1 この明細書は、短縮特例承認資産（法人が有する法人税法施行令第57条第1項の承認に係る減価償却資産をいいます。以下同じ。）の一部について、これに代わる新たな資産（以下「更新資産」といいます。）と取り替えた場合に、その取り替えた後の使用可能期間の算定の基礎となる個々の資産の明細等を記載し、「短縮特例承認資産の一部の資産を取り替えた場合の届出書」に添付してください。
 - 2 「番号a」欄には、一連番号を付してください。なお、更新資産については、その一連番号を〇で囲んでください。
 - 3 「種類（設備の種類を含む。）b」及び「構造又は用途c」の各欄には、更新資産に取り替えた後の減価償却資産について、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（以下「耐用年数省令」といいます。）別表に掲げる種類及び構造若しくは用途又は平成20年改正前の耐用年数省令（以下「旧耐用年数省令」といいます。）別表第二「機械及び装置の耐用年数表」に掲げる設備の種類を記載してください。
 - 4 「細目（個々の資産の名称）d」欄には、更新資産に取り替えた後の減価償却資産に含まれる個々の資産で、その型式、性能等の仕様及び取得年月の異なることにその名称を記載してください。
 - 5 「数量e」欄には、4の資産の数量を記載してください。
 - 6 「法定耐用年数f」欄には、その個々の資産が含まれる減価償却資産について法人税法施行令第57条第1項の適用を受けなかった場合に適用される法定耐用年数を記載してください。
 - 7 「取得価額g」欄には、4の資産の取得価額を記載してください。また、「取得価額g」欄の合計額を「計」欄に記載するとともに、4の資産のうち一の計画に基づく更新資産の「取得価額g」の額の合計額を内書きしてください。
 - 8 「更新資産に取り替えた後の使用可能期間の算定の基礎」欄には、4の資産につきこの届出により法人税法施行令第57条第7項の規定の適用を受けようとする事業年度（又は連結事業年度）の終了の日までの経過年数とその後の実際の使用可能期間の年数とを記載し、「計上」欄にはその年数の合計（その合計に1年未満の端数が生じたときはこれを切り捨てます。）を記載してください。
- この場合において、機械及び装置に含まれる資産で、耐用年数の短縮の事実がないものについては、その「計上」欄に当該機械及び装置の旧耐用年数省令別表第二に掲げる耐用年数の算定の基礎となった個々の資産の年数（昭和40年4月国税庁公表「機械装置の個別年数」に掲げる年数）を記載してください。
- 9 「年要償却額上」欄には、4の資産について「取得価額g」欄の金額を「計上」の年数で除して算出した金額を記載するとともに、その合計額を「計」欄に記載してください。
 - 10 「更新資産に取り替えた後の使用可能期間上」の「計」欄には、「取得価額g」の額の合計額を「年要償却額上」の額の合計額で除して算出した数（1年未満の端数が生じたときはこれを切り捨てます。）を記載してください。
 - 11 「みなし承認を受けようとする使用可能期間k」の「計」欄には、みなし承認を受けようとする耐用年数を記載してください。
 - 12 「帳簿価額m」欄には、更新資産を取得した日の属する事業年度（又は連結事業年度）終了の日における個々の資産の帳簿価額を記載してください。
 - 13 「所在地n」欄には、その資産の所在する事業所名及び所在地を記載してください。

(79 更新資産に取り替えた後の使用可能期間の算定の明細書(付表))

前

正

改

付表（更新資産に取り替えた後の使用可能期間の算定の明細書）の記載要領等

- 1 この明細書は、短縮特例承認資産（法人が有する法人税法施行令第57条第1項の承認に係る減価償却資産をいいます。以下同じ。）の一部について、これに代わる新たな資産（以下「更新資産」といいます。）と取り替えた場合に、その取り替えた後の使用可能期間の算定の基礎となる個々の資産の明細等を記載し、「短縮特例承認資産の一部の資産を取り替えた場合の届出書」に添付してください。
 - 2 「番号a」欄には、一連番号を付してください。なお、更新資産については、その一連番号を〇で囲んでください。
 - 3 「種類（設備の種類を含む。）b」及び「構造又は用途c」の各欄には、更新資産に取り替えた後の減価償却資産について、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（以下「耐用年数省令」といいます。）別表に掲げる種類及び構造若しくは用途又は平成20年改正前の耐用年数省令（以下「旧耐用年数省令」といいます。）別表第一「機械及び装置の耐用年数表」に掲げる設備の種類を記載してください。
 - 4 「細目（個々の資産の名称）d」欄には、更新資産に取り替えた後の減価償却資産に含まれる個々の資産で、その型式、性能等の仕様及び取得年月の異なることにその名称を記載してください。
 - 5 「数量e」欄には、4の資産の数量を記載してください。
 - 6 「法定耐用年数f」欄には、その個々の資産が含まれる減価償却資産について法人税法施行令第57条第1項の適用を受けなかった場合に適用される法定耐用年数を記載してください。
 - 7 「取得価額g」欄には、4の資産の取得価額を記載してください。また、「取得価額g」欄の合計額を「計」欄に記載するとともに、4の資産のうち一の計画に基づく更新資産の「取得価額g」の額の合計額を内書きしてください。
 - 8 「更新資産に取り替えた後の使用可能期間の算定の基礎」欄には、4の資産につきこの届出により法人税法施行令第57条第7項の規定の適用を受けようとする事業年度（又は連結事業年度）の終了の日までの「経過年数h上」とその後の実際の「その後の使用可能期間上」の年数とを記載し、「計上」欄にはその年数の合計（その合計に1年未満の端数が生じたときはこれを切り捨てます。）を記載してください。
- この場合において、機械及び装置に含まれる資産で、耐用年数の短縮の事実がないものについては、その「計上」欄に当該機械及び装置の旧耐用年数省令別表第二に掲げる耐用年数の算定の基礎となった個々の資産の年数（昭和40年4月国税庁公表「機械装置の個別年数」に掲げる年数）を記載してください。
- 9 「年要償却額上」欄には、4の資産について「取得価額g」欄の金額を「計上」の年数で除して算出した金額を記載するとともに、その合計額を「計」欄に記載してください。
 - 10 「更新資産に取り替えた後の使用可能期間上」の「計」欄には、「取得価額g」の額の合計額を「年要償却額上」の額の合計額で除して算出した数（1年未満の端数が生じたときはこれを切り捨てます。）を記載してください。
 - 11 「みなし承認を受けようとする使用可能期間o」の「計」欄には、みなし承認を受けようとする耐用年数を記載してください。
 - 12 「算出未経過使用可能期間p」欄には、「未経過期間対応償却基礎価額m」の額の合計額を「年要償却額上」の額の合計額で除して算出した数（1年未満の端数が生じたときはこれを切り捨てます。）を記載してください。
 - 13 「帳簿価額r」欄には、更新資産を取得した日の属する事業年度（又は連結事業年度）終了の日における個々の資産の帳簿価額を記載してください。
 - 14 「所在地s」欄には、その資産の所在する事業所名及び所在地を記載してください。

(79 更新資産に取り替えた後の使用可能期間の算定の明細書(付表))

後

正

改

改 正 後

(80 耐用年数の短縮の承認を受けた減価償却資産と材質又は制作方法を同じくする減価償却資産を取得した場合等の届出書)

税務署受付印 耐用年数の短縮の承認を受けた減価償却資産と材質又は制作方法を同じくする減価償却資産を取得した場合等の届出書		※整理番号		
		※課税/非課税		
平成 年 月 日 国税局長殿	提出法人	(フリガナ)		
	<input type="checkbox"/> 法人名等			
	単連	納税地	〒	
	体結	電話() -		
	法親	(フリガナ)		
	人法人	代表者氏名	㊟	
	代表者住所	〒		
	事業種目	業		
連 結 子 法 人 (届出の対象が連結子法人である場合に限り記載)	(フリガナ)	法人名等	※	整理番号
		本店又は主たる事務所の所在地	税	部 門
		電話() -	務	決 算 期
	(フリガナ)	代表者氏名	署	業 種 番 号
		代表者住所	処	整 理 簿
		事業種目	理	回 付 先
		欄	<input type="checkbox"/> 親署 ⇒ 子署 <input type="checkbox"/> 子署 ⇒ 調査課	
次の減価償却資産について、法人税法施行令第57条第8項の規定の適用を受けることを下記のとおり届け出ます。				
届出資産の取得をした日の属する(連結)事業年度	1	自平成 年 月 日 至平成 年 月 日		
届出の事由	2	法人税法施行令第57条第1項第1号 該当	法人税法施行規則第16条第1号 該当	法人税法施行規則第16条第3号 該当
届出資産の種類及び名称	3			
同 上 の 資 産 の	所在する場所	4		
	みなし承認を受けようとする使用可能期間(付表のo)	5	年	
	未經過使用可能期間(付表のp)	6	年	
参考となるべき事項	7			
添付書類	1 既承認資産に係る「耐用年数の短縮の承認通知書」の写し 2 「みなし承認を受けようとする使用可能期間の算定の明細書」(付表) 3 既承認資産の承認申請時に提出した「承認を受けようとする使用可能期間及び未經過使用可能期間の算定の明細書」の写し			
税理士署名押印	㊟			
※税務署処理欄	部門	決算期	業種番号	整理簿
				備考
		通信日付印	年月日	確認印

23. 12改正

(規格 A 4)

改 正 前

(80 耐用年数の短縮の承認を受けた減価償却資産と材質又は制作方法を同じくする減価償却資産を取得した場合等の届出書)

税務署受付印 耐用年数の短縮の承認を受けた減価償却資産と材質又は制作方法を同じくする減価償却資産を取得した場合等の届出書		※整理番号		
		※課税/非課税		
平成 年 月 日 国税局長殿	提出法人	(フリガナ)		
	<input type="checkbox"/> 法人名等			
	単連	納税地	〒	
	体結	電話() -		
	法親	(フリガナ)		
	人法人	代表者氏名	㊟	
	代表者住所	〒		
	事業種目	業		
連 結 子 法 人 (届出の対象が連結子法人である場合に限り記載)	(フリガナ)	法人名等	※	整理番号
		本店又は主たる事務所の所在地	税	部 門
		電話() -	務	決 算 期
	(フリガナ)	代表者氏名	署	業 種 番 号
		代表者住所	処	整 理 簿
		事業種目	理	回 付 先
		欄	<input type="checkbox"/> 親署 ⇒ 子署 <input type="checkbox"/> 子署 ⇒ 調査課	
次の減価償却資産について、法人税法施行令第57条第8項の規定の適用を受けることを下記のとおり届け出ます。				
届出資産の取得をした日の属する(連結)事業年度	1	自平成 年 月 日 至平成 年 月 日		
届出の事由	2	法人税法施行令第57条第1項第1号 該当	法人税法施行規則第16条第1号 該当	法人税法施行規則第16条第3号 該当
届出資産の種類及び名称	3			
同 上 の 資 産 の	所在する場所	4		
	みなし承認を受けようとする使用可能期間	5	年	
	参考となるべき事項	6		
添付書類	1 既承認資産に係る「耐用年数の短縮の承認通知書」の写し 2 「みなし承認を受けようとする使用可能期間の算定の明細書」(付表) 3 既承認資産の承認申請時に提出した「承認を受けようとする使用可能期間の算定の明細書」の写し			
税理士署名押印	㊟			
※税務署処理欄	部門	決算期	業種番号	整理簿
				備考
		通信日付印	年月日	確認印

20. 06改正

(規格 A 4)

改 正 後

(80 耐用年数の短縮の承認を受けた減価償却資産と材質又は制作方法を同じくする減価償却資産を取得した場合等の届出書)

耐用年数の短縮の承認を受けた減価償却資産と材質又は製作方法を
同じくする減価償却資産を取得した場合等の届出書の記載要領等

1 ～ 2
(省 略)

3 届出書の各欄は、次により記載してください。

- (1) 「提出法人」欄には、該当する□にレ印を付すとともに、当該提出法人の「法人名」、「納税地」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。
- (2) 「連結子法人」欄には、当該子法人の「法人名」、「本店又は主たる事務所の所在地」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。
- (3) 「届出資産の取得をした日の属する(連結)事業年度1」欄には、届出資産を取得した日の属する事業年度又は連結事業年度を記載してください。
- (4) 「届出の事由2」欄には、既承認資産の承認事由が、法人税法施行令第57条第1項第1号、法人税法施行規則第16条第1号又は同条第3号(法人税法施行令第57条第1項第1号及び法人税法施行規則第16条第1号に係る部分に限ります。)に掲げる事由のいずれに該当するかについて、該当する号を○で囲んでください。なお、届出に当たっては、届出資産が法人税法施行令第57条第8項又は法人税法施行規則第18条第3項各号に掲げる要件を満たしている必要がありますので御注意ください。

届出資産の要件は、既承認資産の承認事由に応じ、それぞれ次のとおりとされています。

既承認資産の承認事由		届出の対象となる減価償却資産
1	その材質又は製作方法がこれと種類及び構造を同じくする他の減価償却資産の通常の材質又は製作方法と著しく異なること (法人税法施行令第57条第1項第1号)	左の既承認資産と材質又は製作方法を同じくする減価償却資産 (法人税法施行令第57条第8項)
2	その構成が同一種類の他の減価償却資産の通常の構成と著しく異なること (法人税法施行規則第16条第1号)	左の既承認資産と構成を同じくする減価償却資産 (法人税法施行規則第18条第3項第1号)
3	上記1又は2に準ずる事由 (法人税法施行規則第16条第3号)	左の既承認資産と材質若しくは製作方法又は構成に準ずるものを同じくする減価償却資産 (法人税法施行規則第18条第3項第2号)

- (5) 「届出資産の種類及び名称3」欄には、届出資産につき、減価償却資産の耐用年数等に関する省令(以下「耐用年数省令」といいます。)別表又は平成20年改正前の耐用年数省令(以下「旧耐用年数省令」といいます。)別表第二「機械及び装置の耐用年数表」に掲げる種類又は設備の種類及びその名称を記載してください。
 - (6) 「同上の資産の(4及び6)」欄には、届出資産につき、その所在する事業所名及び所在地、みなし承認を受けようとする使用可能期間及び未経過使用可能期間の年数をそれぞれ記載してください。
 - (7) 「参考となるべき事項7」欄には、既承認資産の承認事由が法人税法施行令第57条第1項第1号によるもの又はこれに準ずるものである場合において、既承認資産及び届出資産の材質又は製作方法を簡記してください。(例:事務所等として定着的に使用する建物を、通常の建物とは異なる簡易な材質と製作方法により建設している等)
 - (8) 「税理士署名押印」欄は、この申請書を税理士及び税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名押印してください。
 - (9) 「※」欄は、記載しないでください。
- 4 届出書の提出に当たっては、次の書類を添付してください。
- (1) 既承認資産に係る「耐用年数の短縮の承認通知書」の写し
 - (2) 「みなし承認を受けようとする使用可能期間の算定の明細書」(付表)
 - (3) 既承認資産の承認申請時に提出した「承認を受けようとする使用可能期間及び未経過使用可能期間の算定の明細書」の写し
(以下省略)

改 正 前

(80 耐用年数の短縮の承認を受けた減価償却資産と材質又は制作方法を同じくする減価償却資産を取得した場合等の届出書)

耐用年数の短縮の承認を受けた減価償却資産と材質又は製作方法を
同じくする減価償却資産を取得した場合等の届出書の記載要領等

1 ～ 2
(同 左)

3 届出書の各欄は、次により記載してください。

- (1) 「提出法人」欄には、該当する□にレ印を付すとともに、当該提出法人の「法人名」、「納税地」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。
- (2) 「連結子法人」欄には、当該子法人の「法人名」、「本店又は主たる事務所の所在地」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。
- (3) 「届出資産の取得をした日の属する(連結)事業年度1」欄には、届出資産を取得した日の属する事業年度又は連結事業年度を記載してください。
- (4) 「届出の事由2」欄には、既承認資産の承認事由が、法人税法施行令第57条第1項第1号、法人税法施行規則第16条第1号又は同条第3号(法人税法施行令第57条第1項第1号及び法人税法施行規則第16条第1号に係る部分に限ります。)に掲げる事由のいずれに該当するかについて、該当する号を○で囲んでください。なお、届出に当たっては、届出資産が法人税法施行令第57条第8項又は法人税法施行規則第18条第3項各号に掲げる要件を満たしている必要がありますので御注意ください。

届出資産の要件は、既承認資産の承認事由に応じ、それぞれ次のとおりとされています。

既承認資産の承認事由		届出の対象となる減価償却資産
1	その材質又は製作方法がこれと種類及び構造を同じくする他の減価償却資産の通常の材質又は製作方法と著しく異なること (法人税法施行令第57条第1項第1号)	左の既承認資産と材質又は製作方法を同じくする減価償却資産 (法人税法施行令第57条第8項)
2	その構成が同一種類の他の減価償却資産の通常の構成と著しく異なること (法人税法施行規則第16条第1号)	左の既承認資産と構成を同じくする減価償却資産 (法人税法施行規則第18条第3項第1号)
3	上記1又は2に準ずる事由 (法人税法施行規則第16条第3号)	左の既承認資産と材質若しくは製作方法又は構成に準ずるものを同じくする減価償却資産 (法人税法施行規則第18条第3項第2号)

- (5) 「届出資産の種類及び名称3」欄には、届出資産につき、減価償却資産の耐用年数等に関する省令(以下「耐用年数省令」といいます。)別表又は平成20年改正前の耐用年数省令(以下「旧耐用年数省令」といいます。)別表第二「機械及び装置の耐用年数表」に掲げる種類又は設備の種類及びその名称を記載してください。
 - (6) 「同上の資産の(4及び5)」欄には、届出資産につき、その所在する事業所名及び所在地、みなし承認を受けようとする使用可能期間の年数をそれぞれ記載してください。
 - (7) 「参考となるべき事項6」欄には、既承認資産の承認事由が法人税法施行令第57条第1項第1号によるもの又はこれに準ずるものである場合において、既承認資産及び届出資産の材質又は製作方法を簡記してください。(例:事務所等として定着的に使用する建物を、通常の建物とは異なる簡易な材質と製作方法により建設している等)
 - (8) 「税理士署名押印」欄は、この申請書を税理士及び税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名押印してください。
 - (9) 「※」欄は、記載しないでください。
- 4 届出書の提出に当たっては、次の書類を添付してください。
- (1) 既承認資産に係る「耐用年数の短縮の承認通知書」の写し
 - (2) 「みなし承認を受けようとする使用可能期間の算定の明細書」(付表)
 - (3) 既承認資産の承認申請時に提出した「承認を受けようとする使用可能期間の算定の明細書」の写し
(同 左)

前

付表（みなし承認を受けようとする使用可能期間の算定の明細書）の記載要領等

- (81 みなし承認を受けようとする使用可能期間の算定の明細書(付表))
- 1 「番号a」欄には、一連番号を付してください。
 - 2 「種類（設備の種類を含む。）b」及び「構造又は用途c」の各欄には、届出資産の減価償却資産の耐用年数等に関する省令（以下「耐用年数省令」といいます。）別表又は平成20年改正前の耐用年数省令（以下「旧耐用年数省令」といいます。）別表第二「機械及び装置の耐用年数表」に掲げる種類、設備の種類及び構造又は用途を記載してください。
 - 3 「細目（個々の資産の名称）d」欄には、届出資産ごと（当該資産が機械及び装置である場合には、当該機械及び装置に含まれる個々の資産で、その型式、性能等の仕様及び取得年月の異なること、車両及び運搬具又は工具、器具及び備品である場合には、耐用年数省令別表第一の細目に掲げる資産の名称の異なるものごと）にその名称を記載してください。
 - 4 「数量e」欄には、3の資産の数量を記載してください。
 - 5 「法定耐用年数f」欄には、届出資産について定められている法定耐用年数（当該資産が機械及び装置に含まれる個々の資産である場合には、当該機械及び装置について定められている法定耐用年数）を記載してください。
 - 6 「取得価額g」欄には、3の資産の取得価額を記載してください。
 - 7 「みなし承認を受けようとする使用可能期間の算定の基礎」欄には、3の資産につきこの届出により法人税法施行令第57条第8項の規定の適用を受けようとする事業年度（又は連結事業年度）終了の日までの経過年数とその後の実際の使用可能期間の年数とを記載し、「計上」欄にはその年数の合計（その合計に1年未満の端数が生じたときはこれを切り捨てます。）を記載してください。
 - 8 「年要償却額j」欄には、3の資産について「取得価額g」欄の金額を「計上」の年数で除して算出した金額を記載してください。
 - 9 「年要償却額上」欄には、3の資産が機械及び装置に含まれる資産である場合又は車両及び運搬具若しくは工具、器具及び備品である場合には「取得価額g」及び「年要償却額上」欄にこれに含まれる資産の全部についての計を付し、当該「取得価額g」の額の合計額を「年要償却額上」の額の合計額で除して算出した数（1年未満の端数が生じたときはこれを切り捨てます。）を「算出使用可能期間」欄に記載してください。
 - 10 「みなし承認を受けようとする使用可能期間k」欄には、2の資産が機械及び装置である場合には、9により計算し、「算出使用可能期間上」欄に記載した年数を、機械及び装置以外の資産である場合には、「みなし承認を受けようとする使用可能期間の算定の基礎 計上」欄に記載した年数を限度としてみなし承認を受けようとする耐用年数を記載してください。
 - 11 「帳簿価額並」欄には、2の資産が機械及び装置である場合には、当該機械及び装置に含まれる資産の全部について計を付した欄に届出資産を取得した日の属する事業年度（又は連結事業年度）終了の日における帳簿価額を、その他の資産である場合には、当該資産の同日における帳簿価額の合計額を記載してください。
 - 12 「所在地s」欄には、その所在する事業所名及び所在地を記載してください。

改

正

後

付表（みなし承認を受けようとする使用可能期間の算定の明細書）の記載要領等

- (81 みなし承認を受けようとする使用可能期間の算定の明細書(付表))
- 1 「番号a」欄には、一連番号を付してください。
 - 2 「種類（設備の種類を含む。）b」及び「構造又は用途c」の各欄には、届出資産の減価償却資産の耐用年数等に関する省令（以下「耐用年数省令」といいます。）別表又は平成20年改正前の耐用年数省令（以下「旧耐用年数省令」といいます。）別表第二「機械及び装置の耐用年数表」に掲げる種類、設備の種類及び構造又は用途を記載してください。
 - 3 「細目（個々の資産の名称）d」欄には、届出資産ごと（当該資産が機械及び装置である場合には、当該機械及び装置に含まれる個々の資産で、その型式、性能等の仕様及び取得年月の異なること、車両及び運搬具又は工具、器具及び備品である場合には、耐用年数省令別表第一の細目に掲げる資産の名称の異なるものごと）にその名称を記載してください。
 - 4 「数量e」欄には、3の資産の数量を記載してください。
 - 5 「法定耐用年数f」欄には、届出資産について定められている法定耐用年数（当該資産が機械及び装置に含まれる個々の資産である場合には、当該機械及び装置について定められている法定耐用年数）を記載してください。
 - 6 「取得価額g」欄には、3の資産の取得価額を記載してください。
 - 7 「みなし承認を受けようとする使用可能期間の算定の基礎」欄には、3の資産につきこの届出により法人税法施行令第57条第8項の規定の適用を受けようとする事業年度（又は連結事業年度）終了の日までの「経過年数h」とその後の実際の「その後の使用可能期間上」の年数とを記載し、「計上」欄にはその年数の合計（その合計に1年未満の端数が生じたときはこれを切り捨てます。）を記載してください。
 - 8 「年要償却額上」欄には、3の資産について「取得価額g」欄の金額を「計上」の年数で除して算出した金額を記載してください。
 - 9 「年要償却額上」欄には、3の資産が機械及び装置に含まれる資産である場合又は車両及び運搬具若しくは工具、器具及び備品である場合には「取得価額g」及び「年要償却額上」欄にこれに含まれる資産の全部についての計を付し、当該「取得価額g」の額の合計額を「年要償却額上」の額の合計額で除して算出した数（1年未満の端数が生じたときはこれを切り捨てます。）を「算出使用可能期間」欄に記載してください。
 - 10 「みなし承認を受けようとする使用可能期間o」欄には、2の資産が機械及び装置である場合には、9により計算し、「算出使用可能期間上」欄に記載した年数を、機械及び装置以外の資産である場合には、「みなし承認を受けようとする使用可能期間の算定の基礎 計上」欄に記載した年数を限度としてみなし承認を受けようとする耐用年数を記載してください。
 - 11 「算出未経過使用可能期間p」欄には、「未経過期間対応償却基礎価額m」の額の合計額を「年要償却額k」の額の合計額で除して算出した数（1年未満の端数が生じたときはこれを切り捨てます。）を記載してください。
 - 12 「帳簿価額上」欄には、2の資産が機械及び装置である場合には、当該機械及び装置に含まれる資産の全部について計を付した欄に届出資産を取得した日の属する事業年度（又は連結事業年度）終了の日における帳簿価額を、その他の資産である場合には、当該資産の同日における帳簿価額の合計額を記載してください。
 - 13 「所在地s」欄には、その所在する事業所名及び所在地を記載してください。

改

正

後

改正後

(83 陳腐化資産の償却限度額の特例の承認申請書)

陳腐化資産の償却限度額の特例の承認申請書

※整理番号
※課税/非課税

平成 年 月 日

国税局長殿

税務署受付印

<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> 単連体結法親人法人	(フリガナ) 法人名等	
	納税地	〒 電話() -
	(フリガナ) 代表者氏名	㊟
	代表者住所	〒
	この申請に回答する係及び氏名	電話() -
	事業種目	業

連 結 子 法 人 人 (申請の対象が連結子法人である場合に限り記載)	(フリガナ) 法人名等		※ 税 務 署 処 理 欄	整理番号	
	本店又は主たる事務所の所在地	〒 (局 署) 電話() -		部 門	
	(フリガナ) 代表者氏名			決 算 期	
	代表者住所	〒		業 種 番 号	
	事業種目	業		整 理 簿	
				回 付 先	<input type="checkbox"/> 親署 → 子署 <input type="checkbox"/> 子署 → 調査課

次の陳腐化した減価償却資産の減価償却については、償却限度の特例の適用を受けたいので申請します。

承認を受けようとする使用可能期間の明細

種 類	1
構 造 又 は 用 途	2
細 目	3
名 称	4
所 在 す る 場 所	5
現に償却費の額の計算の基礎としている耐用年数	6
承認を受けようとする使用可能期間	7

陳腐化の事実

使用可能期間算定の基礎	別 紙
陳腐化したことを証する書類	別 紙

税 理 士 署 名 押 印 ㊟

※ 税 務 署 処 理 欄	部 門	決 算 期	業 種 番 号	整 理 簿	備 考
---------------	-----	-------	---------	-------	-----

23. 12 改正

(法 1 3 1 8 - 1)

改正前

(83 陳腐化資産の償却限度額の特例の承認申請書)

陳腐化資産の償却限度額の特例の承認申請書

※整理番号
※課税/非課税

平成 年 月 日

国税局長殿

税務署受付印

<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> 単連体結法親人法人	(フリガナ) 法人名等	
	納税地	〒 電話() -
	(フリガナ) 代表者氏名	㊟
	代表者住所	〒
	この申請に回答する係及び氏名	電話() -
	事業種目	業

連 結 子 法 人 人 (申請の対象が連結子法人である場合に限り記載)	(フリガナ) 法人名等		※ 税 務 署 処 理 欄	整理番号	
	本店又は主たる事務所の所在地	〒 (局 署) 電話() -		部 門	
	(フリガナ) 代表者氏名			決 算 期	
	代表者住所	〒		業 種 番 号	
	事業種目	業		整 理 簿	
				回 付 先	<input type="checkbox"/> 親署 → 子署 <input type="checkbox"/> 子署 → 調査課

次の陳腐化した減価償却資産の減価償却については、償却限度の特例の適用を受けたいので申請します。

承認を受けようとする使用可能期間の明細

種 類	1
構 造 又 は 用 途	2
細 目	3
名 称	4
所 在 す る 場 所	5
現に償却費の額の計算の基礎としている耐用年数	6
承認を受けようとする使用可能期間	7

陳腐化の事実

使用可能期間算定の基礎	別 紙
陳腐化したことを証する書類	別 紙

税 理 士 署 名 押 印 ㊟

※ 税 務 署 処 理 欄	部 門	決 算 期	業 種 番 号	整 理 簿	備 考
---------------	-----	-------	---------	-------	-----

20. 06 改正

(法 1 3 1 8 - 1)

改 正 後

(83 陳腐化資産の償却限度額の特例の承認申請書)

陳腐化資産の償却限度額の特例の承認申請書の記載要領等

- 1 この申請書は、単体法人（連結申告法人を除く法人をいいます。）又は連結親法人が、陳腐化した減価償却資産の償却限度額の計算を平成 23 年 6 月改正前の法人税法施行令（以下「法令」といいます。）第 60 条の 2（陳腐化した減価償却資産の償却限度額の特例）又は法令第 155 条の 6（個別益金額及び個別損金額の計算における届出等の規定の準用）の規定により行おうとする場合に使用してください。
- 2 この申請書は、納税地の所轄税務署長を経由して国税局長に 2 通提出してください。
- 3 申請書の各欄は、次により記載してください。
 - (1) 「提出法人」欄には、該当する□にレ印を付すとともに、当該提出法人の「法人名等」、「納税地」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。
 - (2) 「連結子法人」欄には、当該子法人の「法人名等」、「本店又は主たる事務所の所在地」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。
 - (3) 「種類 1」、「構造又は用途 2」及び「細目 3」の各欄には、陳腐化資産の減価償却資産の耐用年数等に関する省令別表に掲げる種類又は設備の種類、構造又は用途及び細目を記載してください。
 - (4) 「名称 4」欄には、建物、建物附属設備、構築物、船舶、航空機又は無形減価償却資産について、個々の資産ごとにこの特例の適用を受ける場合に、申請資産の固有の名称を記載してください。
 - (5) 「所在する場所 5」欄には、陳腐化資産の所在する事業所名及びその所在地を記載してください。
 - (6) 「現に償却費の額の計算の基礎としている耐用年数 6」欄には、(3)の資産につき現に償却費の額の計算の基礎としている耐用年数を記載しますが、貴法人が法定耐用年数より短い年数で償却費の額を計算している場合には、法定耐用年数を記載してください。
 - (7) 「承認を受けようとする使用可能期間 7」欄には、(3)の資産を事業の用に供した時から陳腐化が生じたため更新又は廃棄をすると見込まれる時までの期間（1 年未満の端数は切り捨てます。）を記載してください。
 - (8) 「陳腐化の事実」欄には、(3)の資産の陳腐化、不適応化等の理由及び事実の概要を記載してください。
 - (9) 「税理士署名押印」欄は、この申請書を税理士及び税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名押印してください。
 - (10) 「※」欄は、記載しないでください。
- 4 「使用可能期間の算定の基礎」及び「陳腐化したことを証する書類」については別紙に記載することとし、別紙「承認を受けようとする使用可能期間の算定の明細書」とともに、この申請書に添付してください。
- 5 この申請書には、申請の日の属する事業年度の直前の事業年度の営業報告書及び法人税確定申告書別表十六（減価償却資産の償却額の計算に関する明細書）中の 3 (3)の資産に係る部分の写し並びに申請資産の写真、カタログ等申請資産の状況が明らかになる資料を添付してください。
- 6 留意事項
 - 法人課税信託の名称の併記
 法人税法第 2 条第 29 号の 2 に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について、国税に関する法律に基づき税務署長等に申請書等を提出する場合には、申請書等の「法人名等」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記載してください。

改 正 前

(83 陳腐化資産の償却限度額の特例の承認申請書)

陳腐化資産の償却限度額の特例の承認申請書の記載要領等

- 1 この申請書は、単体法人（連結申告法人を除く法人をいいます。）又は連結親法人が、陳腐化した減価償却資産の償却限度額の計算を法人税法施行令（以下「法令」といいます。）第 60 条の 2（陳腐化した減価償却資産の償却限度額の特例）又は法令第 155 条の 6（個別益金額及び個別損金額の計算における届出等の規定の準用）の規定により行おうとする場合に使用してください。
- 2 この申請書は、納税地の所轄税務署長を経由して国税局長に 2 通提出してください。
- 3 申請書の各欄は、次により記載してください。
 - (1) 「提出法人」欄には、該当する□にレ印を付すとともに、当該提出法人の「法人名等」、「納税地」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。
 - (2) 「連結子法人」欄には、当該子法人の「法人名等」、「本店又は主たる事務所の所在地」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。
 - (3) 「種類 1」、「構造又は用途 2」及び「細目 3」の各欄には、陳腐化資産の減価償却資産の耐用年数等に関する省令別表に掲げる種類又は設備の種類、構造又は用途及び細目を記載してください。
 - (4) 「名称 4」欄には、建物、建物附属設備、構築物、船舶、航空機又は無形減価償却資産について、個々の資産ごとにこの特例の適用を受ける場合に、申請資産の固有の名称を記載してください。
 - (5) 「所在する場所 5」欄には、陳腐化資産の所在する事業所名及びその所在地を記載してください。
 - (6) 「現に償却費の額の計算の基礎としている耐用年数 6」欄には、(3)の資産につき現に償却費の額の計算の基礎としている耐用年数を記載しますが、貴法人が法定耐用年数より短い年数で償却費の額を計算している場合には、法定耐用年数を記載してください。
 - (7) 「承認を受けようとする使用可能期間 7」欄には、(3)の資産を事業の用に供した時から陳腐化が生じたため更新又は廃棄をすると見込まれる時までの期間（1 年未満の端数は切り捨てます。）を記載してください。
 - (8) 「陳腐化の事実」欄には、(3)の資産の陳腐化、不適応化等の理由及び事実の概要を記載してください。
 - (9) 「税理士署名押印」欄は、この申請書を税理士及び税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名押印してください。
 - (10) 「※」欄は、記載しないでください。
- 4 「使用可能期間の算定の基礎」及び「陳腐化したことを証する書類」については別紙に記載することとし、別紙「承認を受けようとする使用可能期間の算定の明細書」とともに、この申請書に添付してください。
- 5 この申請書には、申請の日の属する事業年度の直前の事業年度の営業報告書及び法人税確定申告書別表十六（減価償却資産の償却額の計算に関する明細書）中の 3 (3)の資産に係る部分の写し並びに申請資産の写真、カタログ等申請資産の状況が明らかになる資料を添付してください。
- 6 留意事項
 - 法人課税信託の名称の併記
 法人税法第 2 条第 29 号の 2 に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について、国税に関する法律に基づき税務署長等に申請書等を提出する場合には、申請書等の「法人名等」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記載してください。

改正後

(85 陳腐化資産の償却限度額の特例の承認申請の却下通知書)

納税地 法人名等 代表者名	法第 号 平成 年 月 日
	国税局長 財務事務官
<p>陳腐化資産の償却限度額の特例の承認申請の却下通知書</p> <p>貴法人から平成 年 月 日付でされた陳腐化資産の償却限度額の特例の承認申請については、平成23年6月改正前の法人税法施行令第60条の2第1項に規定する陳腐化の事実が認められないので、平成23年6月改正前の同条第3項及び平成23年6月改正前の同令第155条の6の規定に基づき、これを却下します。</p>	
	国税局長 財務事務官
<p>陳腐化資産の償却限度額の特例の承認申請の却下通知書</p> <p>貴法人から平成 年 月 日付でされた陳腐化資産の償却限度額の特例の承認申請については、法人税法施行令第60条の2第1項に規定する陳腐化の事実が認められないので、同条第3項及び同令第155条の6の規定に基づき、これを却下します。</p>	
	国税局長 財務事務官
<p>この通知に係る処分は、 国税局の職員の調査に基づいて行いました。</p>	

23. 12改正

(規格 A 4)

改正前

(85 陳腐化資産の償却限度額の特例の承認申請の却下通知書)

納税地 法人名等 代表者名	法第 号 平成 年 月 日
	国税局長 財務事務官
<p>陳腐化資産の償却限度額の特例の承認申請の却下通知書</p> <p>貴法人から平成 年 月 日付でされた陳腐化資産の償却限度額の特例の承認申請については、法人税法施行令第60条の2第1項に規定する陳腐化の事実が認められないので、同条第3項及び同令第155条の6の規定に基づき、これを却下します。</p>	
	国税局長 財務事務官
<p>この通知に係る処分は、 国税局の職員の調査に基づいて行いました。</p>	

20. 06改正

(規格 A 4)

承認を受けようとする使用可能期間の算定の明細書

No.

番号 a	種類 (設備を含 む。)	構造又は 用途 b	細目 (個々の名 称)	数量 c	現に運用 している 耐用年数 d	取得価額 e 千円	承認を受けようとする 使用可能期間の算定の基礎			年 要 償加額 f 千円	経過期間 に係る償 却費相当 額 g ($h \times k$)	未経過期 間対応償 却基礎価 額 h ($e - g$)	算出使用 可能期間 i の計	承認を受 けようとする使用 可能期間 j の計	(追加)	(追加)	取得年月 k 年 月	帳簿価額 l 千円	所在地 m
							承認を受けようとする 使用可能期間 経過年数 n	その後の 使用可能 期間 o	計 p										
計																			

(法1318-2)

(規格 A 4)

改 正 前

(86 承認を受けようとする使用可能期間の算定に関する明細書)

承認を受けようとする使用可能期間及び未経過使用可能期間の算定の明細書

番号 a	種類 (設備を含 む。)	構造又は 用途 b	細目 (個々の名 称)	数量 c	法定耐用 年数 d	取得価額 e 千円	承認を受けようとする 使用可能期間の算定の基礎			年 要 償加額 f 千円	経過期間 に係る償 却費相当 額 g ($h \times k$)	未経過期 間対応償 却基礎価 額 h ($e - g$)	算出使用 可能期間 i の計	承認を受 けようとする使用 可能期間 j の計	算出未経過 使用可 能期間 k の計	承認を受 けようとする未経過 使用可 能期間 l の計	取得年月 m	帳簿価額 n 千円	所在地 o
							承認を受けようとする 使用可能期間 経過年数 p	その後の 使用可能 期間 q	計 r										
計																			

(法1316-2)

(規格 A 4)

改 正 後

(86 承認を受けようとする使用可能期間及び未経過使用可能期間の算定に関する明細書)

承認を受けようとする使用可能期間の算定の明細書の記載要領等

(86 承認を受けようとする使用可能期間の算定の明細書)

前 正 改

- 1 「番号a」欄には、一連番号を付してください。
- 2 「種類（設備の種類を含む。）b」及び「構造又は用途c」の各欄には、申請資産の減価償却資産の耐用年数等に関する省令（以下「耐用年数省令」といいます。）別表に掲げる種類、設備の種類及び構造又は用途を記載してください。
- 3 「細目（個々の資産の名称）d」欄には、申請資産ごと（当該資産が機械及び装置である場合には、当該機械及び装置に含まれる個々の機械で、その型式、性能等の仕様及び取得年月の異なること、車両及び運搬具又は工具、器具及び備品である場合には、耐用年数省令別表第一の細目に掲げる資産の名称の異なるものごと）にその名称を記載してください。
- 4 「数量e」欄には、2の資産の数量を記載してください。
- 5 「法定耐用年数f」欄には、2の資産について定められている法定耐用年数（当該資産が機械及び装置に含まれる個々の資産である場合には、当該機械及び装置について定められている法定耐用年数）を記載してください。
- 6 「取得価額g」欄には、2の資産の取得価額（申請の理由が法人税法施行規則第16条第2号に掲げる事由及びこれに準ずる同条第3号に掲げる事由に該当するものについては、再取得価額）を記載してください。
- 7 「承認を受けようとする使用可能期間の算定の基礎」欄には、2の資産につき申請時までの経過年数とその後の実際の使用可能期間の年数とを記載し、「計h」欄にはその年数の合計（その合計に1年未満の端数を生じたときはこれを切り捨てる。）を記載してください。
- 8 「年要償却額i」欄には、2の資産について「取得価額g」欄の金額を「計h」の年数で除して算出した金額を記載してください。
- 9 2の資産が機械及び装置に含まれる資産である場合又は車両及び運搬具若しくは工具、器具及び備品である場合には「取得価額g」及び「年要償却額i」欄にこれに含まれる資産の全部についての計を付し、当該「取得価額g」の額の合計額を「年要償却額i」の額の合計額で除して算出した数（小数点1位以下の数は切り捨てる。）を「算出使用可能期間j」欄に記載してください。
- 10 「承認を受けようとする使用可能期間k」欄には、2の資産が機械及び装置である場合には、9により計算し「算出使用可能期間j」欄に記載した年数を、機械及び装置以外の資産である場合には「承認を受けようとする使用可能期間の算定の基礎 計h」欄に記載した年数を限度として承認を受けようとする耐用年数を記載してください。

（追加）

（追加）

- 11 「帳簿価額m」欄には、2の資産が機械及び装置である場合には、当該機械及び装置に含まれる資産の全部について計を付した欄に申請の日の属する事業年度開始の日における帳簿価額を、その他の資産である場合には、当該資産の同日における帳簿価額の合計額を記載してください。
- 12 「所在地n」欄には、その所在する事業所名及び所在地を記載してください。

後

(86 承認を受けようとする使用可能期間及び未経過使用可能期間の算定の明細書)

正 改

承認を受けようとする使用可能期間及び未経過使用可能期間の算定の明細書の記載要領等

- 1 「番号a」欄には、一連番号を付してください。
- 2 「種類（設備の種類を含む。）b」及び「構造又は用途c」の各欄には、申請資産の減価償却資産の耐用年数等に関する省令（以下「耐用年数省令」といいます。）別表に掲げる種類、設備の種類及び構造又は用途を記載してください。
- 3 「細目（個々の資産の名称）d」欄には、申請資産ごと（当該資産が機械及び装置である場合には、当該機械及び装置に含まれる個々の機械で、その型式、性能等の仕様及び取得年月の異なること、車両及び運搬具又は工具、器具及び備品である場合には、耐用年数省令別表第一の細目に掲げる資産の名称の異なるものごと）にその名称を記載してください。
- 4 「数量e」欄には、2の資産の数量を記載してください。
- 5 「法定耐用年数f」欄には、2の資産について定められている法定耐用年数（当該資産が機械及び装置に含まれる個々の資産である場合には、当該機械及び装置について定められている法定耐用年数）を記載してください。
- 6 「取得価額g」欄には、2の資産の取得価額（申請の理由が法人税法施行規則第16条第2号に掲げる事由及びこれに準ずる同条第3号に掲げる事由に該当するものについては、再取得価額）を記載してください。
- 7 「承認を受けようとする使用可能期間の算定の基礎」欄には、2の資産につき申請時までの「経過年数h」とその後の実際の「その後の使用可能期間i」の年数とを記載し、「計j」欄にはその年数の合計（その合計に1年未満の端数を生じたときはこれを切り捨てる。）を記載してください。
- 8 「年要償却額k」欄には、2の資産について「取得価額g」欄の金額を「計j」の年数で除して算出した金額を記載してください。
- 9 2の資産が機械及び装置に含まれる資産である場合又は車両及び運搬具若しくは工具、器具及び備品である場合には「算出使用可能期間h」欄に「取得価額g」及び「年要償却額k」欄にこれに含まれる資産の全部についての計を付し、当該「取得価額g」の額の合計額を「年要償却額k」の額の合計額で除して算出した数（小数点1位以下の数は切り捨てる。）を記載してください。
- 10 「承認を受けようとする使用可能期間l」欄には、2の資産が機械及び装置である場合には、9により計算し「算出使用可能期間h」欄に記載した年数を、機械及び装置以外の資産である場合には「承認を受けようとする使用可能期間の算定の基礎 計j」欄に記載した年数を限度として承認を受けようとする耐用年数を記載してください。
- 11 2の資産が機械及び装置である場合には、「算出未経過使用可能期間p」欄に「未経過期間対応償却基礎価額m」及び「年要償却額k」欄の全部についての計算を付し、当該「未経過期間対応償却基礎価額m」の合計額を「年要償却額k」の額の合計額で除して算出した数を記載してください。
- 12 「承認を受けようとする未経過使用可能期間q」欄には、2の資産が機械及び装置である場合には10により計算し「算出未経過使用可能期間p」欄に記載した年数を、機械及び装置以外の資産である場合には「承認を受けようとする使用可能期間の算定の基礎 計j」欄に記載した年数を移記してください。
- 13 「帳簿価額r」欄には、2の資産が機械及び装置である場合には、当該機械及び装置に含まれる資産の全部について計を付した欄に申請の日の属する事業年度開始の日における帳簿価額を、その他の資産である場合には、当該資産の同日における帳簿価額の合計額を記載してください。
- 14 「所在地u」欄には、その所在する事業所名及び所在地を記載してください。

改 正 後

(98 保険差益特別勘定の設定期間延長申請書)

保険差益特別勘定の
設定期間延長申請書

※整理番号	
※通称/整理番号	

平成 年 月 日 税務署長殿	提出法人	(フリガナ) 法人名等	
	<input type="checkbox"/> 単連 <input type="checkbox"/> 連体結 親法人	納税地	〒 電話() -
		(フリガナ) 代表者氏名	◎
	代表者住所	〒	
	事業種目	業	

連 結 子 法 人 <small>(申請の対象が連結子法人である場合に限り記載)</small>	(フリガナ) 法人名等	※	整理番号
	本店又は主たる事務所の所在地	〒 (局 署)	部門
	(フリガナ) 代表者氏名		決算期
	代表者住所	〒	業種番号
	事業種目	業	整理簿
			回付先

保険差益等に係る特別勘定の設定期間を下記により延長したいので申請します。
記

(代替資産を取得することが困難である理由)

指定を受けようとする期日	・	保険金等の支払を受けた日	・
保険金等の支払を受けた事業年度終了の日の翌日から2年を経過した日の前日		・	
保険金等の支払を受けた基礎となった減価償却資産の内容及び損壊の有無	種類		
	構造		
	規模		
申請の日における法人税法第48条第1項又は法人税法第49条第1項に規定する特別勘定の金額		円	
取得する見込みである代替資産の内容	種類		
	構造		
	規模		
見込取得価額	円	円	円
見込取得年月日	・	・	・

(その他参考となるべき事項)

税理士署名押印 ◎ (規格A4)

※税務署 処理欄	部門	決算 期	業種 番号	整理 簿	備考	通信日付印	年月日	確認 印
-------------	----	---------	----------	---------	----	-------	-----	---------

23. 12改正

改 正 前

(98 保険差益特別勘定の設定期間延長申請書)

保険差益特別勘定の
設定期間延長申請書

※整理番号	
※通称/整理番号	

平成 年 月 日 税務署長殿	提出法人	(フリガナ) 法人名等	
	<input type="checkbox"/> 単連 <input type="checkbox"/> 連体結 親法人	納税地	〒 電話() -
		(フリガナ) 代表者氏名	◎
	代表者住所	〒	
	事業種目	業	

連 結 子 法 人 <small>(申請の対象が連結子法人である場合に限り記載)</small>	(フリガナ) 法人名等	※	整理番号
	本店又は主たる事務所の所在地	〒 (局 署)	部門
	(フリガナ) 代表者氏名		決算期
	代表者住所	〒	業種番号
	事業種目	業	整理簿
			回付先

保険差益等に係る特別勘定の設定期間を下記により延長したいので申請します。
記

(代替資産を取得することが困難である理由)

指定を受けようとする期日	・	保険金等の支払を受けた日	・
保険金等の支払を受けた事業年度終了の日の翌日から2年を経過した日の前日		・	
保険金等の支払を受けた基礎となった減価償却資産の内容及び損壊の有無	種類		
	構造		
	規模		
申請の日における法人税法第48条第1項又は法人税法第49条第1項に規定する特別勘定の金額		円	
取得する見込みである代替資産の内容	種類		
	構造		
	規模		
見込取得価額	円	円	円
見込取得年月日	・	・	・

(その他参考となるべき事項)

税理士署名押印 ◎ (規格A4)

※税務署 処理欄	部門	決算 期	業種 番号	整理 簿	備考	通信日付印	年月日	確認 印
-------------	----	---------	----------	---------	----	-------	-----	---------

20. 06改正

改 正 後

(98 保険差益特別勘定の設定期間延長申請書)

保険差益特別勘定の設定期間延長申請書の記載要領等

- 1 この申請書は、単体法人（連結申告法人を除く法人をいいます。）又は連結親法人が、災害その他やむを得ない特別な事情があるため、保険金等の支払を受けた事業年度終了の日の翌日又は連結事業年度終了の日の翌日から2年を経過した日の前日までの期間内に代替資産を取得することが困難であるときに、その期間の延長の設定を受けようとする場合に使用してください。
- 2 この申請書は、保険金等の支払を受けた事業年度終了の日の翌日又は連結事業年度終了の日の翌日から2年を経過した日の2月前までに提出してください。
- 3 この申請書は、納税地を所轄する税務署長に、1通（調査課所管法人にあつては2通）提出してください。
- 4 申請書の各欄は、次により記載しますが、記載に当たって欄が不足する場合は、適宜別紙に記載して添付してください。
 - (1) 「提出法人」欄には、該当する□にレ印を付すとともに、当該提出法人の「法人名等」、「納税地」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。
 - (2) 「連結子法人」欄には、当該子法人の「法人名等」、「本店又は主たる事務所の所在地」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。
 - (3) 「代替資産を取得することが困難である理由」欄には、法人税法第48条第1項に規定する代替資産を取得することが困難である理由を記載してください。
 - (4) 「指定を受けようとする期日」欄には、法人税法第48条第1項に規定する指定を受けようとする期日を記載してください。
 - (5) 「保険金等の支払を受けた日」欄には、法人税法第47条第1項に規定する保険金等の支払を受けた日を記載してください。
 - (6) 「保険金等の支払を受けた事業年度終了の日の翌日から2年を経過した日の前日」欄には、法人税法第47条第1項に規定する保険金等の支払を受けた事業年度終了の日の翌日又は連結事業年度終了の日の翌日から2年を経過した日の前日を記載してください。
 - (7) 「保険金等の支払を受ける基因となった滅失又は損壊をした所有固定資産の内容」欄の各欄
 - イ 「種類」欄には、取得予定資産の種類（土地、建物、構築物、機械及び装置の別）を記載してください。
 - ロ 「構造」欄には、建物、構築物等の構造を記載してください。
 - ハ 「規模」欄には、取得予定資産の面積、重量、能力等の大きさを記載してください。
 - (8) 「申請の日における法人税法第48条第1項又は法人税法第49条第1項に規定する特別勘定の金額」欄には、申請の日における法人税法第48条第1項又は法人税法第49条第1項に規定する特別勘定の金額を記載してください。
 - (9) 「取得する見込みである代替資産の内容」欄の各欄
 - イ 「種類」欄には、取得予定資産の種類（土地、建物、構築物、機械及び装置の別）を記載してください。
 - ロ 「構造」欄には、建物、構築物等の構造を記載してください。
 - ハ 「規模」欄には、取得予定資産の面積、重量、能力等の大きさを記載してください。
 - ニ 「見込取得価額」欄には、取得予定資産の見込取得価額を記載してください。
 - ホ 「見込取得年月日」欄には、取得予定資産の見込取得年月日を記載してください。
 - (10) 「税理士署名押印」欄は、この申請書を税理士及び税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名押印してください。
 - (11) 「※」欄は、記載しないでください。
- 5 留意事項
 - 法人課税信託の名称の併記

法人税法第2条第29号の2に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について、国税に関する法律に基づき税務署長等に申請書等を提出する場合には、申請書等の「法人名等」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記載してください。

改 正 前

(98 保険差益特別勘定の設定期間延長申請書)

保険差益特別勘定の設定期間延長申請書の記載要領等

- 1 この申請書は、単体法人（連結申告法人を除く法人をいいます。）又は連結親法人が、災害その他やむを得ない特別な事情があるため、被害のあった事業年度の翌事業年度開始の日から2年以内に代替資産を取得することが困難であるときに、その期間の延長の設定を受けようとする場合に使用してください。
- 2 この申請書は、被害のあった日の属する事業年度終了の日の翌日又は連結事業年度終了の日の翌日から2年を経過した日の2月前までに提出してください。
- 3 この申請書は、納税地を所轄する税務署長に、1通（調査課所管法人にあつては2通）提出してください。
- 4 申請書の各欄は、次により記載しますが、記載に当たって欄が不足する場合は、適宜別紙に記載して添付してください。
 - (1) 「提出法人」欄には、該当する□にレ印を付すとともに、当該提出法人の「法人名等」、「納税地」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。
 - (2) 「連結子法人」欄には、当該子法人の「法人名等」、「本店又は主たる事務所の所在地」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。
 - (3) 「代替資産を取得することが困難である理由」欄には、法人税法第48条第1項に規定する代替資産を取得することが困難である理由を記載してください。
 - (4) 「指定を受けようとする期日」欄には、法人税法第48条第1項に規定する指定を受けようとする期日を記載してください。
 - (5) 「保険金等の支払を受けた日」欄には、法人税法第47条第1項に規定する保険金等の支払を受けた日を記載してください。
 - (6) 「保険金等の支払を受けた事業年度終了の日の翌日から2年を経過した日の前日」欄には、法人税法第47条第1項に規定する保険金等の支払を受けた事業年度終了の日の翌日から2年を経過した日の前日を記載してください。
 - (7) 「保険金等の支払を受ける基因となった滅失又は損壊をした所有固定資産の内容」欄の各欄
 - イ 「種類」欄には、取得予定資産の種類（土地、建物、構築物、機械及び装置の別）を記載してください。
 - ロ 「構造」欄には、建物、構築物等の構造を記載してください。
 - ハ 「規模」欄には、取得予定資産の面積、重量、能力等の大きさを記載してください。
 - (8) 「申請の日における法人税法第48条第1項又は法人税法第49条第1項に規定する特別勘定の金額」欄には、申請の日における法人税法第48条第1項又は法人税法第49条第1項に規定する特別勘定の金額を記載してください。
 - (9) 「取得する見込みである代替資産の内容」欄の各欄
 - イ 「種類」欄には、取得予定資産の種類（土地、建物、構築物、機械及び装置の別）を記載してください。
 - ロ 「構造」欄には、建物、構築物等の構造を記載してください。
 - ハ 「規模」欄には、取得予定資産の面積、重量、能力等の大きさを記載してください。
 - ニ 「見込取得価額」欄には、取得予定資産の見込取得価額を記載してください。
 - ホ 「見込取得年月日」欄には、取得予定資産の見込取得年月日を記載してください。
 - (10) 「税理士署名押印」欄は、この申請書を税理士及び税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名押印してください。
 - (11) 「※」欄は、記載しないでください。
- 5 留意事項
 - 法人課税信託の名称の併記

法人税法第2条第29号の2に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について、国税に関する法律に基づき税務署長等に申請書等を提出する場合には、申請書等の「法人名等」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記載してください。

改 正 後

(138 適格分割等による特定の資産の譲渡に係る特別勘定の金額の引継ぎに関する届出書)

平成 年 月 日 税務署長殿		提出法人 (フリガナ) <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> 法人名等		※整理番号	
		納税地 〒 (フリガナ) 代表者氏名 ⑩ 代表者住所 〒 事業種目 業		※課税/不課税	
連 結 子 法 人	(フリガナ) 法人名等	※ 整理番号			
	本店又は主たる事務所の所在地 〒 (局 署) 電話 () -	部 門			
	(フリガナ) 代表者氏名	決 算 期			
	代表者住所 〒	業 種 番 号			
	事業種目 業	整 理 簿			
		回 付 先	<input type="checkbox"/> 親署 ⇒ 子署 <input type="checkbox"/> 子署 ⇒ 調査課		
適格分割等による特定の資産の譲渡に係る特別勘定の金額の引継ぎについて、 租税特別措置法 (第65条の8第5項 又は 阪神・淡路大震災の被災者等に係る国 (第21条第5項 第26条の6第6項) の規定 第68条の79第6項) 税関係法律の臨時特例に関する法律 (第21条第5項 第26条の6第6項) の規定 により下記のとおり届け出ます。					
記					
適格分割等に係る	適 格 分 割 等	適 格 分 割 ・ 適 格 現 物 出 資			
分割承継法人等	法 人 名 等				
	納 税 地				
	代 表 者 氏 名				
適 格 分 割 等 の 年 月 日		年 月 日			
分割承継法人等に引き継ぐ特別勘定の金額		円			
分割承継法人等に引き継ぐ期中特別勘定の金額		円			
特別勘定等の金額又は 期中特別勘定の金額 に係る譲渡資産	種 類				
	所 在 地				
	規模(土地の場合は面積)				
	譲 渡 年 月 日	年 月 日			
取得する見込み である資産	種 類 及 び 構 造				
	所 在 地				
	規模(土地の場合は面積)				
	取 得 予 定 日	年 月 日			
適用を受けることとしている表の各号の区分		号			
(その他参考となるべき事項)					
税 理 士 署 名 押 印		⑩			
※税務署 処理欄	部 門	決 算 期	業 種 番 号	整 理 簿	備 考
					通信日付印 年 月 日 確 認 印

23. 12 改正

改 正 前

(138 適格分割等による特定の資産の譲渡に係る特別勘定の金額の引継ぎに関する届出書)

平成 年 月 日 税務署長殿		提出法人 (フリガナ) <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> 法人名等		※整理番号	
		納税地 〒 (フリガナ) 代表者氏名 ⑩ 代表者住所 〒 事業種目 業		※課税/不課税	
連 結 子 法 人	(フリガナ) 法人名等	※ 整理番号			
	本店又は主たる事務所の所在地 〒 (局 署) 電話 () -	部 門			
	(フリガナ) 代表者氏名	決 算 期			
	代表者住所 〒	業 種 番 号			
	事業種目 業	整 理 簿			
		回 付 先	<input type="checkbox"/> 親署 ⇒ 子署 <input type="checkbox"/> 子署 ⇒ 調査課		
適格分割等による特定の資産の譲渡に係る特別勘定の金額の引継ぎについて、 租税特別措置法 (第65条の8第5項 又は 阪神・淡路大震災の被災者等に係る国 (第21条第5項 第26条の6第6項) の規定 第68条の79第6項) 税関係法律の臨時特例に関する法律 (第21条第5項 第26条の6第6項) の規定 により下記のとおり届け出ます。					
記					
適格分割等に係る	適 格 分 割 等	適 格 分 割 ・ 適 格 現 物 出 資			
分割承継法人等	法 人 名 等				
	納 税 地				
	代 表 者 氏 名				
適 格 分 割 等 の 年 月 日		年 月 日			
分割承継法人等に引き継ぐ特別勘定の金額		円			
分割承継法人等に引き継ぐ期中特別勘定の金額		円			
特別勘定等の金額又は 期中特別勘定の金額 に係る譲渡資産	種 類				
	所 在 地				
	規模(土地の場合は面積)				
	譲 渡 年 月 日	年 月 日			
取得する見込み である資産	種 類 及 び 構 造				
	所 在 地				
	規模(土地の場合は面積)				
	取 得 予 定 日	年 月 日			
適用を受けることとしている表の各号の区分		号			
(その他参考となるべき事項)					
税 理 士 署 名 押 印		⑩			
※税務署 処理欄	部 門	決 算 期	業 種 番 号	整 理 簿	備 考
					通信日付印 年 月 日 確 認 印

22. 06 改正

改 正 後

(138 適格分割等による特定の資産の譲渡に係る特別勘定の金額の引継ぎに関する届出書)

適格分割等による特定の資産の譲渡に係る特別勘定の
金額の引継ぎに関する届出書の記載要領等

- 1 この届出書は、内国法人である単体法人（連結申告法人以外の法人をいいます。）又は連結親法人が、適格分割等（適格分割又は適格現物出資をいいます。以下同じ。）を行った場合において、分割承継法人等（分割承継法人又は被現物出資法人をいいます。）に特定の資産の譲渡等に係る特別勘定の金額を引き継ぐことについて、租税特別措置法（以下「措置法」といいます。）第 65 条の 8 第 5 項・第 68 条の 79 第 6 項又は阪神・淡路大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（以下「震災特例法」といいます。）第 21 条第 5 項・第 26 条の 6 第 6 項の規定により届け出る場合に使用してください。
- 2 この届出書は、適格分割等の日以後 2 月以内に納税地の所轄税務署長に 1 通（調査課所管法人にあつては 2 通）提出してください。
- 3 届出書の各欄は、次により記載してください。
 - (1) 「提出法人」欄には、該当する口にレ印を付すとともに、当該提出法人の「法人名等」、「納税地」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。
 - (2) 「連結子法人」欄には、当該子法人の「法人名等」、「本店又は主たる事務所の所在地」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。
 - (3) 「適格分割等に係る分割承継法人等」の各欄は措置法第 65 条の 8 第 4 項第 2 号・第 68 条の 79 第 5 項第 2 号又は震災特例法第 21 条第 4 項第 2 号若しくは同項第 3 号・第 26 条の 6 第 5 項第 2 号若しくは同項第 3 号に規定する分割承継法人等の名称及び納税地並びに代表者の氏名を記載してください。「適格分割等」の欄は該当する適格分割等の形態を丸印で囲んでください。
 - (4) 「適格分割等の年月日」欄は措置法第 65 条の 8 第 4 項第 2 号・第 68 条の 79 第 5 項第 2 号又は震災特例法第 21 条第 4 項第 2 号若しくは同項第 3 号・第 26 条の 6 第 5 項第 2 号若しくは同項第 3 号に規定する適格分割等の日を記載してください。
 - (5) 「分割承継法人等に引き継ぐ特別勘定の金額」欄は措置法第 65 条の 8 第 4 項・第 68 条の 79 第 5 項の規定により分割承継法人等に引き継ぐ同項第 2 号に規定する特別勘定の金額あるいは震災特例法第 21 条第 4 項・第 26 条の 6 第 5 項の規定により分割承継法人等に引き継ぐ同項第 2 号又は同項第 3 号に規定する特別勘定の金額を記載してください。
 - (6) 「分割承継法人等に引き継ぐ期中特別勘定の金額」欄は措置法第 65 条の 8 第 4 項・第 68 条の 79 第 5 項の規定により分割承継法人等に引き継ぐ同項第 2 号に規定する期中特別勘定の金額又は震災特例法第 21 条第 4 項・第 26 条の 6 第 5 項の規定により分割承継法人等に引き継ぐ同項第 3 号に規定する期中特別勘定の金額を記載してください。
 - (7) 「特別勘定の金額又は期中特別勘定の金額に係る譲渡資産」の各欄は分割承継法人等に引き継ぐ特別勘定の金額又は期中特別勘定の金額に係る譲渡資産の種類、所在地、及び規模（土地等にあつてはその面積）並びにその譲渡年月日を記載してください。
 - (8) 「取得する見込みである資産」の各欄は分割承継法人等において取得する見込みである資産の種類及び取得予定年月日（措置法の規定の適用を受ける場合における措置法第 65 条の 7 第 1 項の表の第 1 号から第 10 号までの下欄に掲げる資産及び震災特例法の規定の適用を受ける場合における資産については種類、構造、所在地、及び規模（土地等にあつては、その面積）並びにその取得予定年月日）を記載してください。
 - (9) 「適用を受けることとしている表の各号の区分」欄は取得をする見込みである資産について適用を受けることとしている措置法第 65 条の 7 第 1 項の表・第 68 条の 78 第 1 項の表又は震災特例法第 20 条第 1 項の表・第 26 条の 5 第 1 項の表の各号の区分を記載してください。
 - (10) 「税理士署名押印」欄は、この届出書を税理士及び税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名押印してください。
 - (11) 「※」欄は、記載しないでください。
- 4 留意事項
 - 法人課税信託の名称の併記
法人税法第 2 条第 29 号の 2 に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について国税に関する法律に基づき税務署長等に申請書等を提出する場合には、申請書等の「法人名等」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記載してください。

改 正 前

(138 適格分割等による特定の資産の譲渡に係る特別勘定の金額の引継ぎに関する届出書)

適格分割等による特定の資産の譲渡に係る特別勘定の
金額の引継ぎに関する届出書の記載要領等

- 1 この届出書は、内国法人である単体法人（連結申告法人以外の法人をいいます。）又は連結親法人が、適格分割等（適格分割又は適格現物出資をいいます。以下同じ。）を行った場合において、分割承継法人等（分割承継法人又は被現物出資法人をいいます。）に特定の資産の譲渡等に係る特別勘定の金額を引き継ぐことについて、租税特別措置法（以下「措置法」といいます。）第 65 条の 8 第 5 項・第 68 条の 79 第 6 項又は阪神・淡路大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（以下「震災特例法」といいます。）第 21 条第 5 項・第 26 条の 6 第 6 項の規定により届け出る場合に使用してください。
- 2 この届出書は、適格分割等の日以後 2 月以内に納税地の所轄税務署長に 1 通（調査課所管法人にあつては 2 通）提出してください。
- 3 届出書の各欄は、次により記載してください。
 - (1) 「提出法人」欄には、該当する口にレ印を付すとともに、当該提出法人の「法人名等」、「納税地」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。
 - (2) 「連結子法人」欄には、当該子法人の「法人名等」、「本店又は主たる事務所の所在地」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。
 - (3) 「適格分割等に係る分割承継法人等」の各欄は措置法第 65 条の 8 第 4 項第 2 号・第 68 条の 79 第 5 項第 2 号又は震災特例法第 21 条第 4 項第 2 号若しくは同項第 3 号・第 26 条の 6 第 5 項第 2 号若しくは同項第 3 号に規定する分割承継法人等の名称及び納税地並びに代表者の氏名を記載してください。「適格分割等」の欄は該当する適格分割等の形態を丸印で囲んでください。
 - (4) 「適格分割等の年月日」欄は措置法第 65 条の 8 第 4 項第 2 号・第 68 条の 79 第 5 項第 2 号又は震災特例法第 21 条第 4 項第 2 号若しくは同項第 3 号・第 26 条の 6 第 5 項第 2 号若しくは同項第 3 号に規定する適格分割等の日を記載してください。
 - (5) 「分割承継法人等に引き継ぐ特別勘定の金額」欄は措置法第 65 条の 8 第 4 項・第 68 条の 79 第 5 項の規定により分割承継法人等に引き継ぐ同項第 2 号に規定する特別勘定の金額あるいは震災特例法第 21 条第 4 項・第 26 条の 6 第 5 項の規定により分割承継法人等に引き継ぐ同項第 2 号又は同項第 3 号に規定する特別勘定の金額を記載してください。
 - (6) 「分割承継法人等に引き継ぐ期中特別勘定の金額」欄は措置法第 65 条の 8 第 4 項・第 68 条の 79 第 5 項の規定により分割承継法人等に引き継ぐ同項第 2 号に規定する期中特別勘定の金額又は震災特例法第 21 条第 4 項・第 26 条の 6 第 5 項の規定により分割承継法人等に引き継ぐ同項第 3 号に規定する期中特別勘定の金額を記載してください。
 - (7) 「特別勘定の金額又は期中特別勘定の金額に係る譲渡資産」の各欄は分割承継法人等に引き継ぐ特別勘定の金額又は期中特別勘定の金額に係る譲渡資産の種類、所在地、及び規模（土地等にあつてはその面積）並びにその譲渡年月日を記載してください。
 - (8) 「取得する見込みである資産」の各欄は分割承継法人等において取得する見込みである資産の種類及び取得予定年月日（措置法の規定の適用を受ける場合における措置法第 65 条の 7 第 1 項の表の第 1 号から第 18 号までの下欄に掲げる資産及び震災特例法の規定の適用を受ける場合における資産については種類、構造、所在地、及び規模（土地等にあつては、その面積）並びにその取得予定年月日）を記載してください。
 - (9) 「適用を受けることとしている表の各号の区分」欄は取得をする見込みである資産について適用を受けることとしている措置法第 65 条の 7 第 1 項の表・第 68 条の 78 第 1 項の表又は震災特例法第 20 条第 1 項の表・第 26 条の 5 第 1 項の表の各号の区分を記載してください。
 - (10) 「税理士署名押印」欄は、この届出書を税理士及び税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名押印してください。
 - (11) 「※」欄は、記載しないでください。
- 4 留意事項
 - 法人課税信託の名称の併記
法人税法第 2 条第 29 号の 2 に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について国税に関する法律に基づき税務署長等に申請書等を提出する場合には、申請書等の「法人名等」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記載してください。

改 正 後

(142 適格分割等による特定資産の買換えの場合における買換資産の帳簿価額の減額又は特定資産の譲渡に伴い設定をした期中特別勘定に関する届出書及び提出書類の届出書)

適格分割等による特定資産の買換えの場合における買換資産の帳簿価額の減額又は特定資産の譲渡に伴い設定をした期中特別勘定に関する届出書及び提出書類の届出書		※整理番号	
※経理/簿記部		※整理番号	
平成 年 月 日 税務署長殿	提出法人 (フリガナ)		
	<input type="checkbox"/> 法人名等		
	単連納税地	〒	電話() -
	法人代表者氏名	(フリガナ)	Ⓜ
	法人代表者住所	〒	
事業種目			業
(届出の対象が連結子法人である場合に限り記載)	法人名等		
	本店又は主たる事務所の所在地	〒 (局 署)	電話() -
	代表者氏名		
	代表者住所	〒	
	事業種目		
※ 税務署 処理欄		整理番号	
		部 門	
		決 算 期	
		業 種 番 号	
		整 理 簿	
		回 付 先	<input type="checkbox"/> 親署 ⇒ 子署 <input type="checkbox"/> 子署 ⇒ 調査課
適格分割等を行う場合において、特定資産の買換えの場合における買換資産の帳簿価額の減額について 租税特別措置法 (第65条の7第11項 (措置法第65条の8第15項において準用する場合を含みます。)) 若しくは (以下「措置法」といいます。)) 第68条の78第11項 (措置法第68条の79第16項において準用する場合を含みます。)) 阪神・淡路大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律(以下「震災特例法」といいます。)) (第20条第9項 (震災特例法第21条第15項において準用する場合を含みます。)) (第26条の5第9項 (震災特例法第26条の6第16項において準用する場合を含みます。)) により又は特定資産の譲渡をした場合において設定した期中特別勘定について、 措置法 (第65条の8第3項 又は、震災特例法 (第21条第3項 第26条の6第4項)) により下記のとおり届け出を行い、 措置法施行令 (第39条の7第44項 又は、震災特例法施行令 (第18条第39項 第21条の5第39項)) により書類の提出を行います。			
適格分割等に係る分割承継法人等		法人名等	
		納税地	
		代表者氏名	
適 格 分 割 等 の 日 年 月 日			
譲渡資産	種 類		
	所 在 地		
	規 模 (土地等の場合は面積)		
譲 渡 日 年 月 日			
買得資産 見産 又 は 産	種 類		
	構 造		
	所 在 地		
	規 模 (土地等の場合は面積)		
	取 得 (予 定) 日		年 月 日
表の各号の該当区分			
減額した金額又は期中特別勘定の金額			円
添付明細 (別表等)			
その他参考となるべき事項			
提出書類 (証明書等)			
税理士署名押印			Ⓜ
※税務署 処理欄	部 門	決 算 期	業 種 番 号
		整 理 簿	備 考
	通 信 日 付 印	年 月 日	確 認 印

23.12 改正

改 正 前

(142 適格分割等による特定資産の買換えの場合における買換資産の帳簿価額の減額又は特定資産の譲渡に伴い設定をした期中特別勘定に関する届出書及び提出書類の届出書)

適格分割等による特定資産の買換えの場合における買換資産の帳簿価額の減額又は特定資産の譲渡に伴い設定をした期中特別勘定に関する届出書及び提出書類の届出書		※整理番号	
※経理/簿記部		※整理番号	
平成 年 月 日 税務署長殿	提出法人 (フリガナ)		
	<input type="checkbox"/> 法人名等		
	単連納税地	〒	電話() -
	法人代表者氏名	(フリガナ)	Ⓜ
	法人代表者住所	〒	
事業種目			業
(届出の対象が連結子法人である場合に限り記載)	法人名等		
	本店又は主たる事務所の所在地	〒 (局 署)	電話() -
	代表者氏名		
	代表者住所	〒	
	事業種目		
※ 税務署 処理欄		整理番号	
		部 門	
		決 算 期	
		業 種 番 号	
		整 理 簿	
		回 付 先	<input type="checkbox"/> 親署 ⇒ 子署 <input type="checkbox"/> 子署 ⇒ 調査課
適格分割等を行う場合において、特定資産の買換えの場合における買換資産の帳簿価額の減額について 租税特別措置法 (第65条の7第11項 (措置法第65条の8第15項において準用する場合を含みます。)) 若しくは (以下「措置法」といいます。)) 第68条の78第11項 (措置法第68条の79第16項において準用する場合を含みます。)) 阪神・淡路大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律(以下「震災特例法」といいます。)) (第20条第9項 (震災特例法第21条第15項において準用する場合を含みます。)) (第26条の5第9項 (震災特例法第26条の6第16項において準用する場合を含みます。)) により又は特定資産の譲渡をした場合において設定した期中特別勘定について、 措置法 (第65条の8第3項 又は、震災特例法 (第21条第3項 第26条の6第4項)) により下記のとおり届け出を行い、 措置法施行令 (第39条の7第56項 又は、震災特例法施行令 (第18条第39項 第21条の5第39項)) により書類の提出を行います。			
適格分割等に係る分割承継法人等		法人名等	
		納税地	
		代表者氏名	
適 格 分 割 等 の 日 年 月 日			
譲渡資産	種 類		
	所 在 地		
	規 模 (土地等の場合は面積)		
譲 渡 日 年 月 日			
買得資産 見産 又 は 産	種 類		
	構 造		
	所 在 地		
	規 模 (土地等の場合は面積)		
	取 得 (予 定) 日		年 月 日
表の各号の該当区分			
減額した金額又は期中特別勘定の金額			円
添付明細 (別表等)			
その他参考となるべき事項			
提出書類 (証明書等)			
税理士署名押印			Ⓜ
※税務署 処理欄	部 門	決 算 期	業 種 番 号
		整 理 簿	備 考
	通 信 日 付 印	年 月 日	確 認 印

22.06 改正

(規格A4)

(規格A4)

改 正 後

(142 適格分割等による特定資産の買換えの場合における買換資産の帳簿価額の減額又は特定資産の譲渡に伴い設定をした期中特別勘定に関する届出書及び提出書類の届出書)

適格分割等による特定資産の買換えの場合における
買換資産の帳簿価額の減額又は特定資産の譲渡に伴い設定をした
期中特別勘定に関する届出書及び提出書類の届出書の記載要領等

- 1 単体法人（連結申告法人以外の法人をいいます。）又は連結親法人が、適格分割等を行う場合において、租税特別措置法（以下「措置法」といいます。）若しくは阪神・淡路大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（以下「震災特例法」といいます。）の下記の条文に基づき帳簿価額を減額したとき又は、期中特別勘定を設定したときの、減額をした金額又は期中特別勘定の金額等の届出を行う場合及び措置法施行令第39条の7第56項・第39条の106第46項の規定又は震災特例法施行令第18条第39項・第21条の5第39項により提出すべき書類の届出を行う場合に使用してください。

	根拠条文	届出根拠条文
(1) 特定資産の買換えの場合における買換資産の帳簿価額の減額の届出	措置法第65条の7第9項 (措置法第65条の8第8項) 措置法第68条の78第9項 (措置法第68条の79第9項) 震災特例法第20条第7項 (震災特例法第21条第8項) 震災特例法第26条の5第7項 (震災特例法第26条の6第9項)	措置法第65条の7第11項 (措置法第65条の8第15項) 措置法第68条の78第11項 (措置法第68条の79第16項) 震災特例法第20条第9項 (震災特例法第21条第15項) 震災特例法第26条の5第9項 (震災特例法第26条の6第16項)
(2) 特定資産の譲渡をした場合において設定した特別勘定の届出	措置法第65条の8第2項 措置法第68条の79第3項 震災特例法第21条第2項 震災特例法第26条の6第3項	措置法第65条の8第3項 措置法第68条の79第4項 震災特例法第21条第3項 震災特例法第26条の6第4項

- 2 この届出書は、適格分割等の日以後2月以内に納税地の所轄税務署長に1通(調査課所管法人にあつては2通)提出してください。
- 3 届出書の各欄は、次により記載してください。
 - (1) 「提出法人」欄には、該当する□にレ印を付すとともに、当該提出法人の「法人名等」、「納税地」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。
 - (2) 「連結子法人」欄には、当該子法人の「法人名等」、「本店又は主たる事務所の所在地」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。
 - (3) 「適格分割等に係る分割承継法人等」の各欄は、措置法第65条の7第9項・同法第68条の78第9項、同法第65条の8第8項・同法第68条の79第9項若しくは震災特例法第20条第7項・同法第26条の5第7項、同法第21条第8項・同法第26条の6第9項又は措置法第65条の8第2項・同法第68条の79第3項、若しくは震災特例法第21条第2項・同法第26条の6第3項に規定する分割承継法人等の名称及び納税地並びに代表者の氏名について記載してください。
 - (4) 「適格分割等の日」欄は、措置法第65条の7第9項・同法第68条の78第9項、同法第65条の8第8項・同法第68条の79第9項、震災特例法第20条第7項・同法第26条の5第7項、同法第21条第8項・同法第26条の6第9項又は措置法第65条の8第2項・同法第68条の79第3項、若しくは震災特例法第21条第2項・同法第26条の6第3項に規定する適格分割等の日を記載してください。
 - (5) 「譲渡資産」の各欄については、それぞれ譲渡資産の種類、所在地及び規模(土地等にあつては、その面積)並びにその譲渡年月日を記載してください。
 - (6) 「買換資産又は取得見込資産」の各欄については、買換資産又は取得見込資産の種類、構造、所在地及び規模(土地等にあつては、その面積)並びにその取得(予定)年月日を記載してください。(なお、取得見込資産が表の第1号から第10号までの下欄に掲げる資産以外の場合には取得見込資産の種類及び取得予定年月日を記載します。)
 - (7) 「減額した金額又は期中特別勘定の金額」欄は、措置法第65条の7第9項(措置法第65条の8第8項において準用する場合を含みます。)、同法第68条の78第9項(同法第68条の79第9項において準用する場合を含みます。))又は震災特例法第20条第7項(震災特例法第21条第8項において準用する場合を含みます。)、同法第26条の5第7項(同法第26条の6第9項において準用する場合を含みます。))の規定により損金の額に算入されるこれらの規定に規定する帳簿価額を減額した金額又は措置法第65条の8第2項・同法第68条の79第3項、若しくは震災特例法第21条第2項・同法第26条の6第3項の規定により損金の額に算入されるこれらの規定に規定する期中特別勘定の金額を記載します
 - (8) 「添付明細(別表等)」欄は、別表十三(五) その他添付明細を記載するとともに、当該明細を当該届出書に添付してください。
 - (9) 「提出書類」欄は措置法施行令第39条の7第44項・同令第39条の106第39項又は震災特例法施行令第18条第39項・同令第21条の5第39項に規定する書類を記載するとともに、当該書類を当該届出書に添付してください。
 - (10) 「税理士署名押印」欄は、この届出書を税理士及び税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名押印してください。
 - (11) 「※」欄は、記載しないでください。
- 4 留意事項
 - 法人課税信託の名称の併記
法人税法第2条第29号の2に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について、国税に関する法律に基づき税務署長等に申請書等を提出する場合には、申請書等の「法人名等」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記載してください。

改 正 前

(142 適格分割等による特定資産の買換えの場合における買換資産の帳簿価額の減額又は特定資産の譲渡に伴い設定をした期中特別勘定に関する届出書及び提出書類の届出書)

適格分割等による特定資産の買換えの場合における
買換資産の帳簿価額の減額又は特定資産の譲渡に伴い設定をした
期中特別勘定に関する届出書及び提出書類の届出書の記載要領等

- 1 単体法人（連結申告法人以外の法人をいいます。）又は連結親法人が、適格分割等を行う場合において、租税特別措置法（以下「措置法」といいます。）若しくは阪神・淡路大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（以下「震災特例法」といいます。）の下記の条文に基づき帳簿価額を減額したとき又は、期中特別勘定を設定したときの、減額をした金額又は期中特別勘定の金額等の届出を行う場合及び措置法施行令第39条の7第56項・第39条の106第46項の規定又は震災特例法施行令第18条第39項・第21条の5第39項により提出すべき書類の届出を行う場合に使用してください。

	根拠条文	届出根拠条文
(1) 特定資産の買換えの場合における買換資産の帳簿価額の減額の届出	措置法第65条の7第9項 (措置法第65条の8第8項) 措置法第68条の78第9項 (措置法第68条の79第9項) 震災特例法第20条第7項 (震災特例法第21条第8項) 震災特例法第26条の5第7項 (震災特例法第26条の6第9項)	措置法第65条の7第11項 (措置法第65条の8第15項) 措置法第68条の78第11項 (措置法第68条の79第16項) 震災特例法第20条第9項 (震災特例法第21条第15項) 震災特例法第26条の5第9項 (震災特例法第26条の6第16項)
(2) 特定資産の譲渡をした場合において設定した特別勘定の届出	措置法第65条の8第2項 措置法第68条の79第3項 震災特例法第21条第2項 震災特例法第26条の6第3項	措置法第65条の8第3項 措置法第68条の79第4項 震災特例法第21条第3項 震災特例法第26条の6第4項

- 2 この届出書は、適格分割等の日以後2月以内に納税地の所轄税務署長に1通(調査課所管法人にあつては2通)提出してください。
- 3 届出書の各欄は、次により記載してください。
 - (1) 「提出法人」欄には、該当する□にレ印を付すとともに、当該提出法人の「法人名等」、「納税地」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。
 - (2) 「連結子法人」欄には、当該子法人の「法人名等」、「本店又は主たる事務所の所在地」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。
 - (3) 「適格分割等に係る分割承継法人等」の各欄は、措置法第65条の7第9項・同法第68条の78第9項、同法第65条の8第8項・同法第68条の79第9項若しくは震災特例法第20条第7項・同法第26条の5第7項、同法第21条第8項・同法第26条の6第9項又は措置法第65条の8第2項・同法第68条の79第3項、若しくは震災特例法第21条第2項・同法第26条の6第3項に規定する分割承継法人等の名称及び納税地並びに代表者の氏名について記載してください。
 - (4) 「適格分割等の日」欄は、措置法第65条の7第9項・同法第68条の78第9項、同法第65条の8第8項・同法第68条の79第9項、震災特例法第20条第7項・同法第26条の5第7項、同法第21条第8項・同法第26条の6第9項又は措置法第65条の8第2項・同法第68条の79第3項、若しくは震災特例法第21条第2項・同法第26条の6第3項に規定する適格分割等の日を記載してください。
 - (5) 「譲渡資産」の各欄については、それぞれ譲渡資産の種類、所在地及び規模(土地等にあつては、その面積)並びにその譲渡年月日を記載してください。
 - (6) 「買換資産又は取得見込資産」の各欄については、買換資産又は取得見込資産の種類、構造、所在地及び規模(土地等にあつては、その面積)並びにその取得(予定)年月日を記載してください。(なお、取得見込資産が表の第1号から第18号までの下欄に掲げる資産以外の場合には取得見込資産の種類及び取得予定年月日を記載します。)
 - (7) 「減額した金額又は期中特別勘定の金額」欄は、措置法第65条の7第9項(措置法第65条の8第8項において準用する場合を含みます。)、同法第68条の78第9項(同法第68条の79第9項において準用する場合を含みます。))又は震災特例法第20条第7項(震災特例法第21条第8項において準用する場合を含みます。)、同法第26条の5第7項(同法第26条の6第9項において準用する場合を含みます。))の規定により損金の額に算入されるこれらの規定に規定する帳簿価額を減額した金額又は措置法第65条の8第2項・同法第68条の79第3項、若しくは震災特例法第21条第2項・同法第26条の6第3項の規定により損金の額に算入されるこれらの規定に規定する期中特別勘定の金額を記載します
 - (8) 「添付明細(別表等)」欄は、別表十三(五) その他添付明細を記載するとともに、当該明細を当該届出書に添付してください。
 - (9) 「提出書類」欄は措置法施行令第39条の7第56項・同令第39条の106第46項又は震災特例法施行令第18条第39項・同令第21条の5第39項に規定する書類を記載するとともに、当該書類を当該届出書に添付してください。
 - (10) 「税理士署名押印」欄は、この届出書を税理士及び税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名押印してください。
 - (11) 「※」欄は、記載しないでください。
- 4 留意事項
 - 法人課税信託の名称の併記
法人税法第2条第29号の2に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について、国税に関する法律に基づき税務署長等に申請書等を提出する場合には、申請書等の「法人名等」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記載してください。

改 正 後

(164 分割等による移転支援事業所取引金額の合計額の計算方法の認定申請書)

分割等による移転支援事業所取引金額 の合計額の計算方法の認定申請書		※整理番号	
		※課税/不課税	
提出法人 <input type="checkbox"/> 法人名等 <input type="checkbox"/> 単連 <input type="checkbox"/> 体結 <input type="checkbox"/> 法親 <input type="checkbox"/> 人法人	(フリガナ)		
	納税地	〒	電話() -
	(フリガナ) 代表者氏名		㊟
	代表者住所	〒	
	事業種目		業
平成 年 月 日 税務署長殿			
連 結 子 法 人 <small>(申請の対象が連結子法人である場合に限り記載)</small>	(フリガナ) 法人名等		※ 整理番号
	本店又は主たる事務所の所在地	〒 (局 署) 電話() -	部 門
	(フリガナ) 代表者氏名		決 算 期
	代表者住所	〒	業 種 番 号
	事業種目	業	整 理 簿
		回 付 先	<input type="checkbox"/> 親署 ⇒ 子署 <input type="checkbox"/> 子署 ⇒ 調査課
分割等による移転支援事業所取引金額の合計額の計算方法について、 租税特別措置法施行令〔第29条の2の2第6項 第39条の61第6項〕の規定により下記のとおり申請します。 記			
分割承継法人等	法人名等		
	納税地等		
	代表者氏名		
分割等の年月日		年 月 日	
移転事業及び当該移転事業に係る支援事業所取引金額		円	
分割承継法人等が移転事業を行うために当該分割等により移転する資産及び人員	資 産		
	人 員	人	
認定を受けようとする合理的な方法			
(その他参考となるべき事項)			
添 付 書 類			
税 理 士 署 名 押 印		㊟	
※税務署 処理欄	部門	決算 期	業種 番号
		整理 簿	備考
	通信日付印	年月日	確認 印

23. 12 改正

改 正 前

(164 分割等による移転支援事業所取引金額の合計額の計算方法の認定申請書)

分割等による移転支援事業所取引金額 の合計額の計算方法の認定申請書		※整理番号	
		※課税/不課税	
提出法人 <input type="checkbox"/> 法人名等 <input type="checkbox"/> 単連 <input type="checkbox"/> 体結 <input type="checkbox"/> 法親 <input type="checkbox"/> 人法人	(フリガナ)		
	納税地	〒	電話() -
	(フリガナ) 代表者氏名		㊟
	代表者住所	〒	
	事業種目		業
平成 年 月 日 税務署長殿			
連 結 子 法 人 <small>(申請の対象が連結子法人である場合に限り記載)</small>	(フリガナ) 法人名等		※ 整理番号
	本店又は主たる事務所の所在地	〒 (局 署) 電話() -	部 門
	(フリガナ) 代表者氏名		決 算 期
	代表者住所	〒	業 種 番 号
	事業種目	業	整 理 簿
		回 付 先	<input type="checkbox"/> 親署 ⇒ 子署 <input type="checkbox"/> 子署 ⇒ 調査課
分割等による移転支援事業所取引金額の合計額の計算方法について、 租税特別措置法施行令〔第29条の2の2第6項 第39条の61第6項〕の規定により下記のとおり申請します。 記			
分割承継法人等	法人名等		
	納税地等		
	代表者氏名		
分割等の年月日		年 月 日	
移転事業及び当該移転事業に係る支援事業所取引金額		円	
分割承継法人等が移転事業を行うために当該分割等により移転する資産及び人員	資 産		
	人 員	人	
認定を受けようとする合理的な方法			
(その他参考となるべき事項)			
添 付 書 類			
税 理 士 署 名 押 印		㊟	
※税務署 処理欄	部門	決算 期	業種 番号
		整理 簿	備考
	通信日付印	年月日	確認 印

20. 06 改正

(規格A4)

改 正 後

(164 分割等による移転支援事業所取引金額の合計額の計算方法の認定申請書)

分割等による移転支援事業所取引金額の
合計額の計算方法の認定申請書の記載要領等

- 1 この申請書は、法人である単体法人（連結申告法人以外の法人をいいます。）又は連結親法人が、分割法人等（分割法人又は現物出資法人をいいます。）又は分割承継法人等（分割承継法人又は被現物出資法人をいいます。）である場合における租税特別措置法施行令第29条の2の2第3項又は第39条の61第3項の金額の計算方法について、第29条の2の2第6項又は第39条の61第6項の規定により税務署長の認定を受けようとする場合に使用してください。
- 2 この申請書は、分割等の日以後2月以内に提出してください。
- 3 この申請書は、納税地を所轄する税務署長に、1通（調査課所管法人にあつては2通）提出してください。
- 4 申請書の各欄は、次により記載します。
 - (1) 「提出法人」欄には、該当する□にレ印を付すとともに、当該提出法人の「法人名等」、「納税地」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。
 - (2) 「連結子法人」欄には、当該子法人の「法人名等」、「本店又は主たる事務所の所在地」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。
 - (3) 「分割承継法人等」の各欄には、分割承継法人等の名称及び納税地（連結子法人である場合は本店又は主たる事務所の所在地）並びに代表者の氏名を記載してください。
 - (4) 「移転事業及び当該移転事業に係る支援事業所取引金額」欄には、移転事業（分割等により分割承継法人等に移転する事業をいいます。）及び当該移転事業に係る支援事業所取引金額を記載してください。
なお、記載しきれない場合には、別紙に記載して添付してください。
 - (5) 「分割承継法人等が移転事業を行うために当該分割等により移転する資産及び人員」の各欄には、分割承継法人等が租税特別措置法施行規則第20条の18第2項第5号又は第22条の39の2第2項第6号に規定する移転事業を行うために当該分割等により移転する資産及び人員をそれぞれ記載してください。
 - (6) 「認定を受けようとする合理的な方法」欄には、この申請書により認定を受けようとする合理的な方法を記載してください。
なお、記載しきれない場合には、別紙に記載して添付してください。
 - (7) 「税理士署名押印」欄は、この申請書を税理士及び税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名押印してください。
 - (8) 「※」欄は、記載しないでください。
- 5 この申請書には、分割計画書又は分割契約書その他これらに類する書類の写しを添付し、「添付書類」欄に記載してください。
- 6 留意事項
 - 法人課税信託の名称の併記
法人税法第2条第29号の2に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について国税に関する法律に基づき税務署長等に申請書等を提出する場合には、申請書等の「法人名等」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記載してください。

改 正 前

(164 分割等による移転支援事業所取引金額の合計額の計算方法の認定申請書)

分割等による移転支援事業所取引金額の
合計額の計算方法の認定申請書の記載要領等

- 1 この申請書は、法人である単体法人（連結申告法人以外の法人をいいます。）又は連結親法人が、分割法人等（分割法人又は現物出資法人をいいます。）又は分割承継法人等（分割承継法人又は被現物出資法人をいいます。）である場合における租税特別措置法施行令第29条の2の2第3項又は第39条の61第3項の金額の計算方法について、第29条の2の2第6項又は第39条の61第6項の規定により税務署長の認定を受けようとする場合に使用してください。
- 2 この申請書は、分割等の日以後2月以内に提出してください。
- 3 この申請書は、納税地を所轄する税務署長に、1通（調査課所管法人にあつては2通）提出してください。
- 4 申請書の各欄は、次により記載します。
 - (1) 「提出法人」欄には、該当する□にレ印を付すとともに、当該提出法人の「法人名等」、「納税地」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。
 - (2) 「連結子法人」欄には、当該子法人の「法人名等」、「本店又は主たる事務所の所在地」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。
 - (3) 「分割承継法人等」の各欄には、分割承継法人等の名称及び納税地（連結子法人である場合は本店又は主たる事務所の所在地）並びに代表者の氏名を記載してください。
 - (4) 「移転事業及び当該移転事業に係る支援事業所取引金額」欄には、移転事業（分割等により分割承継法人等に移転する事業をいいます。）及び当該移転事業に係る支援事業所取引金額を記載してください。
なお、記載しきれない場合には、別紙に記載して添付してください。
 - (5) 「分割承継法人等が移転事業を行うために当該分割等により移転する資産及び人員」の各欄には、分割承継法人等が租税特別措置法施行規則第20条の18の2第2項第5号又は第22条の39の2第2項第6号に規定する移転事業を行うために当該分割等により移転する資産及び人員をそれぞれ記載してください。
 - (6) 「認定を受けようとする合理的な方法」欄には、この申請書により認定を受けようとする合理的な方法を記載してください。
なお、記載しきれない場合には、別紙に記載して添付してください。
 - (7) 「税理士署名押印」欄は、この申請書を税理士及び税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名押印してください。
 - (8) 「※」欄は、記載しないでください。
- 5 この申請書には、分割計画書又は分割契約書その他これらに類する書類の写しを添付し、「添付書類」欄に記載してください。
- 6 留意事項
 - 法人課税信託の名称の併記
法人税法第2条第29号の2に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について国税に関する法律に基づき税務署長等に申請書等を提出する場合には、申請書等の「法人名等」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記載してください。

改 正 後 改 正 前

(167 適格分割等による海外投資等損失準備金の損金算入に関する届出書及び提出書類の届出書)

(167 適格分割等による海外投資等損失準備金の損金算入に関する届出書及び提出書類の届出書)

平成 年 月 日 税務署長殿		適格分割等による海外投資等 損失準備金の損金算入に関する 届出書及び提出書類の届出書		※整理番号	
		(フリガナ) <input type="checkbox"/> 法人名等 単連 納税地 〒 電話() -		※課税/不課税	
平成 年 月 日 税務署長殿		(フリガナ) 代表者氏名 ㊟ 〒 代表者住所 〒 事業種目 業			
		(フリガナ) 法人名等 〒 (局 署) 電話() - (フリガナ) 代表者氏名 〒 代表者住所 〒 事業種目 業		※ 整理番号 部 門 決 算 期 業 種 番 号 整 理 簿 回 付 先 <input type="checkbox"/> 親署 ⇒ 子署 <input type="checkbox"/> 子署 ⇒ 調査課	
適格分割等による海外投資等損失準備金の損金算入について、租税特別措置法第55条第10項・第68条の43第9項及び、租税特別措置法施行令第32条の2第16項・第39条の72第9項の規定により下記のとおり届出及び書類の提出を行います。					
記					
適格分割等に		法人名等			
係る分割承継法人等		納税地			
		代表者氏名			
適格分割等の日		年 月 日			
特定法人の名称					
特定株式の種類					
積立金額		円			
添付明細(別表等)					
その他参考となるべき事項					
提出書類(証明書等)					
税理士署名押印		㊟			
※税務署 処理欄	部門	決算 期	業種 番号	整理 簿	備考
		通信日付印	年月日	確認 印	

23.12 改正

(規格 A 4)

平成 年 月 日 税務署長殿		適格分割等による海外投資等 損失準備金の損金算入に関する 届出書及び提出書類の届出書		※整理番号	
		(フリガナ) <input type="checkbox"/> 法人名等 単連 納税地 〒 電話() -		※課税/不課税	
平成 年 月 日 税務署長殿		(フリガナ) 代表者氏名 ㊟ 〒 代表者住所 〒 事業種目 業			
		(フリガナ) 法人名等 〒 (局 署) 電話() - (フリガナ) 代表者氏名 〒 代表者住所 〒 事業種目 業		※ 整理番号 部 門 決 算 期 業 種 番 号 整 理 簿 回 付 先 <input type="checkbox"/> 親署 ⇒ 子署 <input type="checkbox"/> 子署 ⇒ 調査課	
適格分割等による海外投資等損失準備金の損金算入について、租税特別措置法第55条第10項・第68条の43第9項及び、租税特別措置法施行令第32条の2第17項・第39条の72第10項の規定により下記のとおり届出及び書類の提出を行います。					
記					
適格分割等に		法人名等			
係る分割承継法人等		納税地			
		代表者氏名			
適格分割等の日		年 月 日			
特定法人の名称					
特定株式の種類					
積立金額		円			
添付明細(別表等)					
その他参考となるべき事項					
提出書類(証明書等)					
税理士署名押印		㊟			
※税務署 処理欄	部門	決算 期	業種 番号	整理 簿	備考
		通信日付印	年月日	確認 印	

22.06 改正

(規格 A 4)

(167 適格分割等による海外投資等損失準備金の損金算入に関する届出書及び提出書類の届出書)

適格分割等による海外投資等損失準備金の
損金算入に関する届出書及び提出書類の届出書の記載要領等

- 1 この届出書は、青色申告書を提出する内国法人である単体法人（連結申告法人以外の法人をいいます。）又は連結親法人が、適格分割等（適格分割、適格現物出資又は適格現物分配をいいます。以下同じ。）により分割承継法人等（分割承継法人、被現物出資法人又は被現物分配法人をいいます。以下同じ。）に租税特別措置法（以下「措置法」といいます。）第55条第1項各号・第68条の43第1項各号の中欄に掲げる株式等（以下「特定株式等」といいます。）を移転する場合において、措置法第55条第10項・第68条の43第9項又は措置法施行令第32条の2第16項・第39条の72第9項の規定により、海外投資等損失準備金として積み立てて損金の額に算入することについて届け出及び書類の提出をする場合に使用してください。
- 2 この届出書は、適格分割等の日以後2月以内に納税地の所轄税務署長に1通（調査課所管法人にあつては2通で、添付書類も同様の提出枚数となります。）提出してください。
- 3 届出書の各欄は、次により記載してください。
 - (1) 「提出法人」欄には、該当する□にレ印を付すとともに、当該提出法人の「法人名等」、「納税地」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。
 - (2) 「連結子法人」欄には、当該子法人の「法人名等」、「本店又は主たる事務所の所在地」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。
 - (3) 「適格分割等に係る分割承継法人等」の各欄には、適格分割等に係る分割承継法人等（分割承継法人、被現物出資法人又は被現物分配法人をいいます。）の名称及び納税地並びに代表者の氏名を記載してください。
 - (4) 「適格分割等の日」欄には、適格分割の日を記載してください。
 - (5) 「特定法人の名称」の欄には、事業承継法人に移転する株式等に係る措置法第55条第1項各号・第68条の43第1項各号の上欄に掲げる法人を記載してください。
 - (6) 「特定株式の種類」の欄には、事業承継法人に移転する取得した措置法第55条第1項各号・第68条の43第1項各号の中欄に掲げる株式等を記載してください。
 - (7) 「積立金額」欄には、措置法第55条第9項・第68条の43第8項に規定する海外投資等損失準備金として積み立てた金額を記載してください。
 - (8) 「添付書類」欄については、措置法施行規則第21条第8項第5号・第22条の45第6項第6号に規定する積み立てた金額の明細（別表）及び第21条第9項・第22条の45第7項に規定する書類（認定書等）の名称を記載してください。
 - (9) 「税理士署名押印」欄は、この届出書を税理士及び税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名押印してください。
 - (10) 「※」欄は、記載しないでください。
- 4 留意事項
 - 法人課税信託の名称の併記
法人税法第2条第29号の2に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について、国税に関する法律に基づき税務署長等に申請書等を提出する場合には、申請書等の「法人名等」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記載してください。

(167 適格分割等による海外投資等損失準備金の損金算入に関する届出書及び提出書類の届出書)

適格分割等による海外投資等損失準備金の
損金算入に関する届出書及び提出書類の届出書の記載要領等

- 1 この届出書は、青色申告書を提出する内国法人である単体法人（連結申告法人以外の法人をいいます。）又は連結親法人が、適格分割等（適格分割、適格現物出資又は適格現物分配をいいます。以下同じ。）により分割承継法人等（分割承継法人、被現物出資法人又は被現物分配法人をいいます。以下同じ。）に租税特別措置法（以下「措置法」といいます。）第55条第1項各号・第68条の43第1項各号の中欄に掲げる株式等（以下「特定株式等」といいます。）を移転する場合において、措置法第55条第10項・第68条の43第9項又は措置法施行令第32条の2第17項・第39条の72第10項の規定により、海外投資等損失準備金として積み立てて損金の額に算入することについて届け出及び書類の提出をする場合に使用してください。
- 2 この届出書は、適格分割等の日以後2月以内に納税地の所轄税務署長に1通（調査課所管法人にあつては2通で、添付書類も同様の提出枚数となります。）提出してください。
- 3 届出書の各欄は、次により記載してください。
 - (1) 「提出法人」欄には、該当する□にレ印を付すとともに、当該提出法人の「法人名等」、「納税地」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。
 - (2) 「連結子法人」欄には、当該子法人の「法人名等」、「本店又は主たる事務所の所在地」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。
 - (3) 「適格分割等に係る分割承継法人等」の各欄には、適格分割等に係る分割承継法人等（分割承継法人、被現物出資法人又は被現物分配法人をいいます。）の名称及び納税地並びに代表者の氏名を記載してください。
 - (4) 「適格分割等の日」欄には、適格分割の日を記載してください。
 - (5) 「特定法人の名称」の欄には、事業承継法人に移転する株式等に係る措置法第55条第1項各号・第68条の43第1項各号の上欄に掲げる法人を記載してください。
 - (6) 「特定株式の種類」の欄には、事業承継法人に移転する取得した措置法第55条第1項各号・第68条の43第1項各号の中欄に掲げる株式等を記載してください。
 - (7) 「積立金額」欄には、措置法第55条第9項・第68条の43第8項に規定する海外投資等損失準備金として積み立てた金額を記載してください。
 - (8) 「添付書類」欄については、措置法施行規則第21条第8項第5号・第22条の45第6項第6号に規定する積み立てた金額の明細（別表）及び第21条第9項・第22条の45第7項に規定する書類（認定書等）の名称を記載してください。
 - (9) 「税理士署名押印」欄は、この届出書を税理士及び税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名押印してください。
 - (10) 「※」欄は、記載しないでください。
- 4 留意事項
 - 法人課税信託の名称の併記
法人税法第2条第29号の2に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について、国税に関する法律に基づき税務署長等に申請書等を提出する場合には、申請書等の「法人名等」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記載してください。

改 正 後

(171 適格合併等による特定の資産の譲渡に伴い特別勘定を設けた場合において指定期間内に資産の取得が困難な場合の設定期間延長承認申請書)

適格合併等による特定の資産の譲渡に伴い特別勘定を設けた場合において指定期間内に資産の取得が困難な場合の設定期間延長承認申請書 ※整理番号 ※課税/不課税		提出法人	(フリガナ)	
		<input type="checkbox"/> 単連 <input type="checkbox"/> 法人名等	納税地	〒
平成 年 月 日 税務署長殿		提出法人	(フリガナ)	
		<input type="checkbox"/> 単連 <input type="checkbox"/> 法人名等	納税地	〒
税務署長殿		代表者氏名	(フリガナ)	Ⓜ
		代表者住所	〒	
事業種目		事業種目		業
		事業種目		業
連 結 子 法 人	(フリガナ)		※ 整理番号	
	法人名等		部 門	
	本店又は主たる事務所の所在地	〒 (局 署) 電話() -	決 算 期	
	代表者氏名	(フリガナ)	業 種 番 号	
	代表者住所	〒	整 理 簿	
事業種目	業	回 付 先	<input type="checkbox"/> 親署 ⇒ 子署 <input type="checkbox"/> 子署 ⇒ 調査課	
租税特別措置法施行令〔第39条の7第34項 第39条の106第28項〕又は阪神・淡路大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律(以下「震災特例法」といいます。)施行令〔第18条第29項 第21条の5第29項〕の規定により適格合併等による特定の資産の譲渡に伴い特別勘定を設けた場合において指定期間内に資産の取得が困難な場合の設定期間の延長について下記のとおり申請します。				
申請の日における引継ぎを受けた特別勘定の金額		円		
取得する予定の買換資産の内容	種 類			
	構 造			
	規 模 (土地等にあつてはその面積)			
	取 得 価 額	円	円	円
	取得予定年月日	・ ・	・ ・	・ ・
(やむを得ない事情の詳細)				
認 定 を 受 け よ う と す る 日		年 月 日		
(その他参考となるべき事項)				
税 理 士 署 名 押 印		Ⓜ		
※税務署 処理欄	部門	決算 期	業種 番号	整理 簿
				備考
		通信日付印	年 月 日	確認 印

23. 12 改正

改 正 前

(171 適格合併等による特定の資産の譲渡に伴い特別勘定を設けた場合において指定期間内に資産の取得が困難な場合の設定期間延長承認申請書)

適格合併等による特定の資産の譲渡に伴い特別勘定を設けた場合において指定期間内に資産の取得が困難な場合の設定期間延長承認申請書 ※整理番号 ※課税/不課税		提出法人	(フリガナ)	
		<input type="checkbox"/> 単連 <input type="checkbox"/> 法人名等	納税地	〒
平成 年 月 日 税務署長殿		提出法人	(フリガナ)	
		<input type="checkbox"/> 単連 <input type="checkbox"/> 法人名等	納税地	〒
税務署長殿		代表者氏名	(フリガナ)	Ⓜ
		代表者住所	〒	
事業種目		事業種目		業
		事業種目		業
連 結 子 法 人	(フリガナ)		※ 整理番号	
	法人名等		部 門	
	本店又は主たる事務所の所在地	〒 (局 署) 電話() -	決 算 期	
	代表者氏名	(フリガナ)	業 種 番 号	
	代表者住所	〒	整 理 簿	
事業種目	業	回 付 先	<input type="checkbox"/> 親署 ⇒ 子署 <input type="checkbox"/> 子署 ⇒ 調査課	
租税特別措置法施行令〔第39条の7第46項 第39条の106第35項〕又は阪神・淡路大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律(以下「震災特例法」といいます。)施行令〔第18条第29項 第21条の5第29項〕の規定により適格合併等による特定の資産の譲渡に伴い特別勘定を設けた場合において指定期間内に資産の取得が困難な場合の設定期間の延長について下記のとおり申請します。				
申請の日における引継ぎを受けた特別勘定の金額		円		
取得する予定の買換資産の内容	種 類			
	構 造			
	規 模 (土地等にあつてはその面積)			
	取 得 価 額	円	円	円
	取得予定年月日	・ ・	・ ・	・ ・
(やむを得ない事情の詳細)				
認 定 を 受 け よ う と す る 日		年 月 日		
(その他参考となるべき事項)				
税 理 士 署 名 押 印		Ⓜ		
※税務署 処理欄	部門	決算 期	業種 番号	整理 簿
				備考
		通信日付印	年 月 日	確認 印

22. 06 改正

(規格 A 4)

(規格 A 4)

改 正 後

(171 適格合併等による特定の資産の譲渡に伴い特別勘定を設けた場合において指定期間内に資産の取得が困難な場合の設定期間延長承認申請書)

適格合併等による特定の資産の譲渡に伴い特別勘定を設けた場合において指定期間内に資産の取得が困難な場合の設定期間延長承認申請書の記載要領等

- 1 この申請書は、単体法人（連結申告法人を除く法人をいいます。）又は連結親法人が、租税特別措置法（以下「措置法」といいます。）施行令第39条の7第34項各号・第39条の106第28項各号又は阪神・淡路大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（以下「震災特例法」といいます。）施行令第18条第28項各号・第21条の5第28項各号に規定する引継ぎを受けた日以後に措置法第65条の7第3項・第68条の78第3項、震災特例法第20条第3項・第26条の5第3項に規定するやむを得ない事情が生じたため、措置法第65条の8第4項・第68条の79第5項又は震災特例法第21条第4項・第26条の6第5項に規定する合併法人等がこれらの各号に定める期間内に措置法第65条の7第1項・第68条の78第1項の表の各号又は震災特例法第20条第1項・第26条の5第1項の表の各号の下欄に掲げる資産の取得をすることが困難である場合において、その期間の延長を申請する場合に使用してください。
- 2 この申請書は、やむを得ない事情が生じた日以後2月以内に提出してください。
- 3 この申請書は、納税地を所轄する税務署長に1通（調査課所管法人にあっては2通）提出してください。
- 4 申請書の各欄は、次により記載しますが、記載に当たって欄が不足する場合は、適宜別紙に記載して添付してください。
 - (1) 「提出法人」欄には、該当する□にレ印を付すとともに、当該提出法人の「法人名等」、「納税地」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。
 - (2) 「連結子法人」欄には、当該子法人の「法人名等」、「本店又は主たる事務所の所在地」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。
 - (3) 「申請の日における引継ぎを受けた特別勘定の金額」欄には、申請の日における措置法第65条の8第4項・第68条の79第5項又は震災特例法第21条第4項・第26条の6第5項の規定により引継ぎを受けた特別勘定の金額を記載してください。
 - (4) 「取得する予定の買換資産の内容」の各欄
 - イ 「種類」欄には、取得予定資産の種類（土地、建物、構築物、機械及び装置等の別）を記載してください。
 - ロ 「構造」欄には、建物、構築物等の構造を記載してください。
 - ハ 「規模」欄には、取得予定資産の面積、重量、能力等の大きさを記載してください。
 - ニ 「取得価額」欄には、取得する予定の買換資産の取得価額を記載してください。
 - ホ 「取得予定年月日」欄には、取得する予定の買換資産の取得予定年月日を記載してください。
 - (5) 「やむを得ない事情の詳細」欄には、指定期間内に措置法第65条の7第1項の表の各号・第68条の78第1項の表の各号の下欄に掲げる資産又は震災特例法第20条第1項の表の各号・第26条の5第1項の表の各号の下欄に掲げる資産の取得をすることが困難である理由を詳細に記載してください。
 - (6) 「認定を受けようとする日」欄には、措置法施行令第39条の7第34項・第39条の106第28項又は震災特例法施行令第18条第29項・第21条の5第29項に規定する認定を受けようとする日を記載してください。
 - (7) 「税理士署名押印」欄は、この申請書を税理士及び税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名押印してください。
 - (8) 「※」欄は、記載しないでください。
- 5 留意事項
 - 法人課税信託の名称の併記

法人税法第2条第29号の2に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について国税に関する法律に基づき税務署長等に申請書等を提出する場合には、申請書等の「法人名等」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記載してください。

改 正 前

(171 適格合併等による特定の資産の譲渡に伴い特別勘定を設けた場合において指定期間内に資産の取得が困難な場合の設定期間延長承認申請書)

適格合併等による特定の資産の譲渡に伴い特別勘定を設けた場合において指定期間内に資産の取得が困難な場合の設定期間延長承認申請書の記載要領等

- 1 この申請書は、単体法人（連結申告法人を除く法人をいいます。）又は連結親法人が、租税特別措置法（以下「措置法」といいます。）施行令第39条の7第45項各号・第39条の106第35項各号又は阪神・淡路大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（以下「震災特例法」といいます。）施行令第18条第28項各号・第21条の5第28項各号に規定する引継ぎを受けた日以後に措置法第65条の7第3項・第68条の78第3項、震災特例法第20条第3項・第26条の5第3項に規定するやむを得ない事情が生じたため、措置法第65条の8第4項・第68条の79第5項又は震災特例法第21条第4項・第26条の6第5項に規定する合併法人等がこれらの各号に定める期間内に措置法第65条の7第1項・第68条の78第1項の表の各号又は震災特例法第20条第1項・第26条の5第1項の表の各号の下欄に掲げる資産の取得をすることが困難である場合において、その期間の延長を申請する場合に使用してください。
- 2 この申請書は、やむを得ない事情が生じた日以後2月以内に提出してください。
- 3 この申請書は、納税地を所轄する税務署長に1通（調査課所管法人にあっては2通）提出してください。
- 4 申請書の各欄は、次により記載しますが、記載に当たって欄が不足する場合は、適宜別紙に記載して添付してください。
 - (1) 「提出法人」欄には、該当する□にレ印を付すとともに、当該提出法人の「法人名等」、「納税地」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。
 - (2) 「連結子法人」欄には、当該子法人の「法人名等」、「本店又は主たる事務所の所在地」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。
 - (3) 「申請の日における引継ぎを受けた特別勘定の金額」欄には、申請の日における措置法第65条の8第4項・第68条の79第5項又は震災特例法第21条第4項・第26条の6第5項の規定により引継ぎを受けた特別勘定の金額を記載してください。
 - (4) 「取得する予定の買換資産の内容」の各欄
 - イ 「種類」欄には、取得予定資産の種類（土地、建物、構築物、機械及び装置等の別）を記載してください。
 - ロ 「構造」欄には、建物、構築物等の構造を記載してください。
 - ハ 「規模」欄には、取得予定資産の面積、重量、能力等の大きさを記載してください。
 - ニ 「取得価額」欄には、取得する予定の買換資産の取得価額を記載してください。
 - ホ 「取得予定年月日」欄には、取得する予定の買換資産の取得予定年月日を記載してください。
 - (5) 「やむを得ない事情の詳細」欄には、指定期間内に措置法第65条の7第1項の表の各号・第68条の78第1項の表の各号の下欄に掲げる資産又は震災特例法第20条第1項の表の各号・第26条の5第1項の表の各号の下欄に掲げる資産の取得をすることが困難である理由を詳細に記載してください。
 - (6) 「認定を受けようとする日」欄には、措置法施行令第39条の7第46項・第39条の106第36項又は震災特例法施行令第18条第29項・第21条の5第29項に規定する認定を受けようとする日を記載してください。
 - (7) 「税理士署名押印」欄は、この申請書を税理士及び税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名押印してください。
 - (8) 「※」欄は、記載しないでください。
- 5 留意事項
 - 法人課税信託の名称の併記

法人税法第2条第29号の2に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について国税に関する法律に基づき税務署長等に申請書等を提出する場合には、申請書等の「法人名等」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記載してください。

改 正 後

(173 適格分社型分割等による承継業務の事業計画の施行区域内にある土地等の交換の場合における交換取得資産の帳簿価額の減額に関する届出書及び提出書類の届出書)

(廃 止)

改 正 前

(173 適格分社型分割等による承継業務の事業計画の施行区域内にある土地等の交換の場合における交換取得資産の帳簿価額の減額に関する届出書及び提出書類の届出書)

適格分社型分割等による承継業務の事業計画の施行区域内にある土地等の交換の場合における交換取得資産の帳簿価額の減額に関する届出書及び提出書類の届出書

平成 年 月 日 税務署長殿		提出法人 <input type="checkbox"/> 法人名等 <input type="checkbox"/> 単連 <input type="checkbox"/> 体結 <input type="checkbox"/> 法親 <input type="checkbox"/> 人法 <input type="checkbox"/> 人	(フリガナ) 〒 _____ 納 税 地 〒 _____ (フリガナ) 代 表 者 氏 名 〒 _____ 代 表 者 住 所 〒 _____ 事 業 種 目 _____ 業	※整理番号 _____ ※課税簿籍 _____
		(フリガナ) 法 人 名 等 〒 _____ (局 署) 本店又は主たる 事務所の所在地 〒 _____ 電話 () - _____ (フリガナ) 代 表 者 氏 名 〒 _____ 代 表 者 住 所 〒 _____ 事 業 種 目 _____ 業		※ 税 務 署 処 理 欄 整 理 番 号 _____ 部 門 _____ 決 算 期 _____ 業 種 番 号 _____ 整 理 簿 _____ 回 付 先 <input type="checkbox"/> 親署 ⇒ 子署 <input type="checkbox"/> 子署 ⇒ 調査課
適格分社型分割を行う場合において、承継業務の事業計画の施行区域内にある土地等の交換の場合における交換取得資産の帳簿価額の減額について、 租税特別措置法〔以下「措置法」といいます。〕 〔第65条の15第6項 及び、措置法施行令 〔第39条の9の3第4項 第39条の109の2第5項〕により 〔第68条の85の2第6項〕 下記のとおり届出及び書類の提出を行います。 記				
適格分社型分割等に		法 人 名 等		
係る分割承継法人等		納 税 地		
		代 表 者 氏 名		
適 格 分 社 型 分 割 等 の 日 _____ 年 _____ 月 _____ 日				
交 換 譲 渡 産	種 類			
	所 在 地			
	規 模			
交 換 年 月 日		_____ 年 _____ 月 _____ 日		
交 換 取 得 産	所 在 地			
	規 模			
減 額 し た 金 額 _____ 円				
添 付 明 細 (別 表 等) _____				
そ の 他 参 考 と な る べ き 事 項 _____				
提 出 書 類 (証 明 書 等) _____				
税 理 士 署 名 押 印 _____		④		
※税務署 処理欄	部門	決算 期	業 種 番 号	整 理 簿
				備 考
				通 信 日 付 印
				年 月 日
				確 認 印

20. 06 改正

(規格 A 4)

改 正 後

(173 適格分社型分割等による承継業務の事業計画の施行区域内にある土地等の交換の場合における交換取得資産の帳簿価額の減額に関する届出書及び提出書類の届出書)

(廃 止)

改 正 前

(173 適格分社型分割等による承継業務の事業計画の施行区域内にある土地等の交換の場合における交換取得資産の帳簿価額の減額に関する届出書及び提出書類の届出書)

適格分社型分割等による承継業務の事業計画の施行区域内にある土地等の交換の場合における交換取得資産の帳簿価額の減額に関する届出書及び提出書類の届出書の記載要領等

- 1 この届出書は、単体法人(連結申告法人以外の法人をいいます。)又は連結親法人が、適格分社型分割等(適格分社型分割、適格現物出資又は適格事後設立をいいます。以下同じ。)を行う場合において、租税特別措置法(以下「措置法」といいます。)第65条の15第6項・第68条の85の2第6項の規定により承継業務の事業計画の施行区域内にある土地等の交換取得資産の帳簿価額を減額したときに、その減額した金額等の届出及び提出すべき書類の提出を行う場合に使用してください。
- 2 この届出書は、適格分社型分割等の日以後2月以内に納税地の所轄税務署長に1通(調査課所管法人にあつては2通)提出してください。
- 3 届出書の各欄は、次により記載してください。
 - (1) 「提出法人」欄には、該当する□にレ印を付すとともに、当該提出法人の「法人名等」、「納税地」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。
 - (2) 「連結子法人」欄には、当該連結子法人の「法人名等」、「本店又は主たる事務所の所在地」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。
 - (3) 「適格分社型分割等に係る分割承継法人等」の各欄は、措置法第65条の15第4項・第68条の85の2第4項に規定する分割承継法人等の名称及び納税地(連結子法人の場合には、本店又は主たる事務所の所在地)並びに代表者の氏名を記載してください。
 - (4) 「適格分社型分割等の日」欄は、措置法第65条の15第4項・第68条の85の2第4項に規定する適格分社型分割等の日を記載してください。
 - (5) 「交換譲渡資産」の各欄については、当該交換に係る措置法第65条の15第1項に規定する交換譲渡資産の種類、所在地及び規模並びにその交換年月日を記載してください。
 - (6) 「交換取得資産」の各欄については、措置法第65条の15第4項・第68条の85の2第4項に規定する交換取得資産の所在地及び規模を記載してください。
 - (7) 「減額した金額」欄は、措置法第65条の15第4項・第68条の85の2第4項の規定により損金の額に算入される同項に規定する減額した金額を記載してください。
 - (8) 「添付明細(別表等)」欄は、別表十三(九)その他添付明細を記載するとともに、当該明細を当該届出書に添付してください。
 - (9) 「提出書類」欄は措置法施行規則第22条の9の3第1項・第22条の72の2第1項に規定する書類を記載するとともに、この届出書に添付してください。
 - (10) 「税理士署名押印」欄は、この届出書を税理士及び税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名押印してください。
 - (11) 「※」欄は、記載しないでください。
- 4 留意事項
 - 法人課税信託の名称の併記
 法人税法第2条第29号の2に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について、国税に関する法律に基づき税務署長等に申請書等を提出する場合には、申請書等の「法人名等」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記載してください。

(272-2 特典条項に関する付表 (オランダ王国))

(272-2 特典条項に関する付表 (オランダ王国))

様 式 17-オランダ王国
FORM 17-Kingdom of
the Netherlands

特典条項に関する付表 (オランダ王国)

ATTACHMENT FORM FOR LIMITATION ON BENEFITS ARTICLE (Kingdom of the Netherlands)

記載に当たっては、別紙の注意事項を参照してください。
See separate instructions.

- 1 適用を受ける租税条約の特典条項に関する事項:
Limitation on Benefits Article of applicable Income Tax Convention
日本国とオランダ王国との間の租税条約第21条
The Income Tax Convention between Japan and Kingdom of the Netherlands, Article 21

- 2 この付表に記載される者の氏名又は名称:
Full name of Resident

	居住地の権限ある当局が発行した居住者証明書を添付してください(注5)。 Please Attach Residency Certification issued by Competent Authority of Country of residence. (Note5)
--	---

- 3 租税条約の特典条項の要件に関する事項:
AからCの順番に各項目の「□該当」又は「□非該当」の該当する項目に✓印を付してください。いずれかの項目に「該当」する場合には、それ以降の項目に記入する必要はありません。なお、該当する項目については、各項目ごとの要件に関する事項を記入の上、必要な書類を添付してください。(注6)
In order of sections A, B and C, check the applicable box in each line as "Yes" or "No". If you check any box as "Yes" in sections A to C, you need not fill in the lines that follow. Only the applicable lines need to be filled in and any necessary documents must be attached.(Note 6)

A

(1) 個人 Individual	□該当 Yes, □非該当 No						
(2) ①政府、地方政府又は地方公共団体、②オランダ中央銀行、③①のいずれかが直接又は間接に所有する者 ①the government, any political subdivision or local authority thereof, ②the Central Bank of the Netherlands or ③a person that is owned, either directly or indirectly, by any entities mentioned in ①.	□該当 Yes, □非該当 No						
(3) 公開会社 (注7) Publicly Traded Company (Note 7)	□該当 Yes, □非該当 No						
<table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 50%;">公認の有価証券市場の名称 Recognized Stock Exchange</td> <td style="width: 50%;">シンボル又は証券コード Ticker Symbol or Security Code</td> </tr> <tr> <td style="height: 20px;"></td> <td></td> </tr> <tr> <td style="height: 20px;"></td> <td></td> </tr> </table>	公認の有価証券市場の名称 Recognized Stock Exchange	シンボル又は証券コード Ticker Symbol or Security Code					
公認の有価証券市場の名称 Recognized Stock Exchange	シンボル又は証券コード Ticker Symbol or Security Code						
(4) 銀行、保険会社又は証券会社 Bank, insurance company or securities dealer 設立の根拠法令 Law for Establishment 規制の根拠法令 Law for Regulation	□該当 Yes, □非該当 No						
(5) 年金基金 (注8) Pension Fund (Note 8)	□該当 Yes, □非該当 No						
<p>(直前の課税年度の終了の日においてその受益者、構成員又は参加者の50%を超えるものが日本又は「1」の租税条約の相手国の居住者である個人であるもの又はその基金の75%を超えるものが、適格者である日本又は「1」の租税条約の相手国の居住者が拠出した基金である年金基金に限ります。受益者等の50%を超えるものが、両締約国の居住者である事情又はその基金の75%を超えるものが、適格者である両締約国の居住者が拠出した基金である年金基金である事情を記入してください。)</p> <p>The "Pension Fund" is limited to those where more than 50% of beneficiaries, members or participants were individual residents of Japan or the other contracting country of the convention mentioned in 1 above as of the end of the prior taxable year, or more than 75% of the contributions made to the person is derived from residents of Japan or the other contracting country of the convention mentioned in 1 above which are qualified persons. Please provide details below showing that more than 50% of beneficiaries et al. are individual residents of either contracting country, or more than 75% of the contributions are made to the person is derived from residents of either contracting countries which are qualified persons.)</p> <div style="border: 1px solid black; height: 40px; width: 100%;"></div>							
設立等の根拠法令 Law for Establishment 非課税の根拠法令 Law for Tax Exemption							
(6) 公益団体 (注9) Public Service Organization (Note 9)	□該当 Yes, □非該当 No						
設立等の根拠法令 Law for Establishment 設立の目的 Purpose of Establishment 非課税の根拠法令 Law for Tax Exemption							



Aのいずれにも該当しない場合は、Bに進んでください。If none of the lines in A are applicable, please proceed to B.

(272-2 特典条項に関する付表 (オランダ王国))

(272-2 特典条項に関する付表 (オランダ王国))

B

(1) 個人以外の者 □該当 Yes, □非該当 No
 Person other than an Individual
 「個人以外の者」の場合、日本又は「1」の租税条約の相手国の居住者である A の(1)から(6)までの者が、議決権の 50%以上に相当する株式その他の受益に関する持分を直接又は間接に所有するものに限り、(注 10)。
 The "Person other than an Individual" refers to residents of Japan or the contracting country of the convention mentioned in 1 above who fall under (1),(2),(3),(4),(5) or (6) of A and own either directly or indirectly shares or other beneficial interests representing at least 50% of the voting power of the person.(Note10)
 年 月 日現在の株主等の状況 State of Shareholders, etc. as of (date) / /

株主等の氏名又は名称 Name of Shareholder(s)	居住地における納税地 Place where Shareholder(s) is taxable in Country of residence	A の番号 Number of applicable Line in A	間接保有 Indirect Ownership	株主等の持分 Number of Shares owned
			□	
			□	
			□	
合 計 Total (持分割合 Ratio (%) of Shares owned)				(%)

(2) 「1」の租税条約の相手国の居住者である法人 □該当 Yes, □非該当 No
 Company that is a resident of the other contracting country of the convention mentioned in 1
 次の(a)又は(b)の要件を満たす 7 以下の者（「同等受益者」といいます。）が、その法人の議決権の 75%以上に相当する株式を直接又は間接に保有する場合に限り、(注 11)。「同等受益者」に関する事情を記入してください。
 (a) 日本との間に租税条約を有している国の居住者であつて、次の(aa)から(cc)までの要件を満たすもの
 (aa) その租税条約が実効的な情報の交換に関する規定を有すること
 (bb) その租税条約において、その居住者が特典条項における適格者に該当すること（その租税条約が特典条項を有しない場合には、その条約に「1」の租税条約の特典条項が含まれているとしたならばその居住者が適格者に該当するであろうとみられること）
 (cc) その租税条約に規定する税率が、「1」の租税条約の税率よりも制限的でないこと(注 12)
 (b) A の(1)から(6)までの者
 The company is limited to those whose shares representing at least 75% of the voting power of the company are owned, either directly or indirectly, by seven or fewer persons who meet requirement (a) or (b) ("equivalent beneficiaries"). Please provide details below regarding equivalent beneficiaries. (Note11)
 (a) The resident of a country that has a convention for avoidance of double taxation between that country and Japan, and meets the following requirements from (aa) through to (cc)
 (aa) that convention contains provisions for effective exchange of information
 (bb) that resident is a qualified person under the limitation on benefits provisions in that convention (where there are no such provisions in that convention, would be a qualified person when that convention is read as including provisions corresponding to the limitation on benefits provisions of the convention mentioned in 1)
 (cc) The rate under that convention is no less restrictive than that in the convention mentioned in 1 (Note12)
 (b) Person listed in (1) through to (6) in A

株主の氏名又は名称 Name of Shareholders	居住地における納税地 Place where Shareholder is taxable in Country of residence	(a)の場合 (a)			(b)の場合 (b) A の番号 Number of applicable Line in A	株主等の持分 Number of Shares owned
		(aa)を満たすか Requirement (aa)	(bb)を満たすか Requirement (bb)	(cc)を満たすか Requirement (cc)		
		□はい Yes, □いいえ No	□はい Yes, □いいえ No	□はい Yes, □いいえ No		
		□はい Yes, □いいえ No	□はい Yes, □いいえ No	□はい Yes, □いいえ No		
		□はい Yes, □いいえ No	□はい Yes, □いいえ No	□はい Yes, □いいえ No		
		□はい Yes, □いいえ No	□はい Yes, □いいえ No	□はい Yes, □いいえ No		
		□はい Yes, □いいえ No	□はい Yes, □いいえ No	□はい Yes, □いいえ No		
		□はい Yes, □いいえ No	□はい Yes, □いいえ No	□はい Yes, □いいえ No		
		□はい Yes, □いいえ No	□はい Yes, □いいえ No	□はい Yes, □いいえ No		
		□はい Yes, □いいえ No	□はい Yes, □いいえ No	□はい Yes, □いいえ No		
合 計 Total (持分割合 Ratio (%) of Shares owned)						(%)

(新 設)



Bに該当しない場合は、Cに進んでください。If B does not apply, proceed to C.

(272-2 特典条項に関する付表 (オランダ王国))

(272-2 特典条項に関する付表 (オランダ王国))

(新 設)

C

(1) (a)の要件を満たす「1」の租税条約の相手国の居住者 □該当 Yes, □非該当 No
 Resident of the other contracting country of the convention mentioned in 1 satisfying all of the following conditions of (a)

(a) 次の(i)から(iii)の要件を全て満たす「1」の租税条約の相手国の居住者
 Resident of the other contracting country of the convention mentioned in 1 satisfying all of the following conditions from (i) through (iii)

(i) (b)に規定する多国籍企業集団の本拠である法人として機能すること
 The resident functions as a headquarters company for a multinational corporate group mentioned in(b)

(ii) 特典条項の適用がある租税条約の規定に基づき、租税の軽減又は免除を受けようとする所得がb(ii)に規定する事業に関連し、又は付随して取得されるものであること
 The item of income which is granted application of benefits of the convention with Limitation on Benefits Article derived from that other Contracting State is derived in connection with, or is incidental to, the business referred to in (ii) of (b)

(iii) 特典条項の適用がある租税条約の規定に規定する要件を満たすこと
 The resident satisfies any other specified conditions in the paragraphs or Articles which grant application of benefits of the convention with Limitation on Benefits Article.

(b) 「1」の租税条約の相手国の居住者が、次の(i)から(vi)までの要件を全て満たす限り、(a)の規定の適用上多国籍企業集団の本拠である法人とされます。
 The resident of the other contracting country of the convention mentioned in 1 shall be considered a headquarters company for a multinational corporate group for the purpose of (a) only if all of the following conditions from (i) through (vi) are satisfied

(i) 「1」の租税条約の相手国の居住者が、その多国籍企業集団の全体の監督及び運営の実質的な部分を行うこと又はその多国籍企業集団の資金供給を行うこと
 The resident mentioned in 1 provides a substantial portion of overall supervision and administration of the group or provides financing for the group

(ii) その多国籍企業集団が、5以上の国の法人により構成され、これらの法人のそれぞれが居住者とされる国において事業を行うこと。ただし、これらの国のうちいずれかの5の国内においてその多国籍企業集団が行う事業が、それぞれその多国籍企業集団の総所得の5%以上を生み出す場合に限り。 (注13)
 The group consists of companies which are resident in and are carrying on business in at least five countries, and the business carried on in each of the five countries generates at least 5% of the gross income of the group (Note13)

(iii) 「1」の租税条約の相手国以外のそれぞれの国内において多国籍企業集団が行う事業が、いずれもその多国籍企業集団の総所得の50%未満しか生み出さないこと(注13)
 The business carried on in any one country other than the other contracting country of the convention mentioned in 1 generate less than 50% of the gross income of the group (Note13)

(iv) 「1」の租税条約の相手国の居住者の総所得のうち、日本国内から「1」の租税条約の相手国の居住者が取得するもの占める割合が 50%以下であること(注13)
 No more than 50% of the resident's gross income is derived from the other contracting country of the convention mentioned in 1 (Note13)

(v) (i)に規定する機能を果たすために、「1」の租税条約の相手国の居住者が独立した裁量的権限を有し、かつ、行使すること
 The resident has, and exercises, independent discretionary authority to carry out the functions referred to in clause (i)

(vi) 「1」の租税条約の相手国の居住者が、「1」の租税条約の相手国において、所得に対する課税上の規則であって(2)に規定する者が従うものと同様のものに従うこと
 The resident is subject to the same income taxation rules in the other contracting country of the convention mentioned in 1 as persons described in (2)

(2) 次の(a)から(c)の要件を全て満たす者 Person satisfying all of the following conditions from (a) through (c) □該当 Yes, □非該当 No
 居住地国において従事している事業の概要(注14) ; Description of business in residence country (Note14)

(a) 居住地国において従事している事業が、自己の勘定のために投資を行い又は管理するもの(銀行、保険会社又は証券会社が行う銀行業、保険業又は証券業を除きます。)ではないこと(注15) : □はい Yes, □いいえ No
 The business in the country of residence is other than that of making or managing investments for the resident's own account (unless the business is banking, insurance or securities business carried on by a bank, insurance company or securities dealer) (Note15)

(b) 所得が居住地国において従事している事業に関連又は付随して取得されるものであること(注16) : □はい Yes, □いいえ No
 An item of income is derived in connection with or is incidental to that business in the country of residence (Note16)

(c) (日本国内において行う事業から所得を取得する場合)居住地国において行う事業が日本国内において行う事業との関係で実質的なものであること(注17) : □はい Yes, □いいえ No
 (If you derive an item of income from a business in Japan) The business conducted in the country of residence is substantial in relation to the business conducted in Japan. (Note 17)

D 国税庁長官の認定 ;
 Determination by the NTA Commissioner
 国税庁長官の認定を受けている場合は、以下にその内容を記載してください。その認定の範囲内で租税条約の特典を受けることができます。なお、上記AからCまでのいずれかに該当する場合には、国税庁長官の認定は不要です。
 If you have received authorization from the NTA Commissioner, please describe below the nature of the authorization. The convention benefits will be granted within the range of the authorization. If any of the above mentioned Lines A through to C above are applicable, then authorization from the NTA Commissioner is not necessary.

・ 認定を受けた日 Date of authorization 年 月 日

・ 認定を受けた所得の種類
 Type of income for which the authorization was received

(272-2 特典条項に関する付表 (オランダ王国))

(272-2 特典条項に関する付表 (オランダ王国))

様 式 17-オランダ王国
FORM 17-Kingdom of
the Netherlands

「特典条項に関する付表」に関する注意事項

INSTRUCTIONS FOR "ATTACHMENT FORM FOR LIMITATION ON BENEFITS ARTICLE"

注 意 事 項

INSTRUCTIONS

付表の提出について

1 この付表は、いわゆる特典条項を有する租税条約の適用を受けようとする場合に、租税条約に関する届出書に添付して提出します(一定の場合には、提出を省略することができます。注意事項の2、3及び4を参照してください。)(以下、この付表を添付して提出する租税条約に関する届出書を「特典条項条約届出書」といいます。)

2 特典条項の適用を受けようとする付表の「1」の租税条約の相手国の居住者が、その国内源泉所得の支払を受ける日の前日以前一定の期間内に特典条項条約届出書を提出している場合には、特典条項条約届出書の記載事項に異動がある場合を除き、その期間内は特典条項条約届出書の提出を省略することができます。一定期間は、それぞれ次のとおりです。
付表の「3」のAのいずれかに該当する場合 : 3年
付表の「3」のB、C、Dのいずれかに該当する場合 : 1年

3 租税条約の適用を受けようとする所得、利益又は収益(以下「所得等」といいます。)が国債や地方債の利子、私寡債以外の社債の利子、預貯金の利子、上場株式の配当等などの特定利子配当等である場合、既に受領済みのその所得等について特典条項条約届出書を提出済みである場合は、特典条項条約届出書の記載事項に異動があるときを除き、その所得等についての特典条項条約届出書の提出を省略することができます。

4 特典条項条約届出書の記載事項に異動が生じた場合には、特典条項条約届出書を改めて提出してください。ただし、その異動の内容が租税条約に関する届出書に関するものである場合には、租税条約に関する届出書に前回の特典条項条約届出書の提出日を記載し、この付表の添付を省略することができます。

5 所得等の支払者に居住者証明書(提示の日前一年以内に作成されたものに限り、)を提示し、特典条項条約届出書に記載した氏名又は名称その他の事項について所得等の支払者の確認を受けたとき(特典条項条約届出書にその確認をした旨の記載がある場合に限ります。)は、居住者証明書の添付を省略することができます。(「租税条約に関する届出書(申告対象国内源泉所得に対する所得税又は法人税の軽減・免除)(様式15)」にこの付表を添付して提出する場合には、居住者証明書の添付を省略することはできませんので、この付表に居住者証明書を添付する必要があります。)
この場合、上記の確認をした所得等の支払者は、租税条約に関する届出書の「その他参考となるべき事項」の欄に①確認をした旨(例:届出者から提示のあった居住者証明書により、届出書に記載された氏名又は名称その他の事項について確認しました。)、②確認者の氏名(所属)、③居住者証明書の提示を受けた日及び④居住者証明書の作成年月日をそれぞれ記載するとともに、提示を受けた居住者証明書の写しを作成し、提示を受けた日から5年間その国内にある事務所等に保存する必要があります。

付表の記載について

6 付表の□欄には、該当する項目について✓印を付してください。
租税条約の適用を受ける者が「3」のA~Dのいずれかに該当する場合には、「1」の租税条約の適用を受けることができます(なお、Cに該当する場合には、その判定の対象とした所得等についてのみ、Dに該当する場合には認定の対象となった所得等についてのみ、「1」の租税条約の適用を受けることができます。また、その租税条約の各条項に別途定められている要件を満たす必要があります。)

【裏面に続きます。】

Submission of the Attachment Form

1 If you apply for the application of a tax convention that has a limitation on the benefits article, this attachment form must be submitted along with application form for income tax convention. (In certain cases, this attachment form may not be required. See 2, 3 and 4 below.)(Hereafter, this attachment form and the application form for income tax convention to which it is attached will be called the "application form for LOB convention".)

2 If an application form for LOB convention was submitted within the prescribed period prior to the preceding day of the payment of Japanese source income, except for cases when information given in the application form has been changed, an application form for LOB convention does not need to be submitted during that prescribed period. The prescribed period is as follows:
If any line of A of Section 3 applies: 3 years
If any of B, C or D in Section 3 applies: 1 year

3 If the income, profit or gain (Hereinafter, these will be called "income") for which an application of convention is sought is a specified interest/dividends such as interest from a national bond, municipal bond, corporate bond other than privately placed bond, deposits, or dividends of listed shares, and the application form for LOB convention was submitted for the same income already paid, an application form for LOB convention is not required, except for the case where there has been a change in the information given in the application form for LOB convention.

4 If the information given in the application form for LOB convention has been changed, a new application form must be submitted. However, if the change relates to the application form for income tax convention, an application form for income tax convention may be submitted alone and the date of the previous submission of application form for LOB convention stated.

5 In the case that recipient of the income shows his residency certification (certification must have been issued within one year prior to the showing) to the payer of the income, and the payer confirms the items entered in column 2 (only in case that the payer writes the fact of confirmation in the application form for LOB convention), attachment of residency certification is not required (if this attachment form is appended to "Application Form for Income Tax Convention (Relief from Japanese Income Tax or Corporation Income Tax on Japanese Source Income) (Form 15)", the residency certification must be appended to this attachment form).
In this case, the payer of the income who confirms the above-mentioned items is required to enter into the column "Others" of the Application Form: ①the fact of confirmation (e.g., "I, the payer described in column 3, have confirmed the name of the recipient and other items entered in column 2, having been shown residency certification by the recipient."); ②the name and the affiliation of the individual who is making the confirmation; ③the date that certification is shown; and ④the date of issue of the residency certification. The payer is also required to make a copy of the residency certification and keep the copy in his office, etc. located in Japan for five years from the date that certification is shown.

Completion of the form

6 Applicable blocks must be checked.
If any of A through to D in 3 applies, the benefits of the convention mentioned in 1 will be granted. (If C applies, the benefits will be granted only for the income for which conditions in C are tested; and if D applies, the benefits will be granted only for the income for which the authorization was given. Note that any other requirements in the respective article of convention must be satisfied.

【Continue on the reverse】

(272-2 特典条項に関する付表 (オランダ王国))

(272-2 特典条項に関する付表 (オランダ王国))

(新 設)

7 公開会社とは、その主たる種類の株式が公認の有価証券市場に上場又は登録され、かつ、一又は二以上の公認の有価証券市場において通常取引される法人 (その株式が③又は④に規定する公認の有価証券市場に上場され、又は登録されるものである場合には、その法人の事業の管理の場所及び支配の主たる場所が、その法人の居住地域にあるときに限ります。) をいいます。この場合、課税年度の開始の日の前日に終了する 12 箇月の期間中に一又は二以上の公認の有価証券市場において取引された法人の主たる種類の株式の総数がその 12 箇月の期間中のその主たる種類の株式に係る発行済株式の総数の平均の 6 %以上である場合には、その種たる種類の株式は、その課税年度において一又は二以上の公認の有価証券市場において通常取引されるものとされます。

法人の「事業の管理の場所及び支配の主たる場所」は、役員及び上級管理者がその法人 (その法人が直接又は間接に所有する子会社を含む。) の戦略上、財務上及び運営上の経営判断を行うための日々の職務をその一方の締約国において他のいずれの国より多く遂行し、かつ、その役員及び上級管理者を補佐する職員がこれらの経営判断の準備及び決定のために必要な日々の活動をその一方の締約国において他のいずれの国より多く行う場合に限り、その法人が居住者とされる締約国内に存在するものとされます。

日蘭租税条約の場合、公認の有価証券市場とは、① 日本国の金融商品取引法に基づき設立された金融商品取引所又は認可金融商品業協会により設立された有価証券市場、②オランダの金融監督に関する法律第 5 条の 26 1 (又は同法を承継する法律の関連規定) に規定する許可に基づき金融市場庁 (又は同庁を承継する当局) による規制に従ってオランダにおいて設立された有価証券市場、③アイルランド証券取引所、ロンドン証券取引所、スイス証券取引所、ブリュッセル証券取引所、デュッセルドルフ証券取引所、フランクフルト証券取引所、ハンブルク証券取引所、香港証券取引所、ヨハネスブルク証券取引所、リスボン証券取引所、ルクセンブルク証券取引所、マドリード証券取引所、メキシコ証券取引所、ミラノ証券取引所、ニューヨーク証券取引所、パリ証券取引所、ソウル証券取引所、シンガポール証券取引所、ストックホルム証券取引所、シドニー証券取引所、トロント証券取引所、ウィーン証券取引所及びナスダック市場、④両締約国の権限のある当局が公認の有価証券市場として合意するその他の有価証券市場をいいます。

8 年金基金とは、① 「1」の租税条約の相手国の法令に基づいて設立され、かつ、規制され、②老齢年金、障害年金若しくは遺族年金、退職手当その他これらに類する報酬を管理し、若しくは給付すること又は他の年金基金の利益のために所得を取得することを目的として運営され、かつ、③これらの活動に関して取得する所得又は収益につき「1」の租税条約の相手国において租税を免除される者をいいます。

9 公益団体とは、「1」の租税条約の相手国において設立された団体で、主として宗教、慈善、教育、科学、芸術、文化その他公の目的のために設立され、かつ、運営されるものをいいます (「1」の租税条約の相手国の法令において所得の全部又は一部に対する租税が免除されるものに限ります)。設立趣意書及び実際の活動状況について確認が可能な書類 (パンフレット等の写しなどでも構いません。) を添付してください。

10 B(1)の要件を満たすかどうかは、源泉徴収による課税の場合には、その所得等の支払が行われる日 (配当については、その配当の支払を受ける者が特定される日とします。) に先立つ 12 か月の期間を通じて、判定します。その他の場合には、その所得等の支払が行なわれる課税年度の総日数の半数以上の日において要件を満たす必要があります。なお、「年 月 日現在の株主等の状況」の各欄には、上記の判定期間に属するいずれかの日の持分を有する者の状況について、記載してください。また、株主等による保有が間接保有である場合には、持分を有する者の「間接保有」の欄に✓印を付した上、間接保有の状況について適宜の様式に記載し添付してください。

11 持分の最も多い株主から順次記載し、その合計割合が 75%以上に達したときには、その他の株主について記載する必要はありません。

12 例えば、いわゆる親子間配当の減免に係る持株割合につき、「1」の租税条約で「直接又は間接に 50%以上」と規定し、判定対象株主の居住地域と日本国との租税条約で「直接に 15%以上」と規定している場合のように、後者の要件が前者の要件よりも制限的であるかどうか明らかでない場合には、「要件が制限的でない」ものとして判定して差し支えありません。

【次頁に続きます。】

7 A “Publicly Traded Company” refers to a company whose principal class of shares is listed or registered on a recognized stock exchange, and is regularly traded on one or more recognized stock exchanges, provided that, if the shares are listed or registered on a recognized stock exchange specified in ③ or ④, the primary place of management and control of the company is in the country of residence. In this case, the share in the principal class of shares of a company are considered to be regularly traded on one or more recognized stock exchanges in a taxable year if the aggregate number of the shares in that class traded on such stock exchange or exchanges during the twelve months ending on the day before the beginning of that taxable year is at least 6 per cent of the average number of the shares outstanding in that class during that twelve-month period.

The “primary place of management and control” of a company will be in the Contracting State of which it is a resident only if executive officers and senior management employees exercise day-to-day responsibility for the strategic, financial and operational policy decision making for the company (including its direct and indirect subsidiaries) more in that Contracting State than in any other state and the staff of such persons conduct the day-to-day activities necessary for preparing and making those decisions more in that Contracting State in any other state.

In the case of the Japan- the Netherlands Income Tax Convention, “Recognized Stock Exchange” means ①any stock exchange established by a financial instruments Exchange or an approved-type financial instrument firms association under the Financial Instruments and Exchange Law (Law No. 25 of 1948) of Japan;②any regulated market established in the Netherlands subject to regulation by the Authority for the Financial Markets (or its successor) under a license as meant in paragraph 1 of Article 5:26 of the Act on Financial Supervision (or its successor) of the Netherlands ;③the Irish Stock Exchange, the London Stock Exchange, the Swiss Stock Exchange and the stock exchanges of Brussels, Düsseldorf, Frankfurt, Hamburg, Hong Kong, Johannesburg, Lisbon, Luxembourg, Madrid, Mexico, Milan, New York, Paris, Seoul, Singapore, Stockholm, Sydney, Toronto and Vienna, and the NASDAQ system; and ④ any other stock exchange which the competent authorities agree to recognize.

8 A “Pension Fund ”means any person that is; ①established and regulated as such under the laws of the other contracting countries of the convention mentioned in 1, ②operated principally to administer or provide old age ,disability or survivor’s pensions, retirement benefits or other similar remuneration or to earn income for the benefit of other pension funds and ③exempt from tax in that contracting country with respect to income or gains derived from activities described in ②.

9 A “Public Service Organization” refers to an organization established and operated in the other contracting countries of the convention mentioned in 1 principally for a religious, charitable, educational, scientific, artistic, cultural or public purpose, only if all or a part of income may be exempt from tax under the domestic laws of the other contracting countries of the convention mentioned in 1. Please attach the prospectus for establishment and any documents that explain the organization’s actual activity, e.g., copy of PR brochure, etc.

10 In case of withholding taxation, whether the condition stated in B (1) is satisfied and is tested for the period which precedes the day of income payment (or in the case of dividends, the date on which entitlement to the dividends is determined) .

In all other cases, whether the condition stated in B(1) is satisfied and is tested for at least half the days of the taxable year.

In “State of Shareholders as of (date)”, please provide information on the state of shareholders as of an appropriate date in the above mentioned test period. In the case that the shares are indirectly owned, check the “indirect ownership” box and attach a separate sheet explaining about the indirect ownership.

11 Please fill in the line in order from shareholders who own more shares to less. When their total ratio of shares owned reaches 75% or more, any other shareholders need not be mentioned.

12 It may be determined that the conditions are no less restrictive when ,for example , regarding the holding ratio (%) relating to the tax relief of dividends between a parent company and its subsidiary, under the Convention of 「1」 in the case of 50% and above, directly or indirectly , between the country of residence of the stipulated shareholder and Japan 「15% and above, directly 」, it is not clear whether or not the latter conditions are more restrictive than the former conditions.

【Continue on the next page】

(272-2 特典条項に関する付表 (オランダ王国))

13 「1」の租税条約の相手国の居住者は、租税条約の適用を受ける所得を取得する課税年度の直前の3課税年度の総所得の平均が総所得に関する要件を満たしている場合には、その所得を取得する課税年度について要件を満たすものとみなされます。

なお、総所得とは、企業がその事業から取得する総収入の額から当該収入を得るために直接に要した費用の額を差し引いた残額をいいます。

14 あなたが関連者(持分の50%以上を所有する者など一定の要件を満たすものをいいます。)を有する場合又は組合の組合員である場合には、その関連者又は組合があなたの居住地国において行う事業はあなたが居住地国において行う事業とされます。

15 「Cの2のa」の「自己の勘定のために投資を行い又は管理するもの」とは、投資としての性格を有する事業をいい、例えば、自己の計算において、配当等の収益を得るために株式等の取得や管理のみを行う事業が該当します。

16 「Cの2のb」の「所得等が居住地国において従事している事業に関連又は付随して取得されるものであること」とは、その所得等の基となる活動が居住地国において従事している事業そのものである場合やその活動が居住地国における事業と一体のものとして行われる場合において取得される所得等をいいます。

17 「Cの2のc」の「日本国内において行う事業との関係で実質的なものであること」とは、日本国内において自ら又は関連会社が行う事業から所得等を取得する場合の追加的な条件であり、その資産の価値、所得額等からみてその居住地国において行う事業の規模が日本国内の活動と比べて僅少である場合や事業全体の貢献度からみて居住地国の活動の貢献度がほとんどない場合にはこの条件を満たしません。

この付表に記載された事項その他租税条約の規定の適用の有無を判定するために必要な事項については、別に説明資料を求めることがあります。

13 Resident of the other contracting country of the convention mentioned in 1 shall be deemed to satisfy the gross income requirements for the taxable year in which the item of income is derived if that resident satisfies those gross income requirements when averaging the gross income of the three taxable years preceding that taxable year. The term "gross income" means the total revenues derived by an enterprise from its business, less the direct costs of obtaining such revenues.

14 If you have an affiliated corporation (which satisfies certain conditions, e.g., you own 50% or more of its shares), or if you are a partner of a partnership, business of the affiliated corporation or the partnership in your country of residence is considered as your business in that country.

15 "Making or managing investments for the resident's own account" in (a) of (2) of C refers to a business which has the nature of investment such as a business acquiring and managing shares in order to obtain dividends or other benefits in the resident's own account.

16 "An item of income, profit or gain that is derived in connection with or is incidental to that business in the country of residence" in (b) of (2) of C refers to an income, profit or gain derived from activities which themselves constitute the business in the country of residence, or which are conducted as part of the business in the country of residence.

17 "Substantial in relation to the business conducted in Japan" in (c) of (2) of C refers to an additional condition if you derive income, profit or gain from a business in Japan either by yourself or by your affiliated corporation. If the volume of business in the country of residence is insignificant in comparison with the activities in Japan in terms of the value of assets or amount of income, or the contribution of the activity in the country of residence is negligible in the contribution of the total business, then this condition is not satisfied.

If necessary, the applicant may be requested to furnish further information in order to decide whether or not relief under the Convention should be granted.

(272-2 特典条項に関する付表 (オランダ王国))

(新設)

(272-3 特典条項に関する付表 (スイス))

(272-3 特典条項に関する付表 (スイス))

様式 17-スイス
FORM 17-Switzerland

(新 設)

特典条項に関する付表 (スイス)

ATTACHMENT FORM FOR LIMITATION ON BENEFITS ARTICLE (Switzerland)

記載に当たっては、別紙の注意事項を参照してください。
See separate instructions.

1 適用を受ける租税条約の特典条項に関する事項：
Limitation on Benefits Article of applicable Income Tax Convention
日本国とスイスとの間の租税条約第 22 条の A
The Income Tax Convention between Japan and Switzerland, Article 22A

2 この付表に記載される者の氏名又は名称：
Full name of Resident

	居住地国の権限ある当局が発行した居住者証明書を添付してください(注5)。 Please Attach Residency Certification issued by Competent Authority of Country of residence. (Note5)
--	--

3 租税条約の特典条項の要件に関する事項：
AからCの順番に各項目の「□該当」又は「□非該当」の該当する項目に✓印を付してください。いずれかの項目に「該当」する場合には、それ以降の項目に記入する必要はありません。なお、該当する項目については、各項目ごとの要件に関する事項を記入の上、必要な書類を添付してください。(注6)
In order of sections A, B and C, check the applicable box in each line as "Yes" or "No". If you check any box as "Yes" in sections A to C, you need not fill in the lines that follow. Only the applicable lines need to be filled in and any necessary documents must be attached. (Note 6)

A

(1) 個人 Individual	□該当 Yes, □非該当 No	
(2) 適格政府機関 (注7) Qualified Governmental Entity (Note7)	□該当 Yes, □非該当 No	
(3) 公開会社 (注8) Publicly Traded Company (Note8)	□該当 Yes, □非該当 No	
	公認の有価証券市場の名称 Recognized Stock Exchange	シンボル又は証券コード Ticker Symbol or Security Code
(4) 銀行、保険会社又は証券会社 Bank, insurance company or securities dealer	設立の根拠法令 Law for Establishment	規制の根拠法令 Law for Regulation
(5) 年金基金又は年金計画 (注9) Pension Fund or Pension Scheme (Note9)	□該当 Yes, □非該当 No	
(直前の課税年度の終了の日においてその受益者、構成員又は参加者の 50%を超えるものが日本又は「1」の租税条約の相手国の居住者である個人であるものに限り、受益者等の 50%を超えるものが、両締約国の居住者である事情を記入してください。) The "Pension Fund" or "Pension Scheme" is limited to those where more than 50% of beneficiaries, members or participants were individual residents of Japan or the other contracting country of the convention mentioned in 1 above as of the end of the prior taxable year. Please provide details below showing that more than 50% of beneficiaries et al. are individual residents of either contracting countries.		
	設立等の根拠法令 Law for Establishment	非課税の根拠法令 Law for Tax Exemption
(6) 公益団体 (注10) Public Service Organization (Note10)	□該当 Yes, □非該当 No	
	設立等の根拠法令 Law for Establishment	設立の目的 Purpose of Establishment 非課税の根拠法令 Law for Tax Exemption



Aのいずれにも該当しない場合は、Bに進んでください。If none of the lines in A are applicable, please proceed to B.

(272-3 特典条項に関する付表 (スイス))

(272-3 特典条項に関する付表 (スイス))

B

(1) 個人以外の者 □該当 Yes, □非該当 No

Person other than an Individual
 「個人以外の者」の場合、日本又は「1」の租税条約の相手国の居住者であるAの(1)から(6)までの者が、発行済株式その他の受益に関する持分又は議決権の50%以上に相当する株式その他の受益に関する持分を直接又は間接に所有するものに限り、(注11)
 The "Person other than an Individual" refers to residents of Japan or the other contracting country of the convention mentioned in 1 above who fall under (1),(2),(3),(4), (5) or (6) of A and own either directly or indirectly shares or other beneficial interests representing at least 50% of the capital or of the voting power of the person.(Note11)

年 月 日現在の株主等の状況 State of Shareholders, etc. as of (date) / /

株主等の氏名又は名称 Name of Shareholder(s)	居住地国における納税地 Place where Shareholder(s) is taxable in Country of residence	Aの番号 Number of applicable Line in A	間接保有 Indirect Ownership	株主等の持分 Number of Shares owned
			<input type="checkbox"/>	
			<input type="checkbox"/>	
			<input type="checkbox"/>	
合 計 Total (持分割合 Ratio (%) of Shares owned)				(%)

(新 設)

(2) 「1」の租税条約の相手国の居住者である法人 □該当 Yes, □非該当 No

Company that is a resident of the other contracting country of the convention mentioned in 1
 次の(a)又は(b)の要件を満たす7以下の者(「同等受益者」といいます。)が、その法人の発行済株式又は議決権の75%以上に相当する株式を直接又は間接に保有する場合に限り、(注12)。「同等受益者」に関する事情を記入してください。(注12)

(a) 日本との間に租税条約を有している国の居住者であって、次の(aa)から(cc)までの要件を満たすもの

(aa) その租税条約が実効的な情報の交換に関する規定を有すること
 (bb) その租税条約において、その居住者が特典条項における適格者に該当すること(その租税条約が特典条項を有しない場合には、その条約に「1」の租税条約の特典条項が含まれているとしたならばその居住者が適格者に該当するであろうとみられること)
 (cc) その租税条約に規定する税率が、「1」の租税条約の税率よりも制限的でないこと(注13)

(b) Aの(1)から(6)までの者
 The company is limited to those whose shares representing at least 75% of the capital or of the voting power of the company are owned, either directly or indirectly, by seven or fewer persons who meet requirement (a) or (b) ("equivalent beneficiaries"). Please provide details below regarding equivalent beneficiaries. (Note12)

(a) The resident of a country that has a convention for avoidance of double taxation between that country and Japan, and meets the following requirements from (aa) through to (cc)

(aa) that convention contains provisions for effective exchange of information
 (bb) that resident is a qualified person under the limitation on benefits provisions in that convention (where there are no such provisions in that convention, would be a qualified person when that convention is read as including provisions corresponding to the limitation on benefits provisions of the convention mentioned in 1)
 (cc) The rate under that convention is no less restrictive than that in the convention mentioned in 1 (Note13)

(b) Person listed in (1) through to (6) in A

株主の氏名又は名称 Name of Shareholders	居住地国における納税地 Place where Shareholder is taxable in Country of residence	(a)の場合 (a)			(b)の場合 (b)	株主等の持分 Number of Shares owned
		(aa)を満たすか Requirement (aa)	(bb)を満たすか Requirement (bb)	(cc)を満たすか Requirement (cc)	Aの番号 Number of applicable Line in A	
		<input type="checkbox"/> はい Yes, <input type="checkbox"/> いいえ No	<input type="checkbox"/> はい Yes, <input type="checkbox"/> いいえ No	<input type="checkbox"/> はい Yes, <input type="checkbox"/> いいえ No		
		<input type="checkbox"/> はい Yes, <input type="checkbox"/> いいえ No	<input type="checkbox"/> はい Yes, <input type="checkbox"/> いいえ No	<input type="checkbox"/> はい Yes, <input type="checkbox"/> いいえ No		
		<input type="checkbox"/> はい Yes, <input type="checkbox"/> いいえ No	<input type="checkbox"/> はい Yes, <input type="checkbox"/> いいえ No	<input type="checkbox"/> はい Yes, <input type="checkbox"/> いいえ No		
		<input type="checkbox"/> はい Yes, <input type="checkbox"/> いいえ No	<input type="checkbox"/> はい Yes, <input type="checkbox"/> いいえ No	<input type="checkbox"/> はい Yes, <input type="checkbox"/> いいえ No		
		<input type="checkbox"/> はい Yes, <input type="checkbox"/> いいえ No	<input type="checkbox"/> はい Yes, <input type="checkbox"/> いいえ No	<input type="checkbox"/> はい Yes, <input type="checkbox"/> いいえ No		
		<input type="checkbox"/> はい Yes, <input type="checkbox"/> いいえ No	<input type="checkbox"/> はい Yes, <input type="checkbox"/> いいえ No	<input type="checkbox"/> はい Yes, <input type="checkbox"/> いいえ No		
		<input type="checkbox"/> はい Yes, <input type="checkbox"/> いいえ No	<input type="checkbox"/> はい Yes, <input type="checkbox"/> いいえ No	<input type="checkbox"/> はい Yes, <input type="checkbox"/> いいえ No		
合 計 Total (持分割合 Ratio (%) of Shares owned)						(%)



Bに該当しない場合は、Cに進んでください。If B does not apply, proceed to C.

(272-3 特典条項に関する付表 (スイス))

(272-3 特典条項に関する付表 (スイス))

C

(1) (a)の要件を満たす「1」の租税条約の相手国の居住者 該当 Yes, 非該当 No
 Resident of the other contracting country of the convention mentioned in 1 satisfying all of the following conditions of (a)

(a) 次の(i)から(iii)までの要件を全て満たす「1」の租税条約の相手国の居住者
 Resident of the other contracting country of the convention mentioned in 1 satisfying all of the following conditions from (i) through (iii)

(i) (b)に規定する多国籍企業集団の本拠である法人として機能すること
 The resident functions as a headquarters company for a multinational corporate group mentioned in (b)

(ii) 特典条項の適用がある租税条約の規定に基づき、租税の軽減又は免除を受けようとする所得が(b)(ii)に規定する営業又は事業の活動に関連し、又は付随して取得されるものであること
 The item of income which is granted application of benefits of the convention with Limitation on Benefits Article derived from that other Contracting State is derived in connection with, or is incidental to, the trade or business activity referred to in (ii) of (b).

(iii) 特典条項の適用がある租税条約の規定に規定する要件を満たすこと
 The resident satisfies any other specified conditions in the subparagraphs, paragraphs or Articles which grant application of benefits of the convention with Limitation on Benefits Article.

(b) 「1」の租税条約の相手国の居住者が、次の(i)から(vi)までの要件を全て満たす限り、(a)の規定の適用上多国籍企業集団の本拠である法人とされます。
 The resident of the other contracting country of the convention mentioned in 1 shall be considered a headquarters company for a multinational corporate group for the purpose of (a) only if all of the following conditions from (i) through (vi) are satisfied.

(i) 「1」の租税条約の相手国の居住者が、その多国籍企業集団の全体の監督及び運営の実質的な部分を行うこと又はその多国籍企業集団の資金供給を行うこと
 The resident mentioned in 1 provides a substantial portion of overall supervision and administration of the group or provides financing for the group

(ii) その多国籍企業集団が、5以上の国の法人により構成され、これらの法人のそれぞれが居住者とされる国において営業又は事業の活動を行うこと。ただし、これらの国のうちいずれかの5の国内においてその多国籍企業集団が行う営業又は事業の活動が、それぞれその多国籍企業集団の総所得の5%以上を生み出す場合に限り。 (注14)
 The group consists of companies which are resident in and are engaged in an active trade or business in at least five countries, and the trade or business activities carried on in each of the five countries generate at least 5% of the gross income of the group (Note14)

(iii) 「1」の租税条約の相手国以外のそれぞれの国内においてその多国籍企業集団が行う営業又は事業の活動が、いずれもその多国籍企業集団の総所得の50%未満を生み出さないこと(注14)
 The trade or business activities carried on in any one country other than the other contracting country of the convention mentioned in 1 generate less than 50% of the gross income of the group (Note14)

(iv) 「1」の租税条約の相手国の居住者の総所得のうち、日本国内から「1」の租税条約の相手国の居住者が取得するものの占める割合が50%以下であること(注14)
 No more than 50% of the resident's gross income is derived from the other contracting country of the convention mentioned in 1 (Note14)

(v) (i)に規定する機能を果たすために、「1」の租税条約の相手国の居住者が独立した裁量的な権限を有し、かつ、行使すること
 The resident has, and exercises, independent discretionary authority to carry out the functions referred to in (i)

(vi) 「1」の租税条約の相手国の居住者が、「1」の租税条約の相手国において、所得に対する課税上の規則であつて(2)に規定する者が従うものと同様のものに従うこと
 The resident is subject to the same income taxation rules in the other contracting country of the convention mentioned in 1 as persons described in (2)

(2) 次の(a)から(c)の要件を全て満たす者 Person satisfying all of the following conditions from (a) through (c) 該当 Yes, 非該当 No
 居住地国において従事している事業の概要(注15); Description of business in residence country (Note15)

(a) 居住地国において従事している事業が、自己の勘定のために投資を行い又は管理するもの(銀行、保険会社又は証券会社が行う銀行業、保険業又は証券業を除きます。)ではないこと(注16); はい Yes, いいえ No
 The business in the country of residence is other than that of making or managing investments for the resident's own account (unless the business is banking, insurance or a securities business carried on by a bank, insurance company or securities dealer) (Note16)

(b) 所得が居住地国において従事している事業に関連又は付随して取得されるものであること(注17); はい Yes, いいえ No
 An item of income is derived in connection with or is incidental to that business in the country of residence (Note17)

(c) (日本国内において行う事業から所得を取得する場合)居住地国において行う事業が日本国内において行う事業との関係で実質的なものであること(注18); はい Yes, いいえ No
 (If you derive an item of income from a business in Japan) The business conducted in the country of residence is substantial in relation to the business conducted in Japan. (Note 18)

D 国税庁長官の認定;
 Determination by the NTA Commissioner
 国税庁長官の認定を受けている場合は、以下にその内容を記載してください。その認定の範囲内で租税条約の特典を受けることができます。なお、上記AからCまでのいずれかに該当する場合には、国税庁長官の認定は不要です。
 If you have received authorization from the NTA Commissioner, please describe below the nature of the authorization. The convention benefits will be granted within the range of the authorization. If any of the above mentioned Lines A through to C above are applicable, then authorization from the NTA Commissioner is not necessary.

年 月 日

・ 認定を受けた日 Date of authorization _____

・ 認定を受けた所得の種類
 Type of income for which the authorization was received _____

(新設)

(272-3 特典条項に関する付表 (スイス))

(272-3 特典条項に関する付表 (スイス))

FORM 17-Switzerland

「特典条項に関する付表」に関する注意事項

INSTRUCTIONS FOR "ATTACHMENT FORM FOR LIMITATION ON BENEFITS ARTICLE"
注 意 事 項

INSTRUCTIONS

付表の提出について

1 この付表は、いわゆる特典条項を有する租税条約の適用を受けようとする場合に、租税条約に関する届出書に添付して提出します(一定の場合には、提出を省略することができます。注意事項の2、3及び4を参照してください。)(以下、この付表を添付して提出する租税条約に関する届出書を「特典条項条約届出書」といいます。)

2 特典条項の適用を受けようとする付表の「1」の租税条約の相手国の居住者が、その国内源泉所得の支払を受ける日の前日以前一定の期間内に特典条項条約届出書を提出している場合には、特典条項条約届出書の記載事項に異動がある場合を除き、その期間内は特典条項条約届出書の提出を省略することができます。一定期間は、それぞれ次のとおりです。
付表の「3」のAのいずれかに該当する場合 : 3年
付表の「3」のB、C、Dのいずれかに該当する場合 : 1年

3 租税条約の適用を受けようとする所得、利得又は収益(以下「所得等」といいます。)が国債や地方債の利子、私募債以外の社債の利子、預貯金の利子、上場株式の配当等などの特定利子配当等である場合、既に受領済みのその所得等について特典条項条約届出書を提出済みである場合は、特典条項条約届出書の記載事項に異動があるときを除き、その所得等についての特典条項条約届出書の提出を省略することができます。

4 特典条項条約届出書の記載事項に異動が生じた場合には、特典条項条約届出書を改めて提出してください。ただし、その異動の内容が租税条約に関する届出書に関するものである場合には、租税条約に関する届出書に前回の特典条項条約届出書の提出日を記載し、この付表の添付を省略することができます。

5 所得等の支払者に居住者証明書(提示の日前一年以内に作成されたものに限ります。)を提示し、特典条項条約届出書に記載した氏名又は名称その他の事項について所得等の支払者の確認を受けたとき(特典条項条約届出書にその確認をした旨の記載がある場合に限ります。)は、居住者証明書の添付を省略することができます。(「租税条約に関する届出書(申告対象国内源泉所得に対する所得税又は法人税の軽減・免除)(様式15)」)にこの付表を添付して提出する場合には、居住者証明書の添付を省略することはできませんので、この付表に居住者証明書を添付する必要があります。)

この場合、上記の確認をした所得等の支払者は、租税条約に関する届出書の「その他参考となるべき事項」の欄に①確認をした旨(例:届出書から提示のあった居住者証明書により、届出書に記載された氏名又は名称その他の事項について確認しました。)、②確認者の氏名(所属)、③居住者証明書の提示を受けた日及び④居住者証明書の作成年月日をそれぞれ記載するとともに、提示を受けた居住者証明書の写しを作成し、提示を受けた日から5年間その国内にある事務所等に保存する必要があります。

付表に記載について

6 付表の□欄には、該当する項目について✓印を付してください。
租税条約の適用を受ける者が「3」のA~Dのいずれかに該当する場合には、「1」の租税条約の適用を受けることができます(なお、Cに該当する場合には、その判定の対象とした所得等についてのみ、Dに該当する場合には認定の対象となった所得等についてのみ、「1」の租税条約の適用を受けることができます。また、その租税条約の各条項に別途定められている要件を満たす必要があります。)

7 適格政府機関とは、①「1」の租税条約の相手国の政府、地方政府又は地方公共団体、②スイス国立銀行、③①のいずれかがその資本の過半数を直接又は間接に所有する者をいいます。

8 公開会社とは、その主たる種類の株式が以下の①又は②における公認の有価証券市場に上場又は登録され、かつ、一又は二以上の公認の有価証券市場において通常取引される法人をいいます。日瑞租税条約の場合、公認の有価証券市場とは、①日本国の金融商品取引法に基づき設立された金融商品取引所又は認可金融商品業協会により設立された有価証券市場、②株式の公認の取引が行われるスイスの有価証券市場、③ロンドン証券取引所、アイルランド証券取引所、アムステルダム証券取引所、ブリュッセル証券取引所、デュッセルドルフ証券取引所、フランクフルト証券取引所、ハンブルク証券取引所、ヨハネスブルグ証券取引所、リスボン証券取引所、ルクセンブルグ証券取引所、マドリッド証券取引所、メキシコ証券取引所、ミラノ証券取引所、ニューヨーク証券取引所、パリ証券取引所、ソウル証券取引所、シンガポール証券取引所、ストックホルム証券取引所、シドニー証券取引所、トロント証券取引所、ウィーン証券取引所及びナスダック市場、④両締約国の権限のある当局が公認の有価証券市場として合意するその他の有価証券市場をいいます。

【裏面に続きます。】

Submission of the Attachment Form

1 If you apply for the application of a tax convention that has a limitation on the benefits article, this attachment form must be submitted along with application form for income tax convention. (In certain cases, this attachment form may not be required. See 2, 3 and 4 below.) (Hereafter, this attachment form and the application form for income tax convention to which it is attached will be called the "application form for LOB convention".)

2 If an application form for LOB convention was submitted within the prescribed period prior to the preceding day of the payment of Japanese source income, except for cases when information given in the application form has been changed, an application form for LOB convention does not need to be submitted during that prescribed period. The prescribed period is as follows:
If any line of A of Section 3 applies: 3 years
If any of B, C or D in Section 3 applies: 1 year

3 If the income, profit or gain (Hereinafter, these will be called "income") for which an application of convention is sought is a specified interest/dividends such as interest from a national bond, municipal bond, corporate bond other than privately placed bond, deposits, or dividends of listed shares, and the application form for LOB convention was submitted for the same income already paid, an application form for LOB convention is not required, except for the case where there has been a change in the information given in the application form for LOB convention.

4 If the information given in the application form for LOB convention has been changed, a new application form must be submitted. However, if the change relates to the application form for income tax convention, an application form for income tax convention may be submitted alone and the date of the previous submission of application form for LOB convention stated.

5 In the case that recipient of the income shows his residency certification (certification must have been issued within one year prior to the showing) to the payer of the income, and the payer confirms the items entered in column 2 (only in case that the payer writes the fact of confirmation in the application form for LOB convention), attachment of residency certification is not required (if this attachment form is appended to "Application Form for Income Tax Convention (Relief from Japanese Income Tax or Corporation Income Tax on Japanese Source Income) (Form 15)", the residency certification must be appended to this attachment form).

In this case, the payer of the income who confirms the above-mentioned items is required to enter into the column "Others" of the Application Form: ①the fact of confirmation (e.g., 'I, the payer described in column 3, have confirmed the name of the recipient and other items entered in column 2, having been shown residency certification by the recipient'); ②the name and the affiliation of the individual who is making the confirmation; ③the date that certification is shown; and ④the date of issue of the residency certification. The payer is also required to make a copy of the residency certification and keep the copy in his office, etc. located in Japan for five years from the date that certification is shown.

Completion of the form

6 Applicable blocks must be checked.
If any of A through to D in 3 applies, the benefits of the convention mentioned in 1 will be granted. (If C applies, the benefits will be granted only for the income for which conditions in C are tested; and if D applies, the benefits will be granted only for the income for which the authorization was given. Note that any other requirements in the respective article of convention must be satisfied.)

7 "Qualified Governmental Entity" means ①the government of the other contracting country of the convention mentioned in 1, any political subdivision or local authority thereof, ②the Swiss National Bank or ③a person a majority of the capital of which is owned, either directly or indirectly, by any entities mentioned in ①.

8 A "Publicly Traded Company" refers to a company whose principal class of shares is listed or registered on a recognized stock exchange mentioned in following ① or ②, and is regularly traded on one or more recognized stock exchanges. In the case of the Japan-Switzerland Income Tax Convention, "Recognized Stock Exchange" means ①any stock exchange established by a Financial Instruments Exchange or an approved-type financial instruments firms association under the terms of the Financial Instruments and Exchange Law (Law No. 25 of 1948) of Japan; ②any Swiss stock exchange on which registered dealings in shares take place; ③the London Stock Exchange, the Irish Stock Exchange and the stock exchanges of Amsterdam, Brussels, Düsseldorf, Frankfurt, Hamburg, Johannesburg, Lisbon, Luxembourg, Madrid, Mexico, Milan, New York, Paris, Seoul, Singapore, Stockholm, Sydney, Toronto and Vienna, and the NASDAQ system; and ④any other stock exchange which the competent authorities agree to recognize.

【Continue on the reverse】

(新 設)

(272-3 特典条項に関する付表 (スイス))

9 年金基金又は年金計画とは、①「1」の租税条約の相手国の法令に基づいて設立され、②退職年金、退職手当その他これらに類する報酬を管理し、若しくは給付すること又は他の年金基金若しくは年金計画の利益のために所得を取得することを目的として運営され、かつ、③これらの活動に関して取得する所得につき「1」の租税条約の相手国において租税を免除される者をいいます。

10 公益団体とは、「1」の租税条約の相手国の法令に基づいて設立された団体で、専ら宗教、慈善、教育、科学、芸術、運動、文化その他公の目的のために運営されるものをいいます。「1」の租税条約の相手国の法令において所得の全部又は一部に対する租税が免除されるものに限ります。設立趣意書及び実際の活動状況について確認が可能な書類（パンフレット等の写しなどでも構いません。）を添付してください。

11 B(1)の要件を満たすかどうかは、源泉徴収による課税の場合には、その所得等の支払が行われる日（配当については、その配当の支払を受ける者が特定される日とします。）に先立つ12か月の期間を通じて、判定します。その他の場合には、その所得等の支払が行われる課税年度の総日数の半数以上の日において要件を満たす必要があります。なお、「年月日現在の株主等の状況」の各欄には、上記の判定期間に属するいずれかの日の持分を有する者の状況について、記載してください。また、株主等による保有が間接保有である場合には、持分を有する者の「間接保有」の欄に印を付した上、間接保有の状況について適宜の様式に記載し添付してください。

12 持分の最も多い株主から順次記載し、その合計割合が75%以上に達したときには、その他の株主について記載する必要はありません。

13 例えば、いわゆる親子間配当の減免に係る持株割合につき、「1」の租税条約で「直接又は間接に50%以上」と規定し、判定対象株主の居住地域と日本国との租税条約で「直接に15%以上」と規定している場合のように、後者の要件が前者の要件よりも制限的であるかどうか明らかでない場合には、「要件が制限的でない」として判定して差し支えありません。

14 「1」の租税条約の相手国の居住者は、租税条約の適用を受ける所得を取得する課税年度の直前の3課税年度の総所得の平均が総所得に関する要件を満たしている場合には、その所得を取得する課税年度について要件を満たすものとみなされます。なお、総所得とは、企業がその事業から取得する総収入の額から当該収入を得るために直接に要した費用の額を差し引いた残額をいいます。

15 あなたが関連者(持分の50%以上を所有する者など一定の要件を満たすものをいいます。)を有する場合又は組合の組合員である場合には、その関連者又は組合があなたの居住地域において行う事業はあなたが居住地域において行う事業とされます。

16 「Cの(2)(a)」の「自己の勘定のために投資を行い又は管理するもの」とは、投資としての性格を有する事業をいい、例えば、自己の計算において、配当等の収益を得るために株式等の取得や管理のみを行う事業が該当します。

17 「Cの(2)(b)」の「所得が居住地域において従事している事業に関連又は付随して取得されるものであること」とは、その所得等の基因となる活動が居住地域において従事している事業そのものである場合やその活動が居住地域における事業と一体のものとして行われる場合において取得される所得をいいます。

18 「Cの(2)(c)」の「日本国内において行う事業との関係で実質的なものであること」とは、日本国内において自ら又は関連会社が行う事業から所得を取得する場合の追加的な条件であり、その資産の価額、所得額等からみてその居住地域において行う事業の規模が日本国内の活動と比べて僅少である場合や事業全体の貢献度からみて居住地域の活動の貢献度がほとんどない場合にはこの条件を満たしません。

この付表に記載された事項その他租税条約の規定の適用の有無を判定するために必要な事項については、別に説明資料を求めることがあります。

9 A “Pension Fund or Pension Scheme” means any person that is: ① established under the laws of the other contracting country of the convention mentioned in 1, ② operated principally to administer or provide pensions, retirement benefits or other similar remuneration or to earn income for the benefit of other pension funds or pension schemes and ③ exempt from tax in that contracting country with respect to income derived from the activities described in ②.

10 A “Public Service Organization” refers to an organization established under the laws of the other contracting country of the convention mentioned in 1 and maintained exclusively for a religious, charitable, educational, scientific, artistic, sportive, cultural or public purpose only if all or part of income may be exempt from tax under the domestic laws of the other contracting country of the convention mentioned in 1. Please attach the prospectus for establishment and any documents that explain the organization’s actual activity, e.g., copy of PR brochure, etc.

11 In case of withholding taxation, whether the condition stated in B(1) is satisfied and is tested for the period which precedes the day of income payment (or in the case of dividends, the date on which entitlement to the dividends is determined). In all other cases, whether the condition stated in B(1) is satisfied and is tested for at least half the days of the taxable year.

In “State of Shareholders as of (date)”, please provide information on the state of shareholders as of an appropriate date in the above mentioned test period. In the case that the shares are indirectly owned, check the “indirect ownership” box and attach a separate sheet explaining about the indirect ownership.

12 Please fill in the line in order from shareholders who own more shares to less. When their total ratio of shares owned reaches 75% or more, any other shareholders need not be mentioned.

13 It may be determined that the conditions are no less restrictive when, for example, regarding the holding ratio (%) relating to the tax relief of dividends between a parent company and its subsidiary, under the Convention of 「1」 in the case of 50% and above, directly or indirectly between the country of residence of the stipulated shareholder and Japan 「15% and above, directly », it is not clear whether or not the latter conditions are more restrictive than the former conditions.

14 Resident of the other contracting country of the convention mentioned in 1 shall be deemed to satisfy the gross income requirements for the taxable year in which the item of income is derived if that resident satisfies those gross income requirements when averaging the gross income of the three taxable years preceding that taxable year. The term “gross income” means the total revenues derived by an enterprise from its business, less the direct costs of obtaining such revenues.

15 If you have an affiliated corporation (which satisfies certain conditions, e.g., you own 50% or more of its shares), or if you are a partner of a partnership, business of the affiliated corporation or the partnership in your country of residence is considered as your business in that country.

16 “Making or managing investments for the resident’s own account” in (a) of (2) of C refers to a business which has the nature of investment such as a business acquiring and managing shares in order to obtain dividends or other benefits in the resident’s own account.

17 “An item of income is derived in connection with or is incidental to that business in the country of residence” in (b) of (2) of C refers to an income derived from activities which themselves constitute the business in the country of residence, or which are conducted as part of the business in the country of residence.

18 “Substantial in relation to the business conducted in Japan” in (c) of (2) of C refers to an additional condition if you derive income from a business in Japan either by yourself or by your affiliated corporation. If the volume of business in the country of residence is insignificant in comparison with the activities in Japan in terms of the value of assets or amount of income, or the contribution of the activity in the country of residence is negligible in the contribution of the total business, then this condition is not satisfied.

If necessary, the applicant may be requested to furnish further information in order to decide whether or not relief under the Convention should be granted.

(272-3 特典条項に関する付表 (スイス))

(新設)